



第5期宮前区地域福祉計画

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度



平成30(2018)年3月
川崎市宮前区



はじめに



川崎市は、昨年4月に、人口が150万人を超えるという大きな節目を迎えました。一方で、高齢化率は、20.1%（平成29年10月1日現在）と全国平均に比べますと、まだまだ若い都市といえます。

当面続く人口増加に対応しながら、その先に確実に訪れる人口減少、超高齢社会の到来を見据え、来るべき将来に向けて、今なすべきことにしっかりと取り組んでいくことが必要と考えています。

わが国では、核家族化など家族形態の変容に起因して、地域で課題を解決していく地域力や、お互いに支え合い、共生していけるような地域の福祉力の低下の中で、「地域共生社会の実現」に向けた取組が進められています。

本市におきましては、国に先駆けて、高齢者だけでなくすべての市民を対象とした、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で、安心して暮らし続けることができる地域をめざした「地域包括ケアシステムの構築」に向けて取り組んでおります。

具体的には、医療・介護の連携とともに、地域の「互助」による仕組みづくりが重要であり、自分たちのまちに主体的に関わる市民が増えることが、地域の活性化と持続的な発展につながり、好循環につながっていくものと考えています。

今回、策定いたしました「第5期川崎市地域福祉計画」につきましては、福祉分野を中心とした関連行政計画を地域という視点で横につなぎ、住民の視点から地域福祉を推進することをめざすもので、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」を基本理念に掲げています。

また、各区におきましても同様の計画を策定しておりまして、地域性に応じた施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

今後の本計画の推進に向けまして、市民の皆さまのより一層の御理解・御協力をいただき、顔の見える関係づくりを進め、地域福祉を推進するとともに、福祉分野だけでなく、コミュニティ分野や住宅・都市計画分野、教育分野など幅広い関連施策分野が連携した、本市における地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと存じます。

最後になりますが、今回の川崎市・各区地域福祉計画の策定にあたり、多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

川崎市長

福田 紀彦

目次

序章 川崎市地域福祉計画について	1
1 計画の趣旨・期間	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の期間	3
2 計画の位置付けと関連計画との関係性	4
(1) 地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性	4
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	8
3 これまでの計画の進捗状況と課題	9
4 地域共生社会の実現に向けた動向	11
5 2025年を見据えためざすべき姿	13
(1) 地域福祉とは	13
(2) 地域福祉の対象者と担い手	14
(3) 2025年に向けて想定される課題とめざす姿	15
6 第5期計画期間における施策の方向性	17
(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方	17
(2) 計画の基本理念・目標	18
7 第5期計画の実施状況の点検・見直し	20
第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図	21
第1章 宮前区地域福祉計画策定にあたって	23
1 宮前区地域福祉計画	25
(1) 地域福祉計画とは	25
(2) 計画策定の流れ	25
(3) 宮前区の地域包括ケアシステム	26
2 宮前区の地域の特色	27
(1) 宮前区の概況	27
(2) 宮前区の地域福祉を取り巻く現状	28
3 宮前区における生活課題	43
(1) 第4回川崎市地域福祉実態調査（地域の生活課題に関する調査）からみえる課題	43
(2) 団体アンケート（地域福祉活動に関する調査）からみえる課題	46
(3) 宮前区民の医療・福祉に関する意識調査報告書からみえる課題	47
(4) 地域のつながりワークショップからみえる課題	49
(5) シンポジウムからみえる課題	52

4	第4期計画の振り返り	54
	(1) 第4期計画における重点項目	54
	(2) 第4期計画の評価と課題	55
第2章	宮前区の地域福祉推進の取組	59
1	宮前区が目指す地域福祉	61
	(1) 計画の理念	61
	(2) 基本目標	62
	(3) 計画の骨子	63
	(4) 事業体系一覧表	64
2	第5期計画の重点的な取組	67
3	具体的な取組	69
第3章	第5期計画の推進体制	93
1	地域福祉推進のための役割	95
2	計画の進行管理	96
資料編	97
1	第5期宮前区地域福祉計画策定の経過	99
2	川崎市宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議開催運営等要綱	100
3	宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議委員名簿	102
4	第4回川崎市地域福祉実態調査報告より	103
5	宮前区の社会資源一覧	116

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、以下の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成 16（2004）年度から策定しており、今回が第5期となります。今回の第5期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

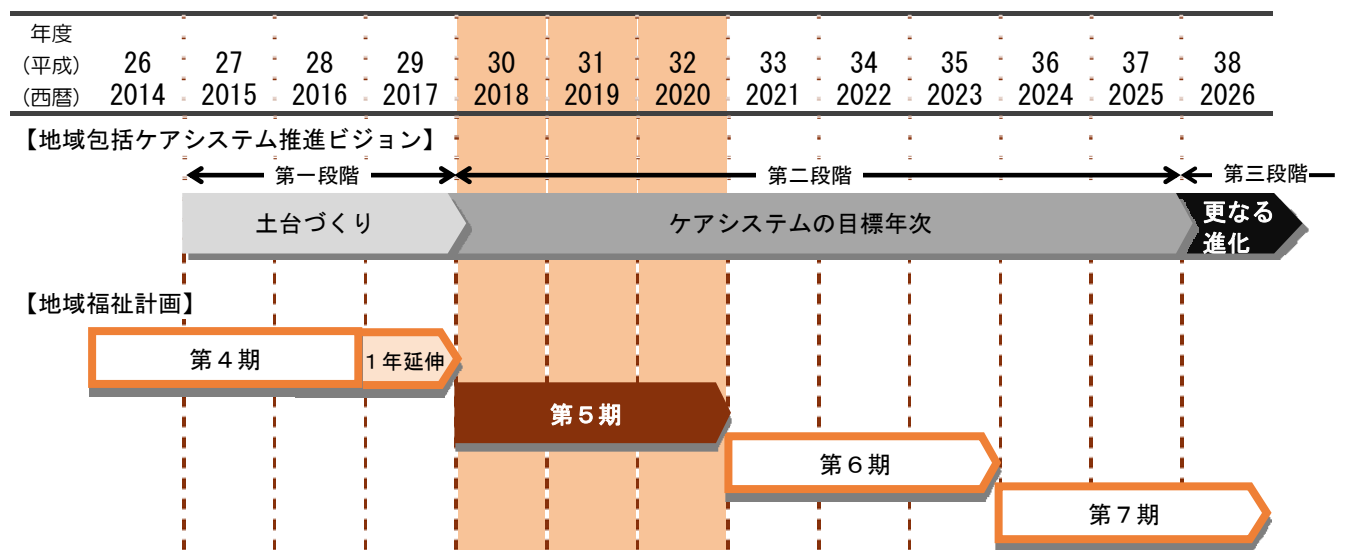
【計画策定における市民参加と合意形成】

計画策定にあたっては、市計画については、川崎市社会福祉審議会条例に定める川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、区計画については、各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、検討を進めました。

さらに、市民の御意見を広く反映していくため、各区説明会の開催、パブリックコメントなどを実施しました。

(2) 計画の期間

第5期地域福祉計画の計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3年間です。



なお、第4期計画については、平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度までの3年間の計画でしたが、本市においては、平成 27（2015）年3月に、地域包括ケアシステム構築に向けた関連行政計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進を図るため、1年間計画期間を延伸し、平成 29（2017）年度までの計画として期間を変更しました。

2 計画の位置付けと関連計画との関係性

（1）地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性

高齢化率が 21%を大きく上回る今後のわが国の超高齢社会においては、全国的に平成 37（2025）年までに、75 歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれ、本市においても、同様の傾向であるとともに、平成 57（2045）年以降も、都市化する過程で移住してきた人々が高齢化していくことなどにより、さらに後期高齢者の増加が見込まれています。今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加や、それにより、疾病による入院リスクの高まりによる入院需要の増大が想定されます。

一方で、約6割の人が最期まで自宅で暮らし続けたいと願っているのに対し、実際に、自宅で亡くなる人は、全国と比較して若干高い水準ですが、約2割弱という状況です。

市民の希望に寄り添い、社会保障制度の持続可能性を高めるためには、高齢者等が自宅をはじめとした在宅で暮らし続けられるように、医療を在宅に届けられる仕組みづくりが重要と考えられます。

しかしながら、医療だけでは在宅で暮らし続けることはできず、「住まい」「生活支援」「医療」「介護」「予防」の5つの要素が包括的に、切れ目なく提供できるような環境整備が必要と考えられています。

国においては、こうした状況の中で、平成 23（2011）年度の介護保険法改正により「地域包括ケアシステム」という考え方が打ち出され、中学校区程度を念頭に、概ね 30 分以内に駆けつけられる日常生活圏域において、生活に必要な様々な要素が利用者のニーズに応じて適切に組み合わせられ、入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目なく一体的にサービス提供がなされる「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっています。

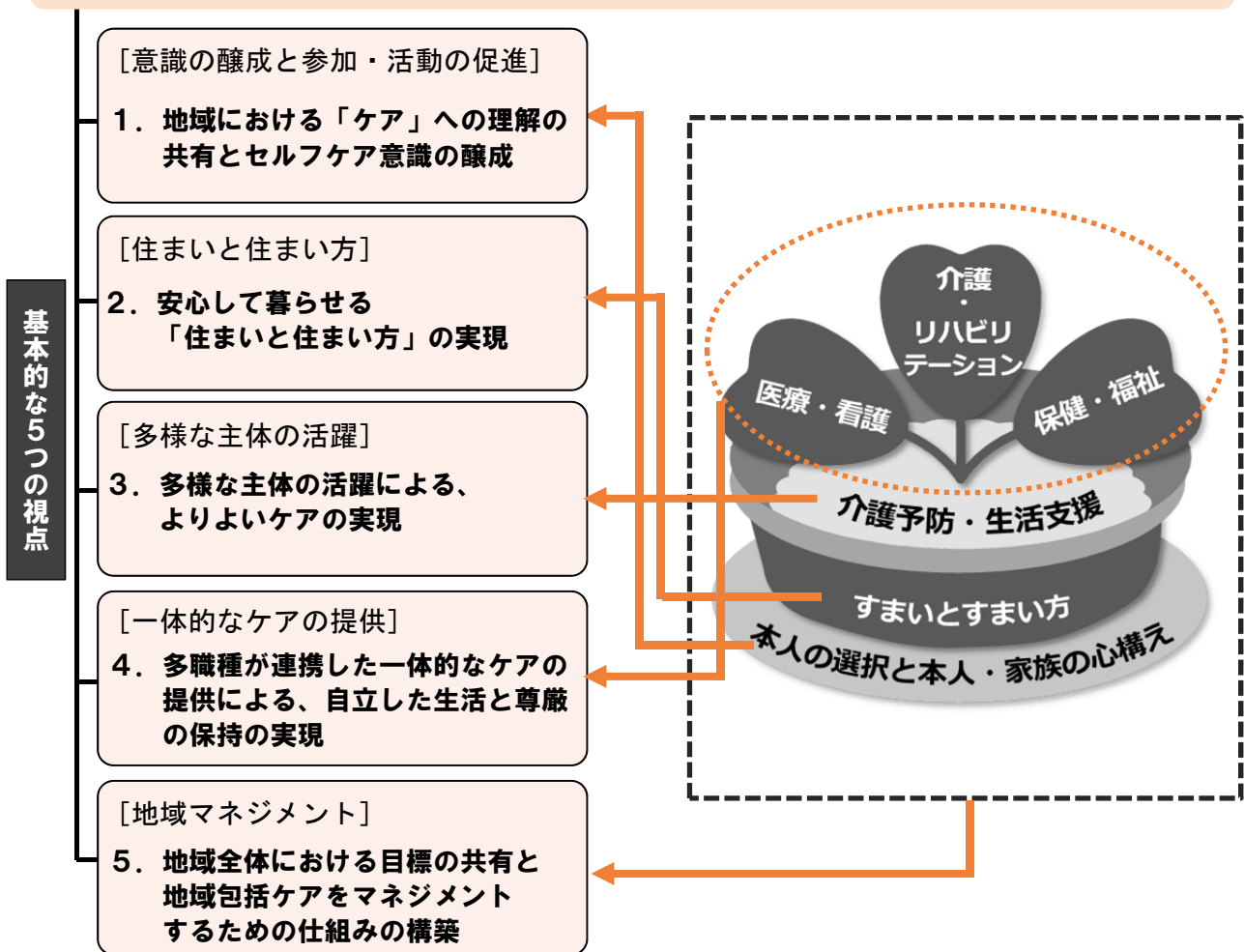
本市においては、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成 27（2015）年3月に関連個別計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による
誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

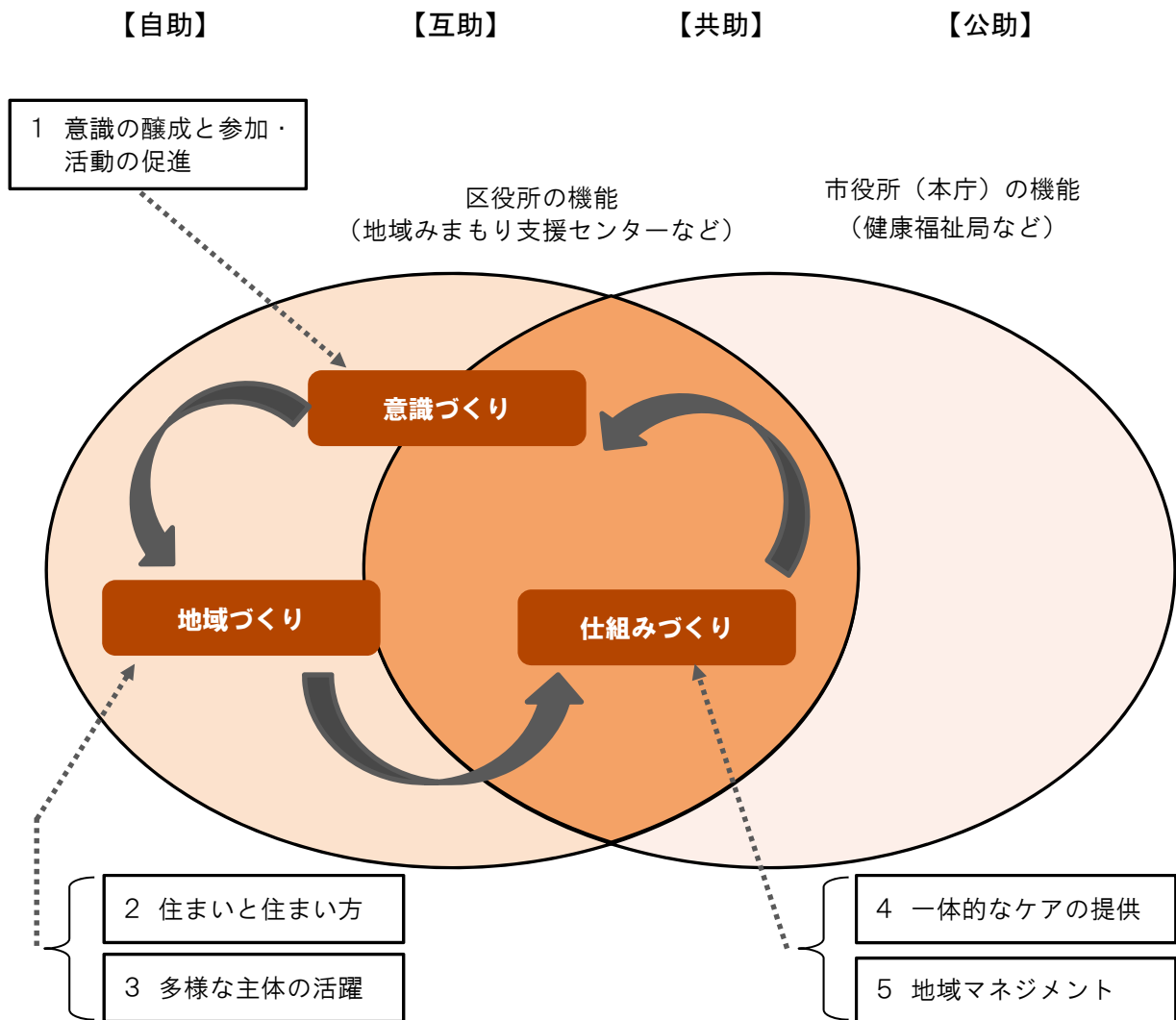


出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

さらに、本市においては、行政機関として、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全
 市的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、地域福祉の推進を含めた地
 域包括ケアシステムの構築に向けて、それぞれの適切な役割分担により、一体的に取組を
 推進します。

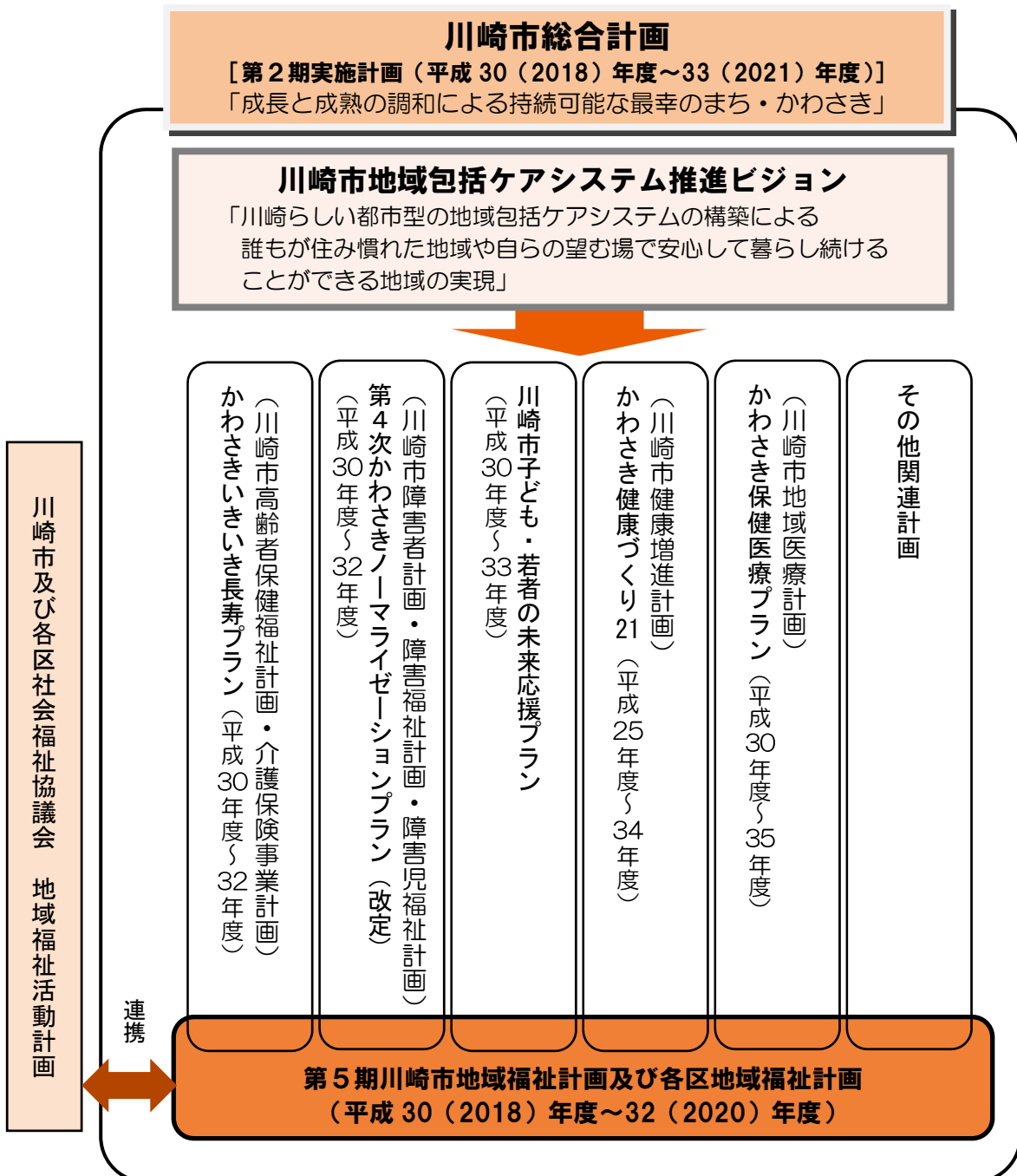
その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づく
 り」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づく
 り」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化してい
 くための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合
 わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



こうした本市における地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念として、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら、地域福祉計画を策定し、本市における地域福祉の向上をめざします。

【第5期川崎市地域福祉計画の位置付け】



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する地域福祉計画と共に、地域福祉の推進を図ることを目的とする市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画があります。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

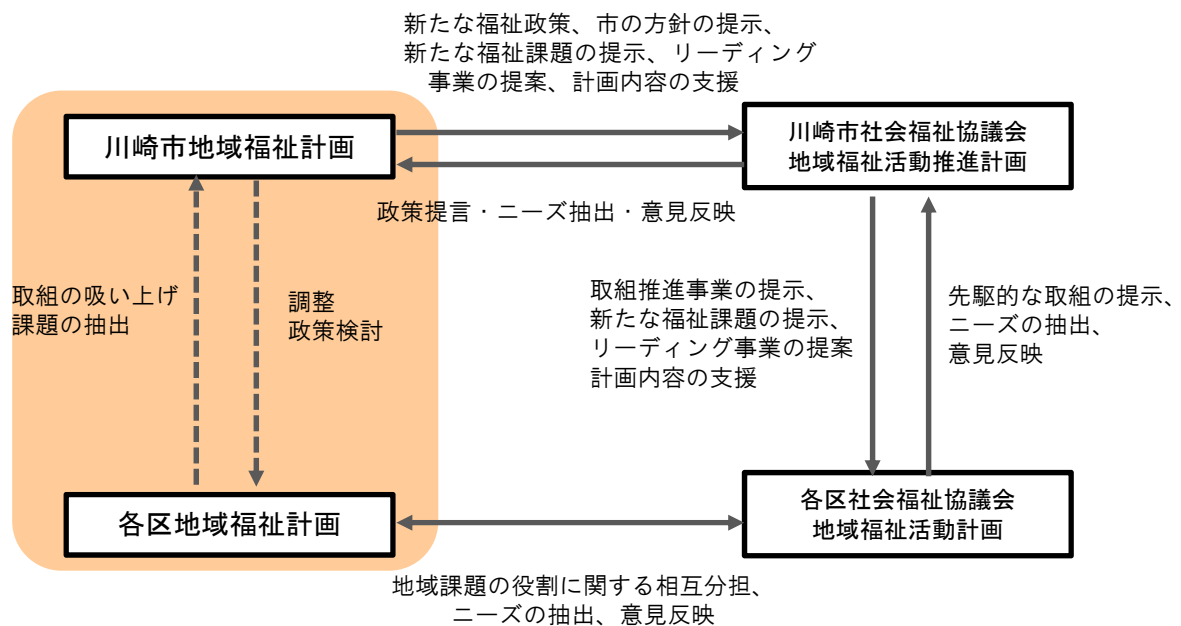
本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、計画を策定しました。

なお、「各区地域福祉活動計画」については、各区社会福祉協議会により、次期計画に向けて計画期間を調整していくとともに、事業展開においては、相互の連携の充実を図っていきます。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

3 これまでの計画の進捗状況と課題

第1期計画での取組（平成16（2004）～平成20（2008）年度 ※3年程度を目安に点検・見直し）

すべての人が地域の中で健やかに安心して生活が送れるように、その人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていく。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくり」

【基本目標】

- （1）いつまでも、誰でもが生き生きと自立した生活を送ることができる
- （2）共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- （3）誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

第2期計画への課題

- （1）地域における人と人とのつながりの再構築
- （2）社会福祉の変化への対応
- （3）地域の実情に合った取組の推進

第2期計画での取組（平成20（2008）～平成22（2010）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制整備
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第3期計画への課題

- （1）社会の変化に対応した福祉サービスの提供とともに地域でのつながりの構築
- （2）一人ひとりの自立を基本とした社会福祉の仕組みの変化への対応
- （3）市民の活動の活発化と連携した仕組みづくり

第3期計画での取組（平成23（2011）～平成25（2013）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第4期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

第4期計画での取組（平成26（2014）～平成29（2017）年度）

誰もが生き生きと自立した生活を実現し、人と人との支え合いや助け合いを育み、効果的なサービス提供と住民・団体・企業などの多様な主体が連携した、「自立と共生の地域づくり」を進める。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第5期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

4 地域共生社会の実現に向けた動向

わが国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。

しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の施策展開だけでは対応が難しい面が表出しています。言い換えれば、制度が対象としない生活課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って新たな対応が求められています。

こうした中で、平成 28（2016）年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられています。

厚生労働省では、平成 28（2016）年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていくことをめざしています。

具体的には、地域づくりの取組の支援とともに、個々の課題を持った住民に対して、福祉サービスへつなぐことも含めて、個人を「丸ごと」支援できる総合相談支援体制が必要となっています。

本市においては、これに先駆けて、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、平成 28（2016）年4月に、各区役所保健福祉センター内に、地域みまもり支援センターを設置しました。地域みまもり支援センターにおいては、保健福祉センター内の各部署と連携し、高齢者、障害者、子ども、子育て中の親、現時点でケアの必要がない人など、すべての住民を対象として、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図り、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能を充実し、連携を強化するとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、こども家庭センター、地域子育て支援センターなどの専門相談支援機関等をはじめとした地域における多様な主体との円滑な連携の推進をめざしています。

さらに、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、市内の保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、教育分野などの多様な関係機関による顔の見える関係づくりを主体的に進めるための協議の場として、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置し、主体的な連携の仕組みづくりを進めています。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

出典：厚生労働省資料をもとに作成

5 2025年を見据えたためざすべき姿

(1) 地域福祉とは

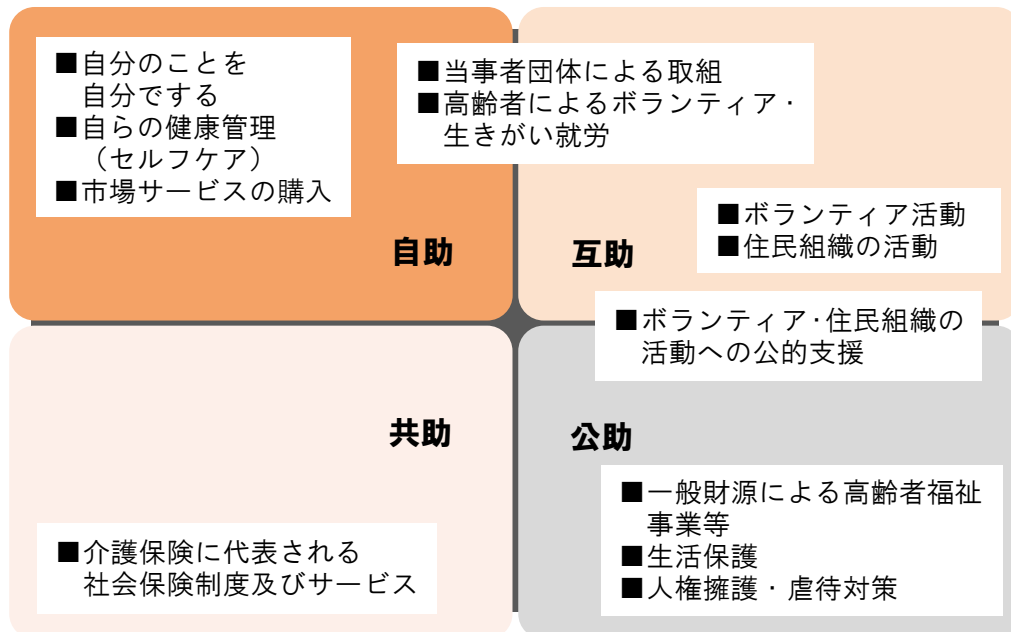
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て、解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典：地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(参考)「川崎市自治基本条例」の要旨

自治の基本理念—市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立をめざす「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって確立した自治体（川崎市）に自らの代表を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

さらに、川崎市自治基本条例では、①市政に関する情報を共有する「情報共有の原則」、②市民の参加の下で市政が行われる「参加の原則」、③暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行う「協働の原則」の3つの基本原則を掲げています。

(3) 2025 年に向けて想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は 29 万 4 千人（平成 28 年 10 月 1 日現在）ですが、2025 年には 34 万人まで増加することが見込まれます。特に、75 歳以上の後期高齢者については、13 万 9 千人から、2025 年には約 20 万人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、2025 年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めていくことをめざしています。そのため、2025 年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざすべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源」のテーマごとに、課題とめざすべき姿を整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組み、大枠として、2025 年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【2025（平成 37）年に向けて想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と 2025（平成 37）年に向けて想定される課題	2025（平成 37）年に向けてめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○単身世代・夫婦のみ世帯・ひとり親世代・孤立している子育て世代・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的機関は、基本的な役割を担いながら、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境づくりにつながっている。 ○日ごろからの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。

	現状の課題と 2025（平成37）年に向けて想定される課題	2025（平成37）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。
次世代育成	○地域のつながりが希薄化している中で、住民が自ら暮らしている地域に関心を持ち、市民参加が進んでいくような取組を広げていくことが必要となっている。 ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育てていくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

6 第5期計画期間における施策の方向性

(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

本市における地域福祉計画推進においては、人口 150 万人を超える中で、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なるため、市域全域で考えることは難しく、これまで計画づくりにおいても市計画及び各区計画を策定してきました。

また、生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましく、今般の計画においては「区域」を第1層とし、これまで、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする「地域ケア圏域」を第2層と整理しました。さらに、より小規模な地域で考えていくことも重要であり、概念的に「小地域」として第3層と整理しました。

今回の整理においても、第1層よりも小さいエリアについては、同じ階層であっても実際のエリアが異なっているケースもありますが、地域の実情に応じて、圏域ごとの取組がより一層進められていくように検討していく必要があります。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会（約 650） 小学校区（約 110 校区） など	（例示） ・町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。 など
第2層	地域ケア圏域（中学校区程度） （50 圏域程度） 人口平均 30,000 人程度 いこいの家（48 か所） 地域包括支援センター（49 か所） こども文化センター（58 か所）	・地域包括支援センターやいこいの家など、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社協や地区民児協を組織し、活動を推進している。
第1層	区域（7区） 人口 16 万人～25 万人程度	・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約 150 万人	・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

(2) 計画の基本理念・目標

第5期計画では、第4期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～」を基本理念としました。さらに、①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確に支援につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つの基本目標を掲げ、地域福祉の向上を推進します。

また、施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、本市の地域包括ケアシステム推進ビジョンに掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・生きがいづくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせて利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供することをめざします。さらに、広く福祉に関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上・人材確保に向けた研修の実施、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

今日、災害時の避難支援、一人暮らし高齢者等の見守り、虐待への適切な対応、生活困窮者の自立支援など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、こうした今日的な課題に特化した形での取組をこれまでの地域力を活かしながら推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、施策の推進の中でも、他分野との連携のとれた施策展開を図ります。

7 第5期計画の実施状況の点検・見直し

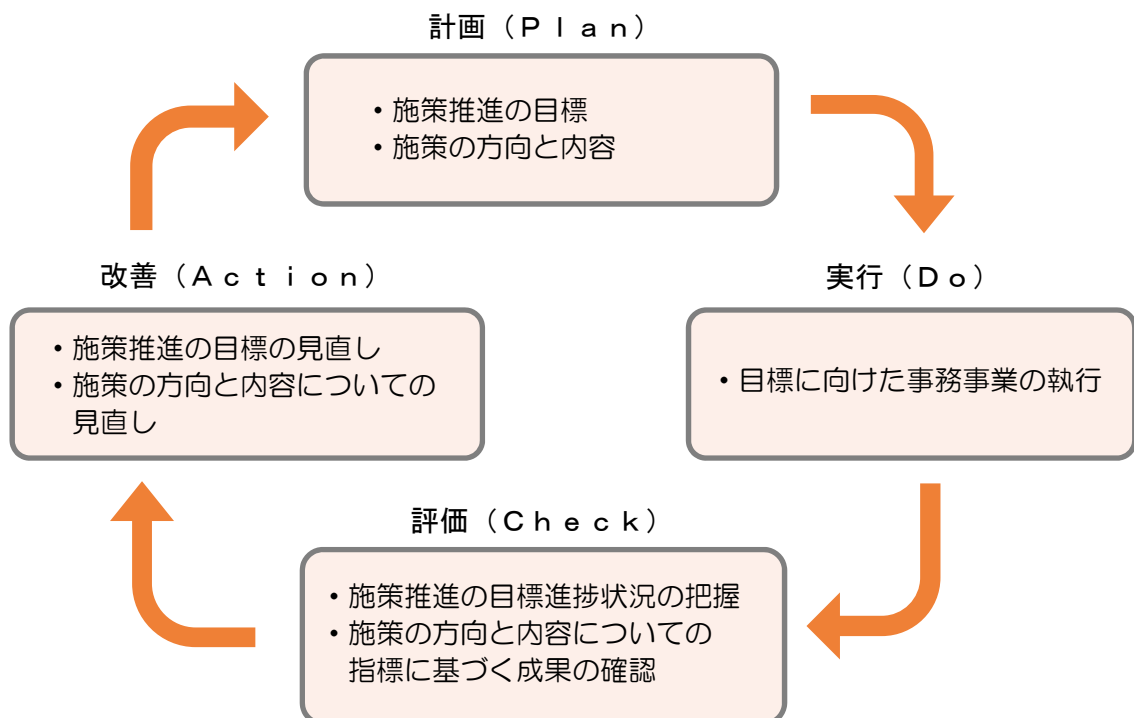
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、川崎市地域福祉計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

あわせて、各区地域福祉計画について、川崎市地域福祉計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に計画を策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第5期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、同地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（平成33（2021）～平成35（2023）年度）の策定につなげます。

【PDCAサイクル】



第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

施策の展開に向けた4つの基本目標

1 住民が主役の地域づくり

- (1) 誰もが参加できる健康・いきがづくり
- ①健康づくり事業
 - ②介護予防事業
 - ③生涯現役対策事業
 - ④生活習慣病対策事業
 - ⑤食育推進事業
- (2) 地域福祉活動への参加の促進
- ①民生委員児童委員活動育成等事業
 - ②老人クラブ育成事業
 - ③高齢者就労支援事業
 - ④青少年活動推進事業
 - ⑤地域における教育活動の推進事業
- (3) ボランティア・NPO活動等の支援
- ①市民活動支援事業
 - ②ボランティア活動振興センターの運営支援
 - ③NPO法人活動促進事業
 - ④地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
 - ⑤地域振興事業
 - ⑥地域福祉コーディネート技術研修
- (4) 活動・交流の場づくり
- ①地域福祉施設の運営（総合福祉センター、福祉パル）
 - ②いこいの家・いきいきセンターの運営
 - ③こども文化センター運営事業
 - ④地域の寺子屋事業

2 住民本位の福祉サービスの提供

- (1) 福祉に関する情報提供の充実
- ①地域子育て支援事業
 - ②老人福祉普及事業
 - ③福祉サービス第三者評価事業
 - ④地域福祉情報バンク事業
- (2) 包括的な相談支援ネットワークの充実
- ①地域包括支援センターの運営
 - ②障害者相談支援事業
 - ③児童生徒支援・相談事業
 - ④母子保健指導・相談事業
- (3) 保健・福祉人材の育成
- ①福祉人材確保対策事業
 - ・福祉人材バンク事業
 - ・福祉人材確保支援事業
 - ・福祉人材就労支援事業
 - ・人材開発研修センターの運営 他
- (4) 権利擁護の取組
- ①権利擁護事業
 - ・あんしんセンター運営の運営支援
 - ・成年後見制度推進事業
 - ②人権オンブズパーソン運営事業
 - ③女性保護事業
 - ④子どもの権利施策推進事業

3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- (1) 災害時の避難支援体制づくりの推進
- ①災害救助その他援護事業
 - ・災害時要援護者対策事業
 - ・大規模災害被災者等支援事業
 - ・被災者等支援事業
- (2) 一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの推進
- ①地域見守りネットワーク事業
 - ②ひとり暮らし支援サービス事業
 - ③高齢者生活支援サービス事業
- (3) 虐待への適切な対応の推進
- ①高齢者虐待防止対策事業
 - ②障害者虐待防止対策事業
 - ③児童虐待防止対策事業
- (4) 生活に困難をかかえる人の自立支援
- ①生活保護自立支援対策事業
 - ②生活困窮者自立支援事業
 - ③ひとり親家庭の生活支援事業
 - ④子ども・若者支援推進事業
 - ⑤更生保護事業
- (5) ひきこもり対策等の推進
- ①社会的ひきこもり対策事業
 - ②自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

4 連携のとれた施策・活動の推進

- (1) 保健・医療・福祉の連携
- ①がん検診等事業
 - ②妊婦・乳幼児健康診査事業
 - ③在宅医療連携推進事業
- (2) 市民・事業者・行政の協働・連携
- ①地域包括ケアシステム推進事業
 - ②認知症高齢者対策事業
 - ③社会福祉審議会の運営
 - ④地域福祉計画推進事業
 - ⑤多様な主体による協働・連携推進事業
 - ⑥居住支援協議会の運営
- (3) 社会福祉協議会との協働・連携
- ①社会福祉協議会との協働・連携

**宮前区地域福祉計画
策定にあたって**

第1章

1 宮前区地域福祉計画

(1) 地域福祉計画とは

宮前区では、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らせる地域づくりを目指して、平成16（2004）年度に第1期計画を策定し、これまでに第4期（平成26（2014）年度～平成29（2017）年度）まで計画を推進してきました。

少子高齢化の進行、核家族や単身世帯の増加、隣近所との関係の希薄化などを背景として、身近な地域では、子育て家庭や高齢世帯の孤立、心身の健康維持など、様々な生活上の課題を抱えています。

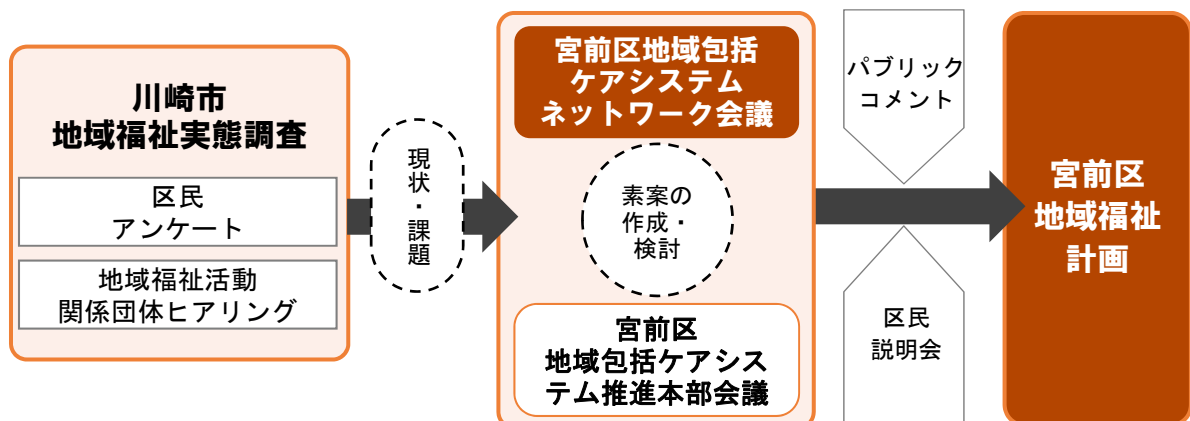
これらの課題は、住民一人ひとりの力だけで解決できるものばかりではありません。隣近所をはじめとする身近な地域での助け合いや、保健福祉に関わる事業者、公的機関などが、地域の課題解決に協働して取り組むことは、誰もが暮らしやすい地域づくりのために大切なことなのです。

(2) 計画策定の流れ

区民アンケートや地域福祉活動に携わる機関・団体ヒアリングによる「川崎市地域福祉実態調査」を実施し、地域の現状や課題を明らかにしました。

その内容を踏まえて、宮前区長を本部長とする「宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議」や、区内の関係団体や区の地域包括ケアシステムに関連する部署などから構成される「宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議」で、地域福祉の推進に向けた理念や基本方針、取組などについて検討を行い、計画の素案を作成しました。

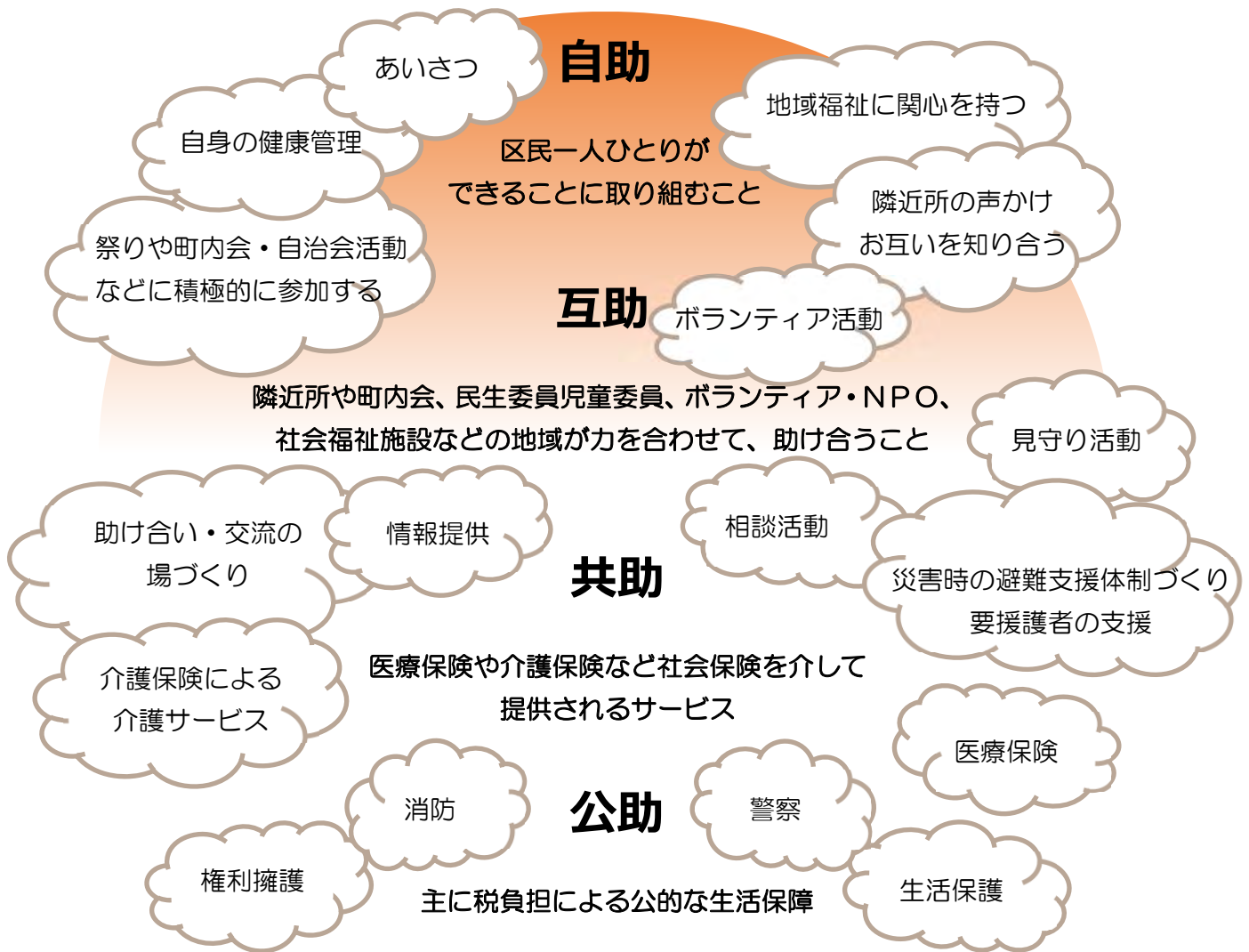
計画素案は、パブリックコメントや区民説明会で公表し、そこで寄せられた区民の意見を踏まえた上での検討を経て、本計画が作成されました。



(3) 宮前区地域包括ケアシステム

第5期宮前区地域福祉計画は、川崎市の策定した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、策定されています。

地域包括ケアシステム推進ビジョンが目指す「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域」を作るには、区民一人ひとりが、自身の健康を意識し、近隣の人々とあいさつを交わし、地域に積極的に関わること（自助）、ボランティアや近隣住民が情報交換や見守り活動を通じて互いに支え合うこと（互助）、介護保険や医療保険に代表される、お互いの支え合いを基本として制度化された、リスクを共有する人々で負担する取組（共助）、自助・互助・共助では十分な対応ができない場合に、主に税負担により提供される社会福祉等（公助）といった、それぞれの役割を果たしながら、地域福祉を推進していくことが大事だと考えています。



2 宮前区の地域の特徴

(1) 宮前区の概況

宮前区は、川崎市の北西部に位置し、古くから農村地域としての営みが行われてきました。

明治22（1889）年の市制・町村制の実施により、宮前（みやさき）村と向丘（むかおか）村が生まれ、昭和57（1982）年7月高津区から分区し、宮前区となりました。

区域は、多摩丘陵の一角に位置し、坂道の多い起伏に富んだ地形になっており、平瀬川、矢上川及び有馬川などの河川、生田緑地や菅生緑地、東高根森林公園などの豊かな環境資源に恵まれています。

また、農地が多く残されており、メロンやトマト、ブロッコリーなどがかわさき農作物ブランド「かわさきそだち」に登録されています。

昭和41（1966）年の田園都市線の開通や昭和43（1968）年の東名高速道路の開通に伴う東名川崎インターチェンジの開設などによる交通の利便性が高まったことから、郊外住宅地として開発が進み、人口も急速に増加しました。



宮前区に広がる住宅地



宮前メロン



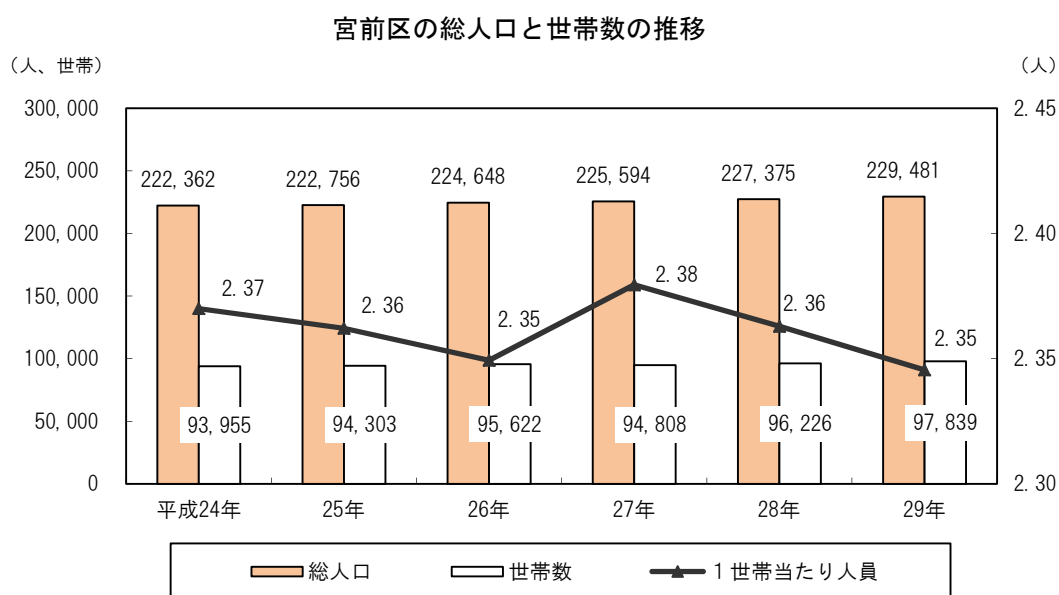
平瀬川

(2) 宮前区の地域福祉を取り巻く現状

① 総人口と世帯数の推移

1) 総人口と世帯数の推移（全体）

宮前区の人口は、平成29（2017）年10月1日現在で229,481人と市内で4番目に多く、世帯数は97,839世帯と5番目となっています。また、1世帯当たり人員は、平成27（2015）年度に一旦増加したものの、平成28（2016）年度から再び減少傾向となっており、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯は増加していると考えられます。

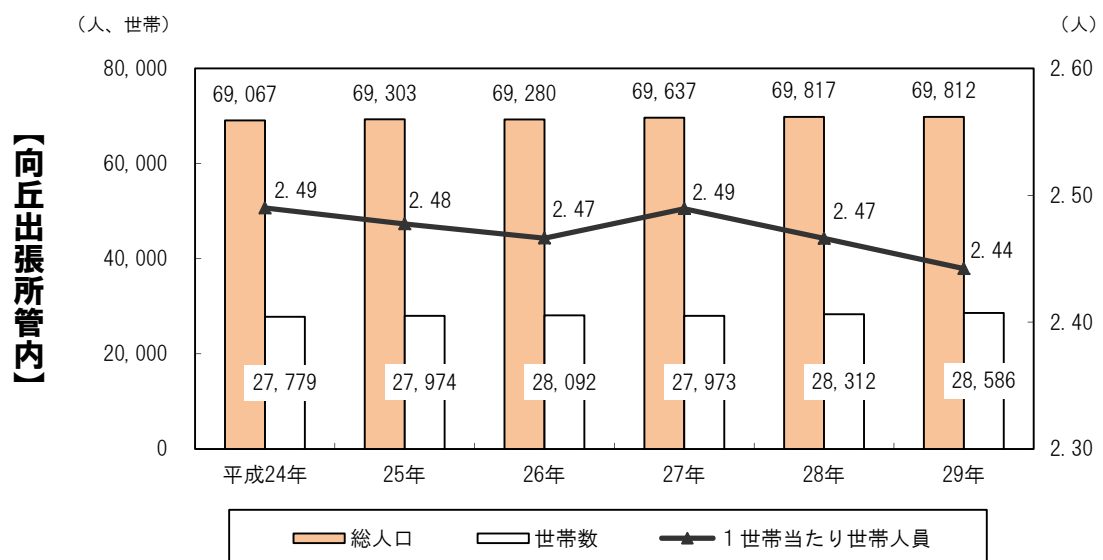
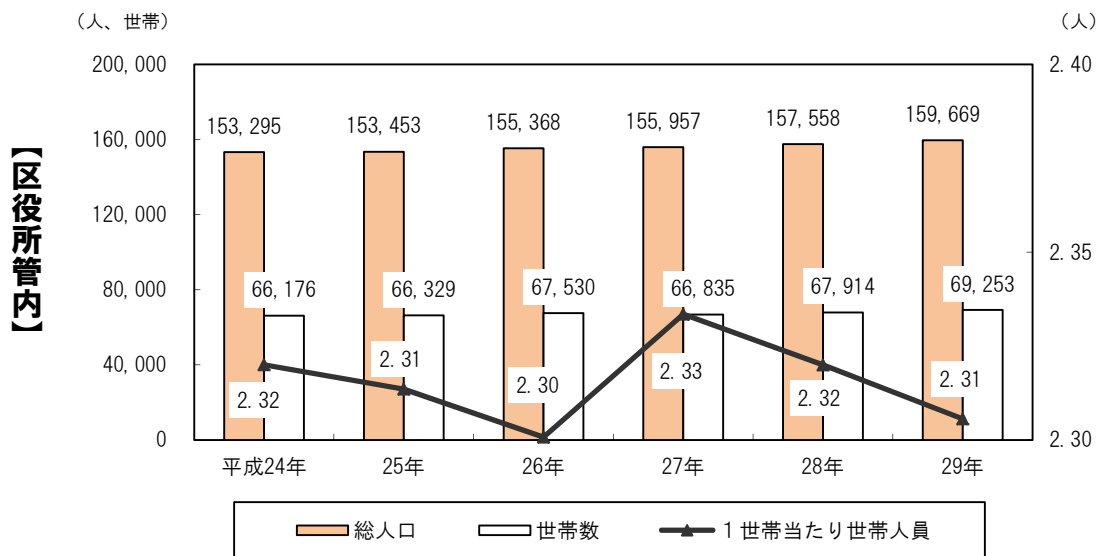


資料：川崎市の統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在）

2) 総人口と世帯数の推移（区役所管内・向丘出張所管内）

管区別にみると、区役所管内は総人口と世帯数は平成24（2012）年以降、増加傾向にあります。向丘出張所管内では総人口は横ばいですが、世帯数は増加傾向となっています。1世帯当たりの世帯人員をみると、区役所管内・向丘出張所管内のいずれも、平成27（2015）年度に一旦増加したものの、平成28（2016）年度から再び減少傾向となっていますが、向丘出張所管内のほうが区役所管内よりも世帯人員が多いことが特徴です。

宮前区の総人口と世帯数の推移（管区別）



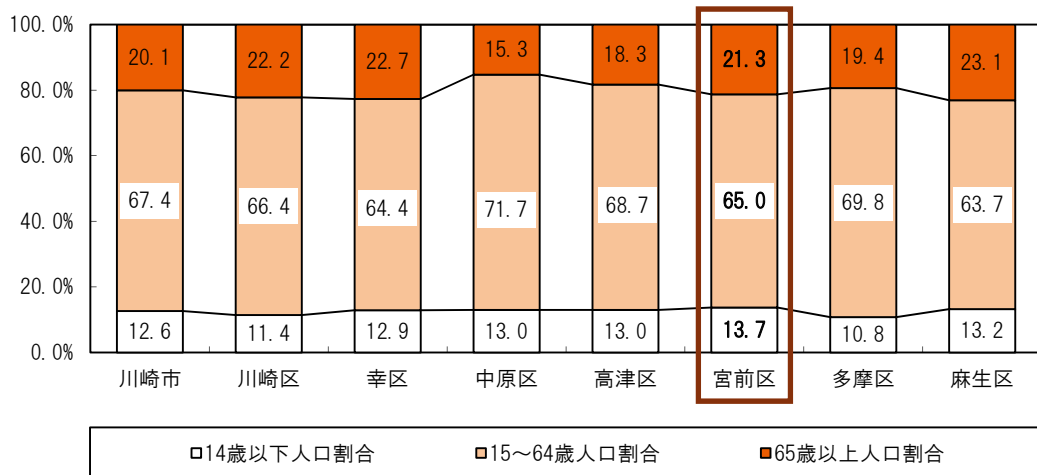
資料：川崎市の統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在）

② 年齢からみる人口の推移

1) 市と各区の年齢3区分別人口構成

宮前区は、市内で最も14歳以下人口割合が高い区です。また、65歳以上人口割合は、20%を超え、市内で4番目に高くなっています。

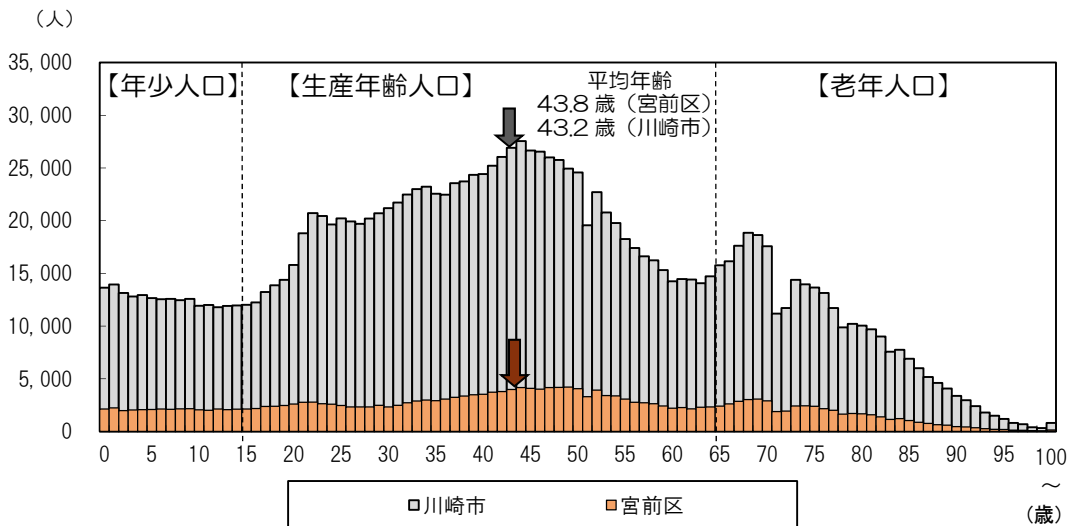
川崎市・区の年齢3区分別人口構成



資料：川崎市の統計情報「川崎市年齢別人口」（平成29（2017）年10月1日現在）

2) 宮前区の年齢別人口

宮前区の年齢別人口

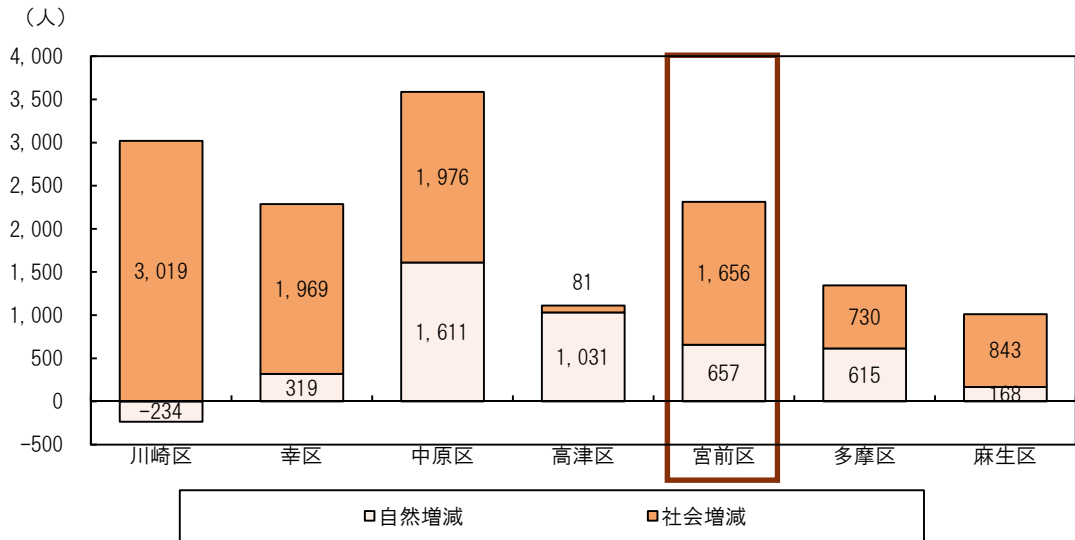


資料：川崎市の統計情報「川崎市年齢別人口」（平成29（2017）年10月1日現在）

3) 川崎市内7区の人口動態

平成28(2016)年の人口動態は2,313人増で、転入による社会増が出生による自然増を上回っています。出生による自然増は、市内で3番目に多くなっています。

川崎市内7区の人口動態(平成28年)

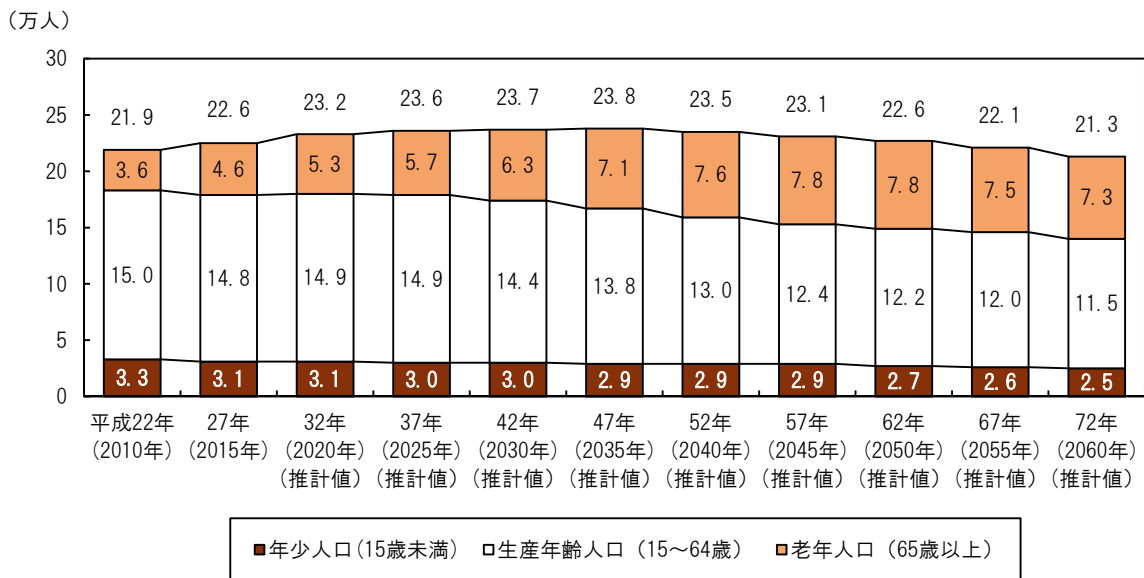


資料：川崎市の統計情報「人口動態」

4) 宮前区の人口推移と将来人口推計

0~14歳人口は平成37(2025)年には約30,000人となる一方、65歳以上人口は約57,000人に増加し、高齢化の急速な進展が予想されます。

宮前区の人口推移と将来人口推計



資料：川崎市総務企画局「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」(平成29(2017)年5月)

③ 町丁別にみる人口の推移

1) 総人口

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年 9月末 総人口割合	平成25年 から29年の 人口増減率
宮前区	222,388	224,280	224,875	226,657	228,762	100.0%	2.9%
区役所管内	152,935	154,850	155,353	156,955	159,065	69.5%	4.0%
有馬1～9丁目	21,511	21,852	22,042	22,078	22,216	9.7%	3.3%
有馬1丁目	3,618	3,648	3,699	3,803	3,869	1.7%	6.9%
有馬2丁目	1,900	1,900	1,834	1,782	1,881	0.8%	-1.0%
有馬3丁目	1,743	1,738	1,864	1,859	1,860	0.8%	6.7%
有馬4丁目	2,727	2,671	2,705	2,679	2,632	1.2%	-3.5%
有馬5丁目	1,711	1,760	1,746	1,766	1,772	0.8%	3.6%
有馬6丁目	2,636	2,809	2,844	2,846	2,844	1.2%	7.9%
有馬7丁目	2,456	2,458	2,536	2,485	2,475	1.1%	0.8%
有馬8丁目	2,918	2,976	2,932	2,941	2,999	1.3%	2.8%
有馬9丁目	1,802	1,892	1,882	1,917	1,884	0.8%	4.6%
梶ヶ谷	2,398	2,386	2,383	2,394	2,484	1.1%	3.6%
けやき平	3,370	3,315	3,252	3,278	3,223	1.4%	-4.4%
小台1～2丁目	7,181	7,493	7,456	7,530	7,376	3.2%	2.7%
小台1丁目	3,139	3,302	3,214	3,232	3,180	1.4%	1.3%
小台2丁目	4,042	4,191	4,242	4,298	4,196	1.8%	3.8%
鷺沼1～4丁目	10,603	11,660	11,608	12,074	12,122	5.3%	14.3%
鷺沼1丁目	3,933	3,879	3,846	3,991	4,022	1.8%	2.3%
鷺沼2丁目	1,894	1,928	1,914	1,973	1,988	0.9%	5.0%
鷺沼3丁目	2,829	2,808	2,785	2,771	2,778	1.2%	-1.8%
鷺沼4丁目	1,947	3,045	3,063	3,339	3,334	1.5%	71.2%
神木1～2丁目	2,111	2,131	2,072	2,103	2,088	0.9%	-1.1%
神木1丁目	635	652	620	621	610	0.3%	-3.9%
神木2丁目	1,476	1,479	1,452	1,482	1,478	0.6%	0.1%
土橋1～7丁目	16,715	16,847	16,988	17,097	17,195	7.5%	2.9%
土橋1丁目	3,081	3,113	3,123	3,112	3,093	1.4%	0.4%
土橋2丁目	3,329	3,475	3,500	3,576	3,554	1.6%	6.8%
土橋3丁目	2,046	2,010	2,026	1,987	1,972	0.9%	-3.6%
土橋4丁目	3,687	3,716	3,749	3,762	3,789	1.7%	2.8%
土橋5丁目	991	997	998	1,019	1,100	0.5%	11.0%
土橋6丁目	1,778	1,749	1,763	1,787	1,790	0.8%	0.7%
土橋7丁目	1,803	1,787	1,829	1,854	1,897	0.8%	5.2%
野川	28,313	28,277	28,329	28,413	28,395	12.4%	0.3%

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年 9月末 総人口割合	平成25年 から29年の 人口増減率
東有馬1～5丁目	13,087	13,035	13,005	12,933	12,895	5.6%	-1.5%
東有馬1丁目	1,997	1,984	1,987	2,035	2,091	0.9%	4.7%
東有馬2丁目	3,253	3,314	3,361	3,343	3,346	1.5%	2.9%
東有馬3丁目	2,134	2,120	2,099	2,075	2,050	0.9%	-3.9%
東有馬4丁目	2,448	2,398	2,316	2,266	2,284	1.0%	-6.7%
東有馬5丁目	3,255	3,219	3,242	3,214	3,124	1.4%	-4.0%
馬絹	15,368	15,358	15,570	15,769	8,667	3.8%	-43.6%
馬絹1～3丁目					7,220	3.2%	
馬絹1丁目					3,953	1.7%	
馬絹2丁目					1,322	0.6%	
馬絹3丁目					1,945	0.9%	
宮崎	4,811	4,879	4,837	5,149	5,287	2.3%	9.9%
宮崎1～6丁目	16,672	16,790	17,080	17,237	17,902	7.8%	7.4%
宮崎1丁目	3,521	3,612	3,730	3,692	3,757	1.6%	6.7%
宮崎2丁目	3,901	3,851	3,918	4,136	4,554	2.0%	16.7%
宮崎3丁目	3,858	3,917	4,000	3,984	3,915	1.7%	1.5%
宮崎4丁目	1,201	1,214	1,226	1,225	1,214	0.5%	1.1%
宮崎5丁目	1,989	2,017	2,022	2,051	2,044	0.9%	2.8%
宮崎6丁目	2,202	2,179	2,184	2,149	2,418	1.1%	9.8%
宮前平1～3丁目	10,795	10,827	10,731	10,900	11,995	5.2%	11.1%
宮前平1丁目	2,808	2,805	2,773	3,007	3,152	1.4%	12.3%
宮前平2丁目	4,032	4,069	4,042	3,956	3,879	1.7%	-3.8%
宮前平3丁目	3,955	3,953	3,916	3,937	4,964	2.2%	25.5%

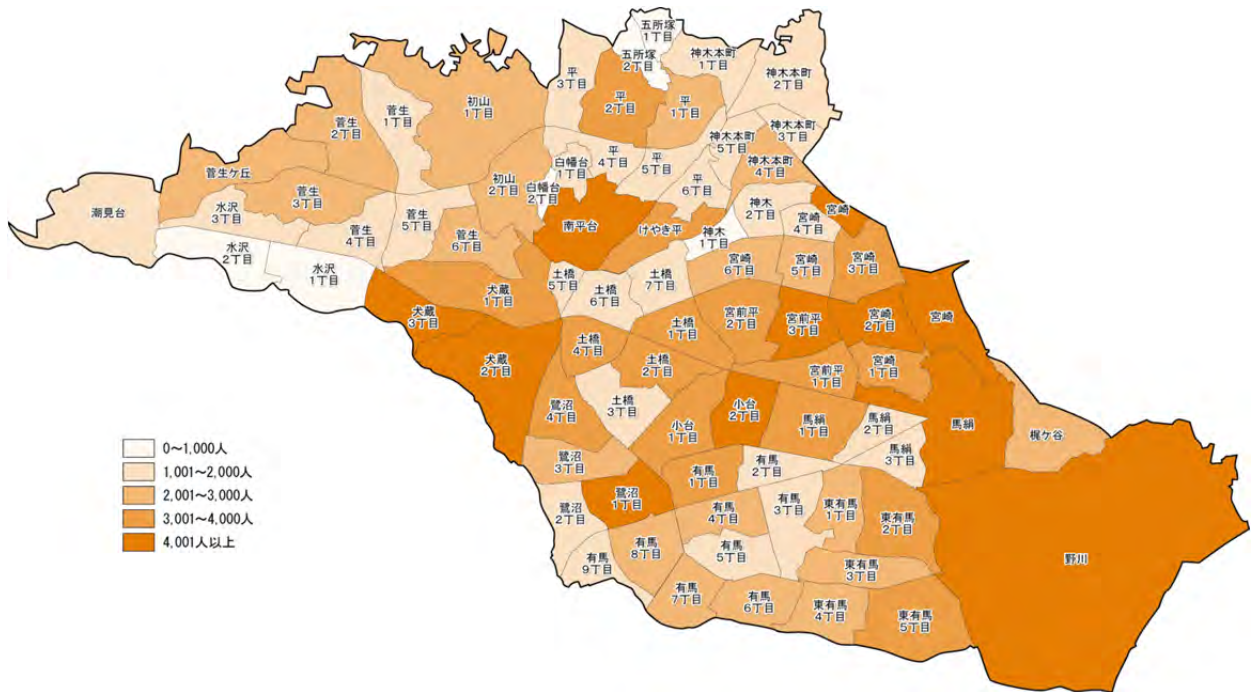
※斜線部（「馬絹1～3丁目」）は、平成28年以降にできた町丁のため、平成25年～平成28年の総人口と平成25年からの増減率は算出していない。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年 9月末 総人口割合	平成25年 から29年の 人口増減率
向丘出張所管内	69,453	69,430	69,522	69,702	69,697	30.5%	0.4%
犬蔵1～3丁目	16,229	16,364	16,505	16,526	16,482	7.2%	1.6%
犬蔵1丁目	2,975	3,097	3,089	3,089	3,076	1.3%	3.4%
犬蔵2丁目	9,052	9,073	9,223	9,292	9,285	4.1%	2.6%
犬蔵3丁目	4,202	4,194	4,193	4,145	4,121	1.8%	-1.9%
五所塚1～2丁目	1,463	1,439	1,420	1,439	1,426	0.6%	-2.5%
五所塚1丁目	647	616	617	628	602	0.3%	-7.0%
五所塚2丁目	816	823	803	811	824	0.4%	1.0%
潮見台	1,614	1,590	1,626	1,692	1,720	0.8%	6.6%
神木本町1～5丁目	8,556	8,623	8,649	8,757	8,798	3.8%	2.8%
神木本町1丁目	1,655	1,691	1,680	1,697	1,709	0.7%	3.3%
神木本町2丁目	1,963	1,973	1,940	1,980	2,000	0.9%	1.9%
神木本町3丁目	1,008	996	1,043	1,122	1,132	0.5%	12.3%
神木本町4丁目	2,119	2,130	2,184	2,174	2,162	0.9%	2.0%
神木本町5丁目	1,811	1,833	1,802	1,784	1,795	0.8%	-0.9%
白幡台1～2丁目	1,967	1,939	1,908	1,879	1,869	0.8%	-5.0%
白幡台1丁目	1,154	1,137	1,114	1,086	1,079	0.5%	-6.5%
白幡台2丁目	813	802	794	793	790	0.3%	-2.8%
菅生ヶ丘	2,871	2,802	2,799	2,802	2,807	1.2%	-2.2%
菅生1～6丁目	12,372	12,374	12,497	12,533	12,582	5.5%	1.7%
菅生1丁目	1,752	1,791	1,788	1,756	1,787	0.8%	2.0%
菅生2丁目	2,398	2,417	2,508	2,520	2,492	1.1%	3.9%
菅生3丁目	2,988	2,950	2,954	2,961	2,934	1.3%	-1.8%
菅生4丁目	1,368	1,343	1,334	1,366	1,443	0.6%	5.5%
菅生5丁目	1,831	1,831	1,858	1,872	1,915	0.8%	4.6%
菅生6丁目	2,035	2,042	2,055	2,058	2,011	0.9%	-1.2%
平1～6丁目	12,603	12,538	12,452	12,355	12,296	5.4%	-2.4%
平1丁目	2,969	2,952	2,961	2,942	2,975	1.3%	0.2%
平2丁目	3,752	3,676	3,629	3,551	3,464	1.5%	-7.7%
平3丁目	1,560	1,576	1,587	1,578	1,577	0.7%	1.1%
平4丁目	1,375	1,394	1,392	1,390	1,400	0.6%	1.8%
平5丁目	1,440	1,453	1,406	1,417	1,439	0.6%	-0.1%
平6丁目	1,507	1,487	1,477	1,477	1,441	0.6%	-4.4%
南平台	4,589	4,566	4,488	4,474	4,426	1.9%	-3.6%
初山1～2丁目	5,187	5,217	5,174	5,141	5,108	2.2%	-1.5%
初山1丁目	2,225	2,239	2,211	2,215	2,204	1.0%	-0.9%
初山2丁目	2,962	2,978	2,963	2,926	2,904	1.3%	-2.0%
水沢1～3丁目	2,002	1,978	2,004	2,104	2,183	1.0%	9.0%
水沢1丁目	38	35	34	31	34	0.0%	-10.5%
水沢2丁目	814	813	829	862	894	0.4%	9.8%
水沢3丁目	1,150	1,130	1,141	1,211	1,255	0.5%	9.1%

資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」（各年9月末日現在）

※数値は、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算したものである。

宮前区総人口地図



2) 年少・老年人口

	年少人口（0～14歳）			老年人口（65歳以上）		
	平成29年 9月末 年少人口	平成29年 9月末 各町総人口 における 年少人口割合	平成25年 からの29年 人口増減率	平成29年 9月末 老年人口	平成29年 9月末 各町総人口 における 老年人口割合	平成25年 からの29年の 人口増減率
宮前区	32,732	14.3%	-1.0%	44,914	19.6%	15.4%
区役所管内	22,747	14.3%	0.4%	28,963	18.2%	15.7%
有馬1～9丁目	3,194	14.4%	0.9%	3,618	16.3%	19.8%
有馬1丁目	477	12.3%	16.1%	635	16.4%	12.6%
有馬2丁目	253	13.5%	-9.0%	345	18.3%	35.3%
有馬3丁目	262	14.1%	-3.7%	302	16.2%	22.8%
有馬4丁目	367	13.9%	-9.6%	502	19.1%	20.1%
有馬5丁目	273	15.4%	4.6%	286	16.1%	6.7%
有馬6丁目	435	15.3%	8.5%	511	18.0%	21.1%
有馬7丁目	470	19.0%	-2.1%	330	13.3%	23.1%
有馬8丁目	389	13.0%	-4.9%	428	14.3%	15.1%
有馬9丁目	268	14.2%	8.5%	279	14.8%	34.1%
梶ヶ谷	399	16.1%	8.7%	422	17.0%	33.5%
けやき平	294	9.1%	-17.2%	1,141	35.4%	7.0%
小台1～2丁目	1,028	13.9%	-5.2%	908	12.3%	17.2%
小台1丁目	410	12.9%	-10.3%	435	13.7%	14.8%
小台2丁目	618	14.7%	-1.4%	473	11.3%	19.4%
鷺沼1～4丁目	1,719	14.2%	19.4%	1,978	16.3%	19.7%
鷺沼1丁目	448	11.1%	-4.5%	755	18.8%	18.5%
鷺沼2丁目	237	11.9%	-8.5%	305	15.3%	24.0%
鷺沼3丁目	366	13.2%	-15.5%	456	16.4%	8.3%
鷺沼4丁目	668	20.0%	139.4%	462	13.9%	32.4%
神木1～2丁目	249	11.9%	-6.7%	528	25.3%	11.9%
神木1丁目	45	7.4%	-11.8%	220	36.1%	3.8%
神木2丁目	204	13.8%	-5.6%	308	20.8%	18.5%
土橋1～7丁目	2,715	15.8%	-2.5%	2,652	15.4%	20.8%
土橋1丁目	412	13.3%	-0.2%	501	16.2%	14.9%
土橋2丁目	624	17.6%	-2.5%	443	12.5%	22.7%
土橋3丁目	212	10.8%	-14.9%	462	23.4%	8.2%
土橋4丁目	640	16.9%	-2.1%	436	11.5%	56.8%
土橋5丁目	229	20.8%	19.9%	130	11.8%	47.7%
土橋6丁目	245	13.7%	-17.8%	293	16.4%	15.4%
土橋7丁目	353	18.6%	3.5%	387	20.4%	10.3%

	年少人口（0～14歳）			老年人口（65歳以上）		
	平成29年 9月末 年少人口	平成29年 9月末 各町総人口 における 年少人口割合	平成25年 からの29年 人口増減率	平成29年 9月末 老年人口	平成29年 9月末 各町総人口 における 老年人口割合	平成25年 から29年の 人口増減率
野川	3,831	13.5%	-8.0%	6,716	23.7%	13.0%
東有馬1～5丁目	1,817	14.1%	-7.6%	3,218	25.0%	8.0%
東有馬1丁目	321	15.4%	-10.6%	363	17.4%	19.4%
東有馬2丁目	662	19.8%	1.8%	518	15.5%	7.5%
東有馬3丁目	263	12.8%	-1.5%	501	24.4%	10.1%
東有馬4丁目	263	11.5%	-24.2%	669	29.3%	11.3%
東有馬5丁目	308	9.9%	-10.2%	1,167	37.4%	2.6%
馬絹	1,294	14.9%	-42.9%	1,347	15.5%	-35.4%
馬絹1～3丁目	1,100	15.2%		1,044	14.5%	
馬絹1丁目	642	16.2%		422	10.7%	
馬絹2丁目	206	15.6%		242	18.3%	
馬絹3丁目	252	13.0%		380	19.5%	
宮崎	683	12.9%	8.1%	847	16.0%	17.3%
宮崎1～6丁目	2,458	13.7%	3.3%	2,964	16.6%	18.5%
宮崎1丁目	466	12.4%	5.7%	698	18.6%	19.7%
宮崎2丁目	496	10.9%	21.3%	676	14.8%	15.6%
宮崎3丁目	597	15.2%	-2.6%	532	13.6%	36.8%
宮崎4丁目	224	18.5%	-29.1%	124	10.2%	29.2%
宮崎5丁目	274	13.4%	1.9%	409	20.0%	13.0%
宮崎6丁目	401	16.6%	20.8%	525	21.7%	7.8%
宮前平1～3丁目	1,966	16.4%	9.7%	1,580	13.2%	22.1%
宮前平1丁目	387	12.3%	4.6%	479	15.2%	21.0%
宮前平2丁目	662	17.1%	-11.7%	572	14.7%	18.9%
宮前平3丁目	917	18.5%	36.5%	529	10.7%	26.9%

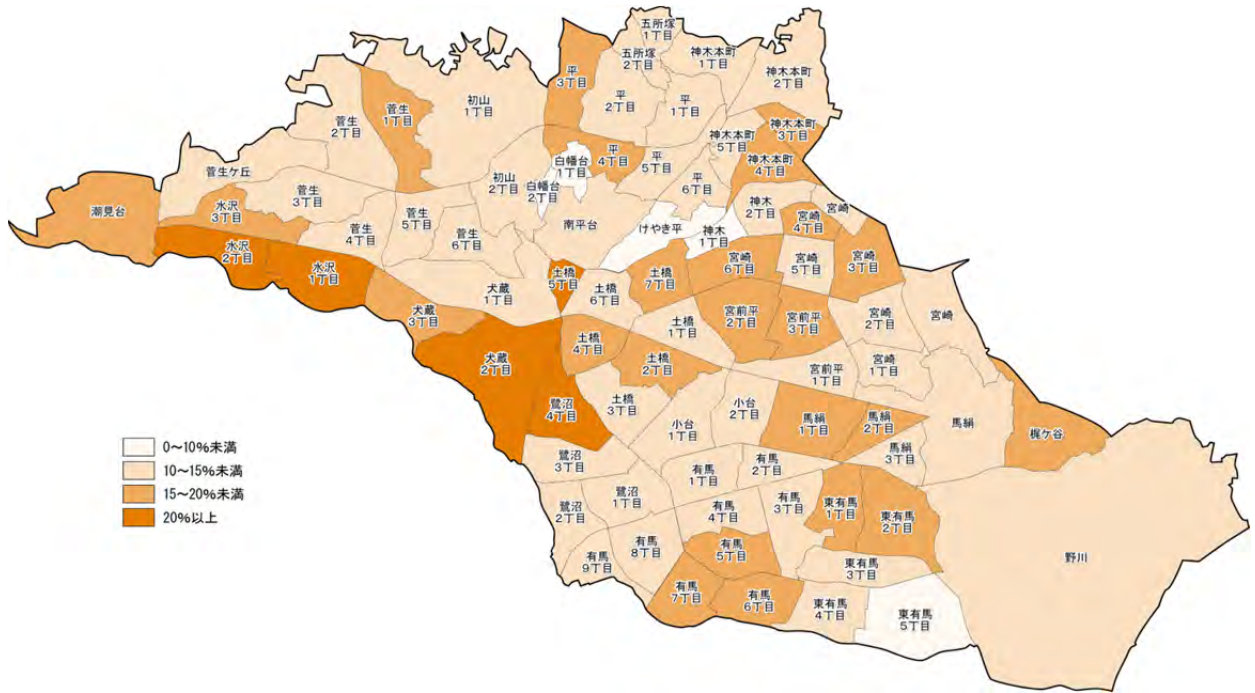
※斜線部（「馬絹1～3丁目」）は、平成28年以降にできた町丁のため、平成25年からの増減率は算出していない。

	年少人口（0～14歳）			老年人口（65歳以上）		
	平成29年 9月末 年少人口	平成29年 9月末 各町総人口 における 年少人口割合	平成25年 からの29年 人口増減率	平成29年 9月末 老年人口	平成29年 9月末 各町総人口 における 老年人口割合	平成25年 からの29年の 人口増減率
向丘出張所管内	9,985	14.3%	-3.9%	15,951	22.9%	14.7%
犬蔵1～3丁目	3,096	18.8%	0.6%	2,566	15.6%	28.9%
犬蔵1丁目	372	12.1%	4.2%	689	22.4%	13.0%
犬蔵2丁目	1,934	20.8%	0.6%	1,152	12.4%	33.0%
犬蔵3丁目	790	19.2%	-1.0%	725	17.6%	41.1%
五所塚1～2丁目	154	10.8%	2.7%	470	33.0%	-0.6%
五所塚1丁目	63	10.5%	10.5%	222	36.9%	-3.5%
五所塚2丁目	91	11.0%	-2.2%	248	30.1%	2.1%
潮見台	286	16.6%	-8.3%	276	16.0%	43.8%
神木本町1～5丁目	1,150	13.1%	1.7%	2,071	23.5%	15.2%
神木本町1丁目	214	12.5%	-1.8%	416	24.3%	21.6%
神木本町2丁目	218	10.9%	2.8%	550	27.5%	13.6%
神木本町3丁目	175	15.5%	12.9%	197	17.4%	21.6%
神木本町4丁目	324	15.0%	-0.3%	465	21.5%	10.5%
神木本町5丁目	219	12.2%	-0.9%	443	24.7%	13.9%
白幡台1～2丁目	153	8.2%	-29.2%	628	33.6%	4.1%
白幡台1丁目	94	8.7%	-36.1%	346	32.1%	7.1%
白幡台2丁目	59	7.5%	-14.5%	282	35.7%	0.7%
菅生ヶ丘	374	13.3%	21.0%	824	29.4%	213.3%
菅生1～6丁目	1,568	12.5%	-8.7%	3,229	25.7%	-3.8%
菅生1丁目	272	15.2%	-24.0%	301	16.8%	-6.8%
菅生2丁目	328	13.2%	-9.1%	388	15.6%	-59.3%
菅生3丁目	298	10.2%	71.3%	989	33.7%	179.4%
菅生4丁目	191	13.2%	-12.4%	403	27.9%	-7.1%
菅生5丁目	248	13.0%	2.9%	509	26.6%	-13.3%
菅生6丁目	231	11.5%	-36.7%	639	31.8%	-9.2%
平1～6丁目	1,570	12.8%	-10.7%	3,010	24.5%	13.0%
平1丁目	390	13.1%	-11.0%	509	17.1%	19.2%
平2丁目	356	10.3%	-16.0%	1,256	36.3%	10.6%
平3丁目	248	15.7%	-5.7%	403	25.6%	11.6%
平4丁目	215	15.4%	-7.3%	220	15.7%	14.0%
平5丁目	196	13.6%	-2.5%	304	21.1%	18.3%
平6丁目	165	11.5%	-17.9%	318	22.1%	10.0%
南平台	477	10.8%	-13.3%	1,355	30.6%	16.1%
初山1～2丁目	696	13.6%	-5.4%	1,248	24.4%	4.6%
初山1丁目	296	13.4%	-11.4%	502	22.8%	14.6%
初山2丁目	400	13.8%	-0.5%	746	25.7%	-1.2%
水沢1～3丁目	461	21.1%	6.5%	274	12.6%	33.0%
水沢1丁目	7	20.6%	0.0%	10	29.4%	42.9%
水沢2丁目	225	25.2%	-2.2%	84	9.4%	42.4%
水沢3丁目	229	18.2%	16.8%	180	14.3%	28.6%

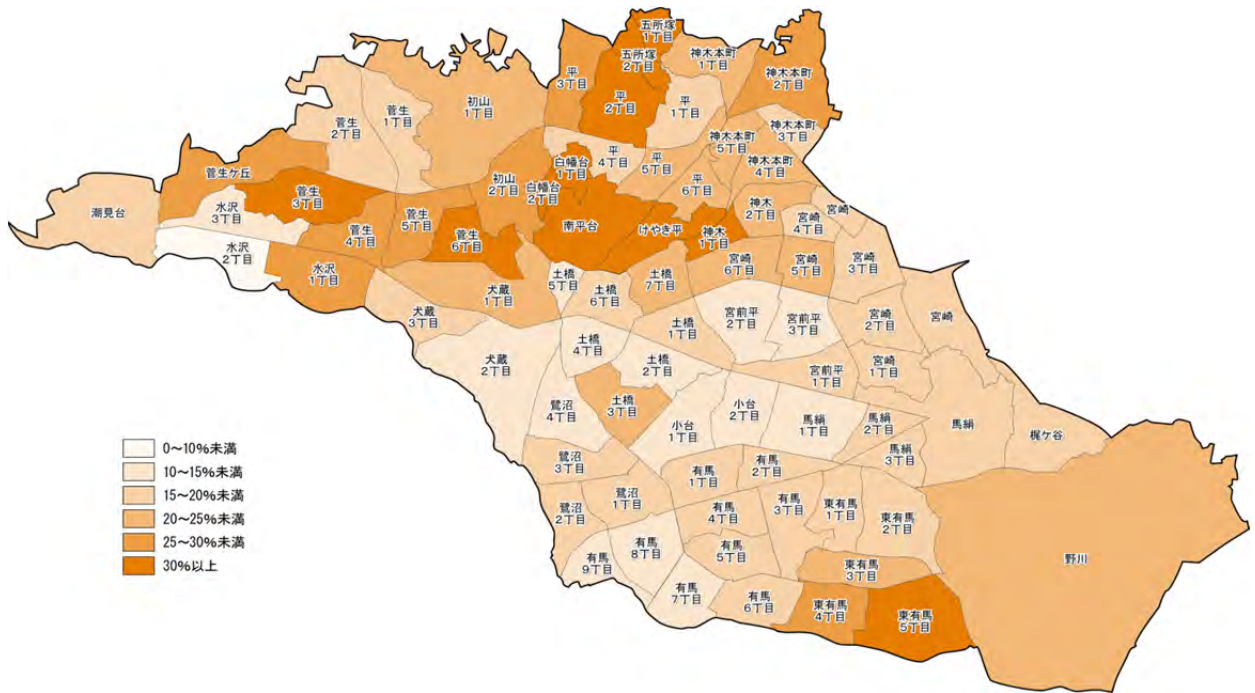
資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」（各年9月末日現在）

※数値は、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算したものである。

宮前区年少人口割合地図



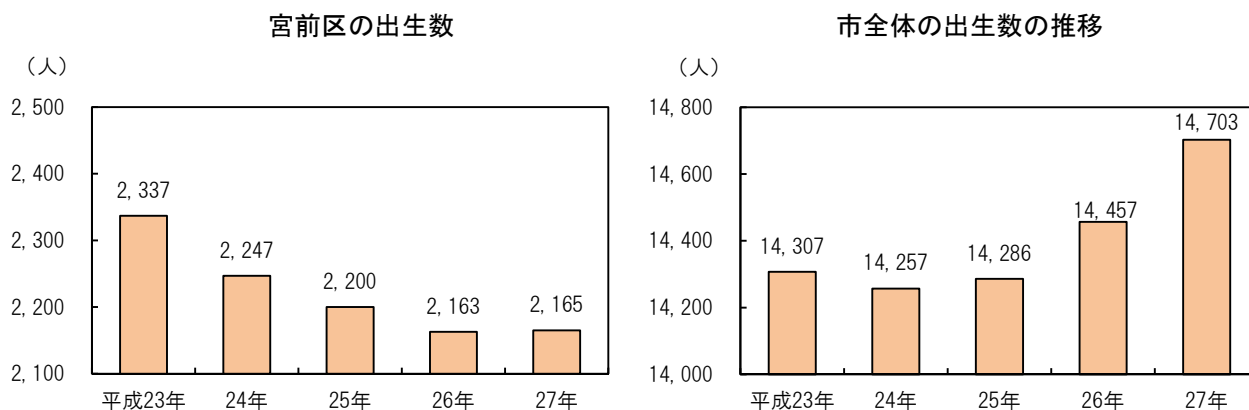
宮前区老年人口割合地図



④ 出生数・出生率の推移

1) 宮前区の出生数・市全体の出生数

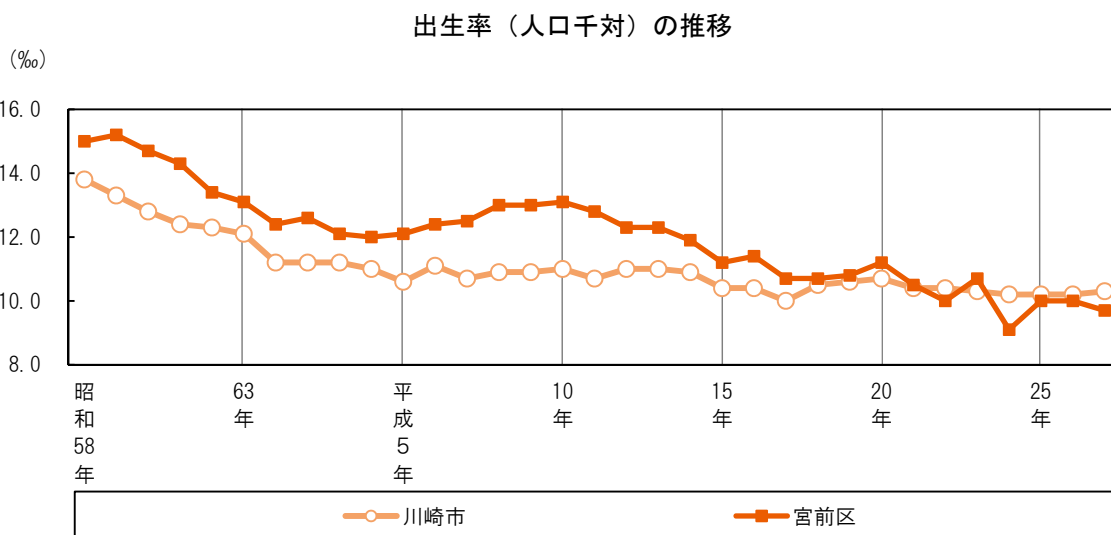
過去5年の出生数は、2,000人は常に上回っていますが、減少傾向にあります。



資料：川崎市健康福祉年報

2) 出生率の推移

出生率（人口千対）をみると、川崎市平均を上回る年が多かった出生率は、平成24（2012）年に10.0%（パーミル）を割り込み、以降、市平均より低く推移しています。

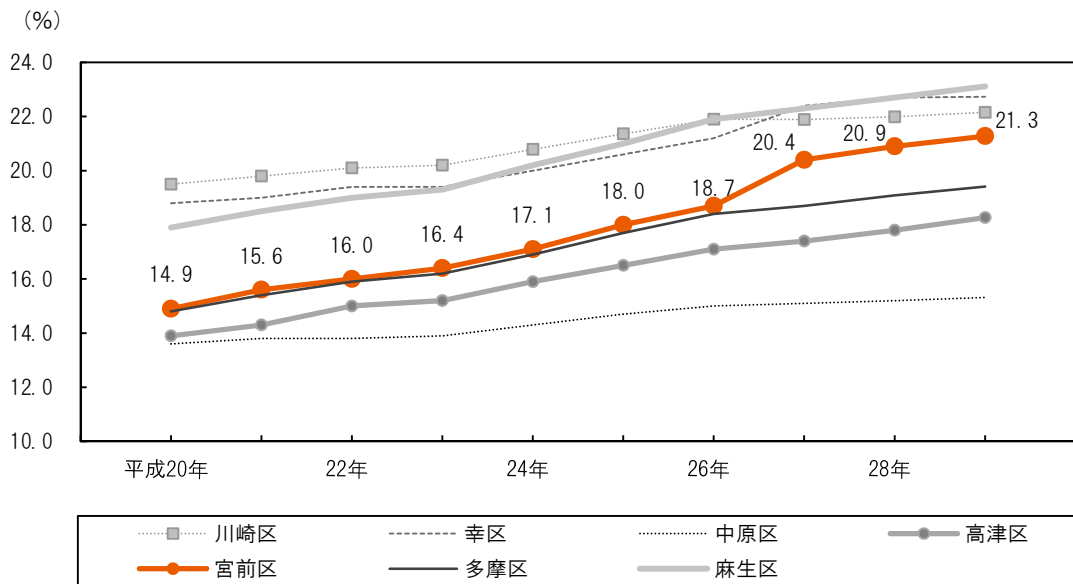


資料：川崎市健康福祉年報／厚生労働省 人口動態統計月報年計（出生率全国平均）

3) 川崎市内7区の高齢化率の推移

高齢化は急速に進み、高齢化率は平成27(2016)年には20%を超え、平成29(2017)年10月には21.3%となっています。9年前の平成20(2008)年と比べると、6.4ポイントの増加となっています。

川崎市内7区の高齢化率の推移

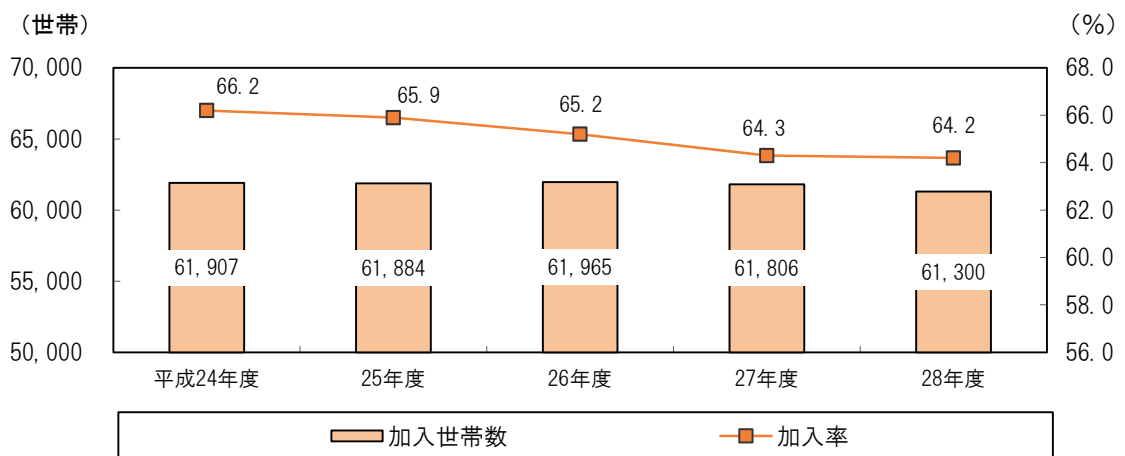


資料：川崎市の統計情報「川崎市年齢別人口」(各年10月1日現在)

⑤ 町内会・自治会への加入状況

町内会・自治会への加入状況をみると、加入世帯数は横ばいとなっています。一方、加入率は平成24(2012)年度以降、減少しています。

宮前区の町内会・自治会加入状況の推移

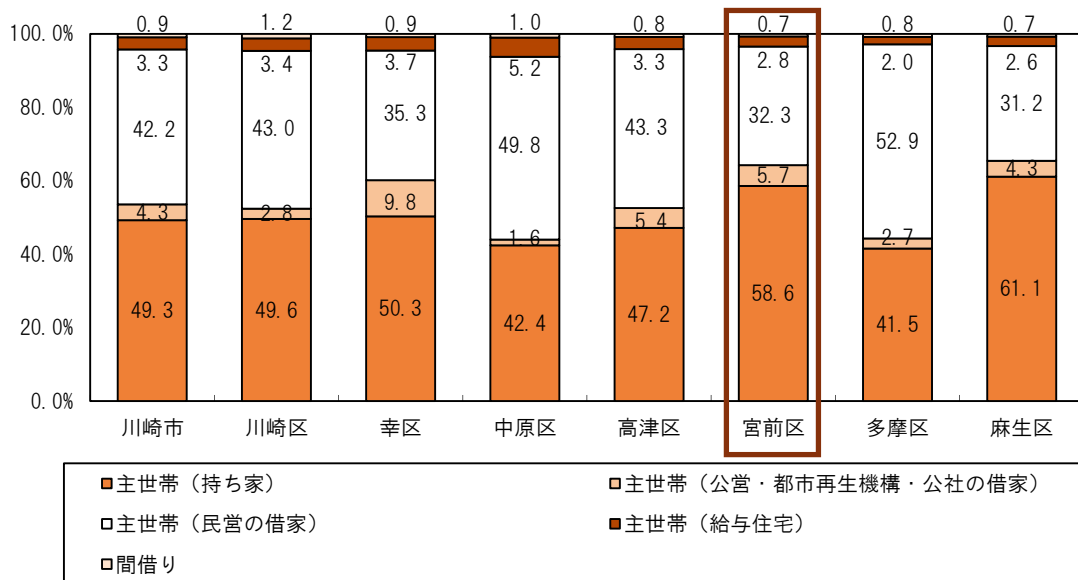


資料：川崎市統計書(各年4月1日現在)

⑥ 市内7区の住宅の状況

平成25（2013）年度の区内の住居の種類では、主世帯（持ち家）が58.6%と最も高く、この数値は市内で2番目に多くなっています。

市内7区の住居の種類（一般世帯数のうち住宅に住む一般世帯）



資料：総務省統計局 平成25年住宅・土地統計調査（平成25（2013）年10月1日現在）

3 宮前区における生活課題

(1) 第4回川崎市地域福祉実態調査（地域の生活課題に関する調査）からみえる課題

平成28（2016）年10月に行われた「第4回地域の生活課題に関する調査」について、宮前区の集計結果をもとにして課題を挙げました。

※調査結果の詳細は、103ページ 資料編「4 第4回川崎市地域福祉実態調査報告より」に掲載しています。

Q. 「地域」において、問題だと思うことは？（複数回答）

A. 「高齢者に関する問題」（34.6%）と「地域防犯・防災に関する問題」（34.1%）が30%以上と最も高く、次いで「子供に関する問題」30%弱、障害者に関する問題が約10%。



**地域で問題だと思うことは、
高齢者問題と防災それぞれ3割以上、子どもの問題3割弱、障害者の問題1割**

Q. 助け合いができる「地域」の範囲は？

A. 「隣近所」が約40%と最も高い。



**助け合いができる「地域」の範囲は、
「隣近所」「町内会・自治会程度」**

Q. 家庭生活上で感じる不安は？（複数回答）

A. 「身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない」が約40%、「介護が必要な家族を家庭で介護できる自信がない」と「経済的に生活できるか不安である」が30%以上。



**不安に思っていることは、
自分と家族の介護、経済的な問題**

Q. ボランティア活動に参加したことがない理由は？（複数回答）

A. 参加したことがない（約40%）。理由は「仕事や家事が忙しく時間がない」が最も高く、50%以上、次に「きっかけがつかめない」が約34%。



**ボランティア活動は、
広報やセミナー等を通じて、参加のきっかけづくりが必要**

Q. ふだん、ご近所づきあいの程度は？

A. 「あいさつをする」(48.2%)が最も高く、次いで「ときどき話をする」(27.9%)となっている。



**ご近所づきあいは、
「あいさつをする」程度が5割弱**

Q. 近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性は？

A. 「ふだんから交流しておいた方が良い」の割合が31.3%と最も高い。



**近所づきあいや地域住民同士の交流は、
「ふだんから交流しておいた方が良い」が3割以上**

Q. 今後、地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきことは？

A. 「地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」が40%と最も高く、次いで「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」と「地域で困っていることや自分ができることを知らせる情報が集まる場をつくること」が30%以上となっている。



**地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきことは、
「地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」が
4割と最も高い**

Q. 孤立死を防ぐために有効だと思うものは？（複数回答）

A. 「地域住民による声かけ、見守り」が約60%と最も高く、次いで「新聞・郵便配達等、民間の協力による情報共有」が約40%、「民生委員児童委員による訪問、見守り」が約35%。



**孤立死を防ぐには、
「地域住民の声かけ、見守り」「公的機関や新聞配達等の見守り」**

- Q. 地域の人たちに手助けしてほしいこと、してあげられる手助けは？（複数回答）
- A. 「安否確認の見守り・声かけ」が手助けをしてほしいこと（50.7%）としてあげられる手助け（65.6%）のどちらにおいても最も高く、次いで「災害時の手助け」（それぞれ47.3%、42.3%）となっている。

↓

**「してほしいこと」、「できること」共に、
「安否確認の見守り・声かけ」「災害時の手助け」**

- Q. 地域福祉の推進に向けて必要な行政の取組は？（複数回答）
- A. 「福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示」と「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」がほぼ40%以上、「市民への意識調査や団体アンケート、聞き取りなどによる地域課題やニーズの把握」が約36%と上位を占めている。

↓

**必要な行政の取組は、
「サービスが結びつかない人への対応」「ニーズ把握」「サービスの評価・情報開示」**

- Q. 東日本大震災5年が経ち、意識の変化は？
- A. 「震災直後は防災などへの意識が高まったが、現在は薄れてきている」が40%以上と最も高い。

↓

**防災意識は、
5年たって薄れてきている**

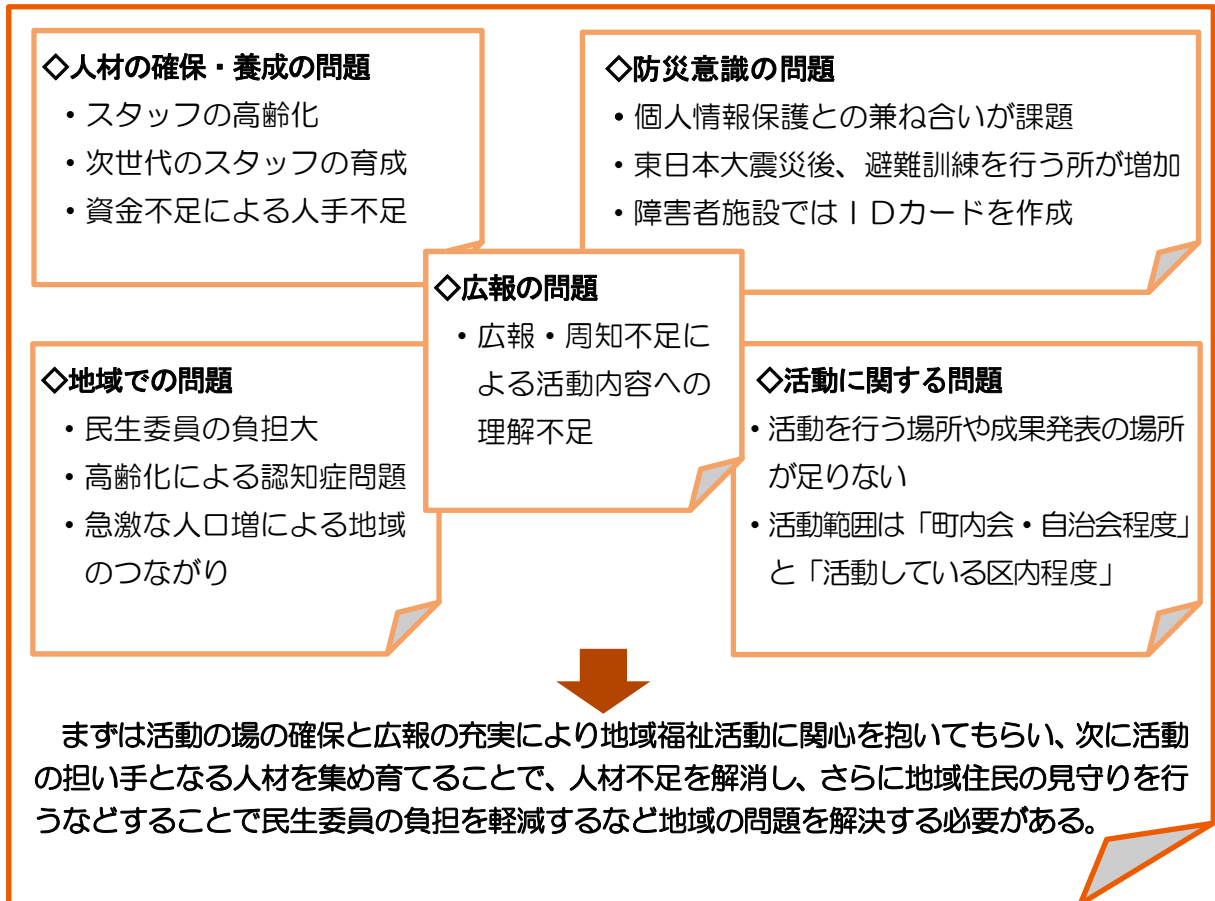
- Q. 「地域包括ケアシステム」を理解したり、行動しているか？
- A. 「地域包括ケアシステムを聞いたことがない」が最も多く、市全体・宮前区ともに50%以上を占めている。

↓

**地域包括ケアシステムについて、
5割以上が「聞いたことがない」**

(2) 団体アンケート（地域福祉活動に関する調査）からみえる課題

平成 28（2016）年 11 月から 12 月までに、地域活動団体に行ったアンケートの意見をもとにして課題を挙げました。



(3) 宮前区民の医療・福祉に関する意識調査報告書からみえる課題

平成 28 (2016) 年7月に、聖マリアンナ医科大学・田園調布学園大学・宮前区の3者による、医療と福祉が連携したまちづくりを目指した協定が締結されました。この協定に基づく取組として、同年 11 月から平成 29 (2017) 年2月まで聖マリアンナ医科大学による「宮前区民の医療に関する意識調査」及び田園調布学園大学による「宮前区民の福祉・生活に関する意識調査」を実施しました。

① 宮前区民の医療に関する意識調査

◇医療施設の充足度

医療施設数は「十分または不便はない」という意見が7割と多い一方、近くで休日・夜間に診てもらえる医療機関や専門医がないことや、休日・夜間に診てもらえる病院の情報が少ないとの意見が挙げられている。

↓

近隣の医療施設や休日・夜間に診てもらえる救急医療の充実が望まれている。

◇在宅療養・在宅介護に対する意識

在宅療養・在宅介護を「できれば避けたい」または「無理である」との意見が7割。その理由として、「介護者の確保ができない」「急変時の不安」「住環境の問題」などが挙げられている。

↓

在宅療養・在宅介護を受けている本人やそれを支える家族等が安心できるようなサービス提供や支え合いの仕組みが求められる。

◇災害時の医療

災害時には、軽度なけがや病気でも医療機関を受診しようと考えている人が7割と多い。

災害時に医療機関に望むことは、「子供を優先して診てほしい」「救急・休日・夜間の対応を増やしてほしい」「高齢者を優先して診てほしい」との希望が多い。

↓

災害時には、医療機関の受入能力をはるかに超える多くの住民が受診をすることが予想され、災害時における医療機関の役割について、正しい知識の啓発が求められる。

災害時における医療機関での効率的なトリアージ等について、住民と一緒に考えていく必要がある。



トリアージとは

大きな事故や地震などの大災害等、多くの負傷者や病人が同時に出た時に、緊急度・重症度を判定し、治療に優先順位をつけることです。

② 宮前区民の福祉・生活に関する意識調査

◇「自助」による健康維持や生活の状況

日常生活に不具合があるものの家族の世話を受けられない場合、「一般の有料サービス」や「公的サービス」を選ぶ回答者が多い。また、定期的な健康診断の受診や定期的な運動、バランスのとれた食事の摂取など、健康面においても「自ら実践できる」取組をしている住民が多い。

高齢になったときに、人に頼らずに生活を維持できるかどうかが課題となる。健康や介護予防の観点から、今後も自助意識を維持するとともに、「お互いに助け合う」地域づくりを実現していくことが求められる。

◇「互助」に生かせる近所付き合いの程度や支援の意向

近所の人と「生活面で協力し合っている」のは、65歳以上に多い。また、30～64歳の大多数が、日常生活に困難を感じている近所の方のお手伝いとして「声かけや安否確認・見守り」であればできると回答している。

地域における付き合いの程度は高い傾向にあり、手伝いが必要な人にそれができる人を適切に結びつける仕組みが必要である。

◎宮前区地域自立支援協議会とは？◎

※具体的な事業 45（90ページ）参照

障害を持った方が暮らしやすい地域となることを目指して、活動しています。

メンバー

- ・基幹相談支援センター、地域相談支援センター、障害関係機関、関係団体、障害当事者及び家族、区役所等

活動内容

- ・定例会及び、「児童」「暮らし」「相談支援」の専門委員会を設置し、活動しています。
 - 「児童専門委員会」：子育て支援の情報収集と提供を目指し取り組んでいます。
 - 「暮らし専門委員会」：障害のある方の暮らしづらさの解消に向け、防災や移動等について取り組んでいます。
 - 「相談支援専門委員会」：個別支援の中で出てきた課題解決に向け、取り組んでいます。

(4) 地域のつながりワークショップからみえる課題

ワークショップにおいて、区民、町内会・自治会関係者、民生委員児童委員などから出された意見をもとに課題を挙げました。

① 「地域のまなざしづくりを目指して」（平成 25～26 年度実施）

平成 25（2013）年度から平成 26（2014）年度に、障害のある方やその家族、支援者を発表者として迎え、地域での生活や活動における喜びや困りごとなどを共有することにより、区民が障害についての理解を深め、周囲に対するあたたかいまなざしを持って誰もが暮らしやすい地域づくりにつなげていくことを目的として、ワークショップを4回にわたり開催しました。

パート1：自閉症の子どもを育てる親の立場から（平成 25（2013）年 9 月開催）

知的障害を伴う自閉症の子を持つ区民2名により、子育てでの経験談や自閉症の特徴、周囲で配慮をしてほしいことについて発表が行われました。

パート2：視覚障がい者の立場から（平成 26（2014）年 2 月開催）

視覚障害のある区民2名の発表を通じて、視覚障害者に出会ったときの声かけや具体的な内容を交えての説明のしかたが紹介され、障害により生活に不便を感じている人を支援につなげるための協力が呼びかけられました。

パート3：精神障がい者と家族の立場から（平成 26（2014）年 9 月開催）

精神障害のある区民から、病気が起きたときに体験したことや、家族・知人による支えがあり生活していることの発表がありました。また、姉に精神障害がある家族から、ボランティア活動に関わったことから障害についての理解が深まり、現在は障害を持つ人をはじめ、誰もが憩える居場所喫茶を運営していることの発表がありました。

パート4：知的障がい者と共に生きる人の立場から（平成 27（2015）年 2 月開催）

養護学校教諭を経て主に知的障害者が利用するグループホーム管理者を務める区民から、川崎市内及び宮前区内のグループホームの設置状況や入居者の生活状況が紹介されました。また、神奈川県で一般企業として初めて就労継続支援A型事業所を始めた会社社長から、知的障害のある実習生の受け入れをきっかけとした障害者雇用により、働く人の成長や売り上げの増加がみられ、また人を大切にする経営、一人ひとりの人生を大切にする経営論が発表されました。

◇障害の特性の理解

- 障害によっては、目に見えてわかりにくいものがある。よくわからずに、腫れ物に触るようには関わることができない。大変だろうと思うが、何が大変なのかよく理解できていないのが現状だと思う。
- 障害の特性を知ることによって、以前は不審に思っていた行動が、その人の特徴であり、そうせざるを得ないのだと理解するようになった。

◇身近な関わりから深める周囲の理解

- 何かのアドバイスや手助けをしようと気負わず、また、どのように接してよいかわからないからと遠巻きにせず、身近なあいさつから関わりを持つことが大切。
- 障害のある人と会ってみて、目の前にいる人を「ひとりの人間として」受け入れる姿勢が互いの心を開き、まちのあたたかいまなざしを作ることになる。

② 「地域における“つながり”づくりのステップ」（平成27年度実施）

平成28（2016）年2月に、宮前区の「強み」「弱み」を知り、あらゆる世代の区民が交流するための行動や活動について考えるワークショップを開催しました。

◇宮前区の強み（ストレンクス）

- 子どもが多い。
- 豊かな自然がある。
- 地域活動・ボランティア活動が多く行われている。
- 「安否確認の見守り、声かけ」など、手助けをしたい意思を持つ人が多い。

◇宮前区の弱み（課題）

- 高齢化の進行、ひとり暮らし世帯の増加がみられる。
- 地域活動・ボランティア活動団体間で、分野の垣根を越えた連携が弱い。
- 地域活動・ボランティア活動をしたい意識はあるが、参加できていない人がいる。
- 近所同士ではあいさつをするものの、その先の関係がなかなか深まらない。



- 子どもの増加などこれから期待できる部分がある反面、高齢化が進み手助けができる人が少なくなるなどの不安が考えられる。
- 地域活動に参加したい意識があったり、実際に活動を行っている人は多いものの、その活動が発展しない、参加者が増やせないなどの課題を抱えているところがある。

③ 「地域の頼れる足 運転ボランティアについて知ろう！」（平成28年度実施）

平成28（2016）年9月に、高齢者や障害者など、移動に制約のある方々の外出を支援する福祉有償運送に取り組む団体の活動を取り上げ、外出に困難を抱える方々や、運転ボランティアに関心のある方々などが、地域課題への理解を深め、地域交流や困り事の解決のきっかけをつくるため、ワークショップを開催しました。

◇運転ボランティアの必要性

- 坂の多い宮前区では、「移動や買い物が大変」といった意見が多く、安価な福祉タクシーやコミュニティバスなど、より便利な移動手段が望まれている。
- また、買い物ツアーを求める声も挙がっており、重いものを運ぶことが困難な高齢者や障害者などの方々の助けとなるものが求められている。

◇運営の課題

- 金銭面が課題となっており、お金のかからない運営の仕方を考える必要がでてくる。「既存の車両・人材の活用をしたい」という声もあり、今後の運営における工夫が望まれる。

④ 「みんな違ってみんないい！コミュニティカフェのか・た・ち」（平成28年度実施）

平成28（2016）年10月から12月に、地域包括ケアシステムの役割のうち「互助」を実践していく上でのヒントとなるコミュニティカフェについて、講演・事例紹介から学び、グループワーク・模擬カフェ体験を通して地域の居場所づくりについて考えるため、区内の2自治会を対象としたワークショップを開催しました。

◇コミュニティカフェの有効性

- 地域の人との交流が必要だと言われる理由として、「地域の防犯、治安」「いざというときの助け合い」などが挙げられる。日常で地域の人と信頼関係を作ることは重要である。
- コミュニティカフェや交流サロンは生活支援サービスのひとつの要素であると、厚生労働省の資料の中で位置づけられている。

◇内容検討と体験を通じて考えられるコミュニティカフェ運営の課題

- コミュニティカフェは、人と人がつながる場となる。地域に喜ばれ、世代を問わない、誰でも気軽に来ることのできるカフェの形態が望ましい。
- 地域で特技を持っている方にプログラムを開催してもらうなど、地域の人材を掘り起こす場にもなり得る。
- コミュニティカフェに対しての考えや実施に向けての具体的な活動をまとめていく作業が難しい。
- 老人会などの地域活動が活発で、カフェのような集まりをすでに行っているところでは、既存の活動との連携が必要。

(5) シンポジウムからみえる課題

① 地域包括ケアシステム構築に向けた宮前区民シンポジウム

平成 27 (2015) 年 11 月に、川崎市が策定した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の理解を深め、区内で熱心に活動している団体同士で課題を共有し、多様な団体による地域での支え合いの拡がりについて考えるためのシンポジウムを開催しました。

◇地域包括ケアシステム推進にあたり区民一人ひとりができる役割

- 人・場所・システムが上手に活用されることによって、経済的にも医療的にも必要ときに支援を受けることができ、孤独ではなく社会の中で人との交流があり、人との関係性の中で役割や生きがい、居場所が確保されることにより、自分らしく生きていけるようになるシステムづくりをしなければならない。
- 人によってはボランティアに高尚な感じを受けて、活動に踏み込めない人もいる。しかし、生活の中で、隣近所の様子を見て様子がおかしいと感じたときに、自治会やその役員などに伝えるだけで、十分にボランティアとして活動している。そのように、日常の中で何気なくできることを皆でやっていけば、とてもやさしいまちづくりができるのではないかと。
- 一人ひとりの役割はそれぞれ違う。自分ができる範囲で無理をせず、人間として普通に付き合うことが求められる。子どもとその親、高齢者、障害者など、役割の異なる個と個が繋がっていけるとよいと思う。

◇地域包括ケアシステムを地域に根付かせるために必要なこと

- 介護保険など既存の制度に何でもつなげることではない。必要なことは人によって異なり、友人などでもよいので、地域で孤立しない生活が大切。
- システムを作るのはよいが、それを住民が使いこなせるかどうかにかかってくる。
- 「縦割り」といわれる行政の制度がネックになる可能性があり、住民は行政を一つひとつ引っ張り出せる力を付け、引っ張り出された行政が横につながってほしい。

② 地域包括ケアシステム推進に向けた宮前区民シンポジウム

平成29（2017）年3月に、聖マリアンナ医科大学による「宮前区民の医療に関する意識調査」及び田園調布学園大学による「宮前区民の福祉・生活に関する意識調査」の結果報告（結果からみえる課題は47、48ページ参照）、「地域のつながりワークショップ～みんな違ってみんないい！コミュニティカフェのか・た・ち～」（課題は51ページ参照）、講演「暮らしを見直して、人生をもっと豊かに」からなるシンポジウムを開催しました。

◇調査結果報告質疑応答及びシンポジウム参加者アンケート意見からみえる課題

- ・現在は75歳以上が20,000人いて、将来はそれが倍の人数になる。そのときに、医療や介護の仕組みが十分なのか、十分でないとしたら今から何をしなければいけないか。医師会も自治体も国も、全てが遅れており、10年20年先を見据えて、皆が考えるべきだと思う。
- ・民生委員の立場から、生活に困っている方に直接向き合っているためかなり意識があると思うが、自治会や地域の団体との直接的な関わりが少ないので、その意識に大きな差があると思う。

4 第4期計画の振り返り

(1) 第4期計画における重点項目

① 「みんなで福祉のまちづくり！」広報

区民一人ひとりが地域福祉活動に関心を持ち、「地域の輪」を広げていくために、地域活動・地域のつながりの大切さを広く広報する活動を行いました。

ホームページやSNSなどの広報、ワークショップやシンポジウムなどを通じた広報のほか、ワークショップ、シンポジウム自体の内容を報告書、ホームページ、チラシ等で広報することによって、実際に地域活動が立ち上がるなど、地域福祉の担い手が増えるといった効果が現れています。

今後も、さらに地域のつながりが広がり、コミュニケーションの場が増えていくよう、引き続き支援を行っていきます。

② 地域のつながりワークショップ（意見交換会）の開催

地域福祉活動の具体的な方法や喜びを共有することにより、地域福祉に関心を持ち、地域に関わる人々が協力してお互いを支え合う仕組みづくりについて考えることを目的として、ワークショップを開催しました。

平成25（2013）年から平成26（2014）年にかけて、障害のある方やその家族、支援者を発表者として迎えたワークショップを4回開催しました。参加者は、当事者の語る内容から障害の特性を理解することに努め、身近な地域で障害者と会ったときにはあたたかいまなざしを持って接することの大切さを学んだとの意見が挙げられました。

平成27（2015）年度の「地域における“つながり”づくりのステップ」と題したワークショップでは、各地域で行われている多世代交流を進める活動が紹介され、今後の活動のさらなる充実や活動団体間での連携に生かせる内容となりました。

平成28（2016）年度には、運転ボランティアとコミュニティカフェを、それぞれテーマとして開催しました。

運転ボランティアについては、高齢者や障害者を対象とした移送サービス（福祉有償支援）団体による具体的な活動が紹介され、山や坂など起伏に富んだ地形の宮前区における移動や外出支援について、熱心な意見交換が行われました。

コミュニティカフェについては、自治会単位で、運営に必要な基本的知識の習得から準備内容の検討、模擬カフェ体験までを連続講座によって行う、新しい試みを実施しました。地域活動の状況や目指したいカフェのあり方の検討を経て、平成29（2017）年度には実際のカフェ運営に結び付く結果となりました。

平成29（2017）年度には、災害時等に強い地域づくりとパパ友・ママ友の地域での居場所づくりの2つのテーマで開催しました。防災・安全には地域のつながりが基盤であることを知り、普段は地域活動になかなか参加できない世代が集まる場となりました。

第5期宮前区地域福祉計画においても、地域の特徴や課題を踏まえたテーマによるワークショップ（意見交換会）の開催は有意義であると考えられ、地域包括ケアシステムの推進とも関連した内容の充実を図っていきます。

(2) 第4期計画の評価と課題

基本目標1 情報提供を充実させ、コミュニティの場づくり

基本方針	第4期計画（平成26年度～平成29年度）の事業・取組
1 区民が主役の地域福祉活動を促進するための広報等を充実します。	◎1 「みんなで福祉のまちづくり！」広報 2 みんなで実践、健康づくり支援事業（健康づくり発信事業） 3 子育て情報発信事業
2 区民同士の交流を促進する講座・講演会等を充実します。	1 精神障害者家族教室の開催 2 高齢者支援制度や介護予防など高齢者に関する普及啓発活動の実施 3 地域福祉に関する区民向け講座等の開催 4 親と子の子育て応援セミナー事業

◎：第4期計画の重点項目

情報提供の手段として、チラシや情報誌、区ホームページを活用するほか、新たにSNSやアプリなど様々な手段を使って幅広く広報を実施しています。

また、区民を対象とした様々な講座やセミナーを開催することにより、参加者同士の交流が生まれるだけでなく、支援者の育成へもつながりました。

引き続き、効果的な情報提供に努めると共に、多様なニーズにこたえる講座等の開催を行っていきます。

◎川崎市地域包括ケアシステムポータルサイト◎

川崎市では、川崎市地域包括ケアシステムポータルサイトを運営しています。地ケアに関する様々な情報やイベント情報を日々発信しています。地ケアに関する情報が満載ですので、是非、「地ケア」で検索してみてください。
<https://www.kawasaki-chikea.jp/>



基本目標2 地域福祉を担う人材の育成

基本方針	第4期計画（平成26年度～平成29年度）の事業・取組
1 区民の福祉活動への参加を促進する講座・講演会等を充実します。	◎ 1 地域のつながりワークショップ（意見交換会）の開催 2 認知症サポーター養成講座の開催 3 障害者（児）を理解する講座の開催 4 子育てボランティア養成講座の開催
2 子どもが福祉への理解を深める機会の提供を図ります。	1 福祉体験学習講座の開催
3 地域の活動団体の相互交流を支援します。	1 宮前区精神保健福祉連絡会 2 宮前すこやか連絡会の開催 3 子育てボランティア学習交流会

◎：第4期計画の重点項目

地域において人々が孤立することなく、つながり支え合いながら自分らしく生活していけるよう、様々な“きっかけづくり”を行いました。地域が主体となった見守り活動や居場所づくりができるよう、住民同士の顔の見える関係作りを進めました。ボランティアの養成講座や交流会などを開催し、地域活動を担うボランティアを養成するとともにつながりを強化することができました。認知症サポーター養成講座については継続して行う中で、特に中学生向けの講座を強化し、次世代の育成を促進することができました。またワークショップを各種行う中で、実際に地域活動が立ち上がった例もあり、地域活動の促進がみられました。引き続き、地域を担う人材の育成をより広い世代に向けて促進してまいります。

◎かわさきアプリ◎

「かわさきアプリ」は、様々なアプリやサイトと連携し、生活に身近な情報である、防災、子育て、ごみ分別、イベント情報等を、いつでも、どこでも、簡単に入手できるアプリです。

スマートフォンをお持ちの方は、ぜひご利用ください。

イベントアプリ

【主な機能】

- ・各種イベント情報
- ・ローカルニュース

KAWASAKI CITY

川崎市

防災アプリ

【主な機能】

- ・緊急避難情報
- ・ハザードマップ

KAWASAKI CITY

川崎市

ダウンロードは
コチラ！

App Store
からダウンロード

Google Play
で手に入れよう

ごみ分別アプリ

【主な機能】

- ・ごみの分別検索
- ・日ごとの収集品目

KAWASAKI CITY

川崎市

子育てアプリ

【主な機能】

- ・子育てに関する情報
- ・おでかけスポット

KAWASAKI CITY

川崎市

基本目標3 住民同士の助けあいの意識を向上

基本方針	第4期計画（平成26年度～平成29年度）の事業・取組
1 すべての世代が交流し、地域の輪を広げる意識づくりを支援します。	1 ウェルカム！みやまえキャンペーン 2 民生委員児童委員や子育て団体等が行う子育て交流会などの地区活動への支援 3 しあわせを呼ぶコンサート ◆4 冒険遊び場活動支援事業 ◆5 あつまれ！こども自然探検隊
2 助けあいのネットワークを地域に広げるために、区民、地域の活動団体、行政の連携を強化します。	1 地域包括ケア連絡会議との連携・調整 2 要支援児童対策地域協議会実務者会議 3 障害者（児）支援ネットワークづくりの支援 ◆4 災害時要援護者対策の充実 5 主任児童委員と保健福祉センターとの連絡会 6 区民の健康づくりの支援（介護予防・公園体操の支援など） 7 地域関係団体との連携等による食育の推進 8 宮前区地域自立支援協議会 ◆9 民生委員児童委員の活動支援
3 誰もが安心して生活できる地域環境づくりを推進します。	1 地域が主体となった高齢者の見守りの促進 2 こんにちは赤ちゃん事業 3 子ども・子育てネットワーク会議 ◆4 子育て支援拠点の整備 ◆5 学習支援事業の実施 ◆6 「川崎市地域見守りネットワーク事業」等の充実

◆：第4期からの新規事業

地域主体の見守りや支援をより効果的に行い、推進していけるよう様々なきっかけやネットワークづくりを行いました。また、転入してきた子育て世代や、地域の親子などをターゲットとした集まりを企画するとともに、各団体のネットワークづくりにも取り組みました。

引き続き、地域のつながりや支え合いを推進するための、ネットワークや連携づくりに取り組んでいきます。

◎協働・連携ポータルサイト「つなぐっどKAWASAKI」◎

川崎市内の地域の多様な主体による協働・連携の取組について市民が気楽に知り、参加を応援するポータルサイトです。

地域で活動したい個人や団体向けの情報として「イベント・講座」「サークル案内」「かわさきの今を知る」「つなぐ」「地域活動レポート」「ソーシャルビジネス」「助成金情報・『キフ』で支える」の7つの情報を主に発信しています。

みなさまのボランティア活動や地域貢献活動等への参加を支援していますので、ぜひともご覧ください。

<https://www.tsuna-good.city.kawasaki.jp/>



◎みやまえ子育てガイドとことこ◎

「みやまえ子育てガイドとことこ」は、ボランティアで編集に関わってくださる区民の皆様と共に作成し、発行している宮前区の子育て情報誌です。冊子版のほか、「WEB版みやまえ子育てガイドとことこ」もあり、こちらは区内子育て関連団体が随時更新するイベントカレンダーや、保育園・幼稚園マップも見ることができます。



◎SNSによる子育て情報の発信◎

宮前区役所地域みまもり支援センターでは、Facebook や Twitter を利用して、区内の子ども子育て情報を発信しています。

地域みまもり支援センターをはじめとした、区役所の取組だけでなく、子ども子育てに関する地域のイベント情報、関係する団体の紹介や活動報告も行っています。

ぜひ、一度ご覧ください。



宮前区の地域福祉推進の取組

第2章

◎人とつながる宮前区の民生委員児童委員活動◎



民生委員のマーク

民生委員児童委員について…

「いつまでも安心して住み続けたい町、支え合う町にしたい」という想いから、地域の皆様の身近な相談相手として、子育ての事、家族の介護に関する事、生活で気になっている事などをお聞きし、解決するために行政とのつなぎ役として活動しています。すべての年代・すべての人を対象としています。民生委員児童委員の中には、子ども・児童に関する事を専門に担当する「主任児童委員」もあり、地域全体で子育てを支え、健やかに子どもが育つよう活動しています。また、民生委員児童委員独自の活動を進めるだけでなく、行政、社会福祉協議会、町内会・自治会などの事業・活動にも積極的に参加しています。

①子育てを応援する地域づくり

新生児の家庭訪問で地域の情報をお届けする「こんにちは赤ちゃん訪問」赤ちゃんとうママの交流の場「子育てサロン」の提供、保育園の先生とも交流し、乳幼児の健全な発育を支援しています。



こんにちは赤ちゃん訪問



子育てサロン



保育園の先生と懇談

②世代間でつながり、支える活動

児童の登下校時の見守り、じゃがいもやさつまいもを植えて育てる一連の農作体験や、昔遊びで世代間の交流を深めるなど、子どもたちの健全育成と「世代間で繋がり支える活動」を進めています。



あいさつ運動



いもほり体験



森林公園での昔遊び

③見守り及び民生委員児童委員制度やその活動への理解促進

ひとり暮らしの方の会食会では、孤立・孤独の防止に一役。交流の輪が広がります。認知症カフェに参画し、認知症の方の誘い出し、見守り、介護などの困りごとがあれば専門職につなぐ、こんな場を取り持ちます。劇団を組んで認知症患者への接し方の寸劇を披露する委員も。



ひとり暮らしの方の会食会



認知症カフェ



民生委員寸劇

1 宮前区が目指す地域福祉

(1) 計画の理念

みんなでつくろう 地域の輪

～共につながり 支え合い 安心して暮らせる地域づくり～



宮前区では、「区民一人ひとりが主人公、身近なあいさつから広がる地域の輪」を第4期計画の理念として、区民一人ひとりが主体的に身近なところから地域福祉活動を行い、地域の輪を広げてきました。

市内で年少人口の割合が最も高い宮前区では、より良い子育て環境をつくろうと子育て支援の充実や、支援拠点の整備などを行ってきました。また、地域包括ケアシステム推進に向けた取組として、小中学生を対象とした次世代の育成にも力を入れています。

しかし、年少人口が多いという特徴をもつ一方で、高齢化も進み、高齢者の孤立化や健康などの課題も抱えています。

第5期計画では、「みんなでつくろう 地域の輪～共につながり 支え合い 安心して暮らせる地域づくり～」を理念として掲げ、区民一人ひとりがつながる場を提供し、つながった区民同士が支え合い、地域の輪がより広がり安心して暮らせるような地域づくりの支援に力を入れていきます。

(2) 基本目標

基本目標1 区民が主役の地域づくり

地域福祉活動を推進していくには、担い手となる区民一人ひとりの意識が大切です。地域福祉活動に関心を持ち、区民自らが生活や健康の維持に努められるように、また、主体的に活動に参加できるように、活動・支援の場づくりの支援等を行います。そして、誰もが気軽にできる身近なところから地域福祉活動を行うことで、人と人がつながり、地域の輪が広がり、区民自らが課題解決に向かえるような区民主体の地域づくりの支援に取り組みます。

基本目標2 区民本位の福祉サービスの提供

区民の視点に立った幅広い福祉サービスを区民が適切に利用するためには、十分な情報の周知が重要です。利用者のニーズに合った適切な情報が得られるように、サービスに関して積極的な情報発信を行い、さらにサービスをスムーズに受け取ることができるように相談支援体制の充実を図ります。また、地域で活動する人など地域活動の担い手となる人材を育成するため、講座などの学習機会の場を提供します。

基本目標3 必要な人が支援へつながる仕組みづくり

高齢者や子育て家庭、災害時の支援など、支援を求めている人は様々です。

支援が必要な人に本当に必要とする支援を提供できるように、それぞれの立場にたった支援を考え、必要な人が支援へつながる包括的な仕組みづくりを推進します。

基本目標4 地域づくりのための連携・協働の推進

地域づくりには区民・事業者・行政等が一体となって連携し、協働することが大切です。また、この連携・協働の重要性は保健・福祉以外の様々な分野においてもいえます。地域づくりをより円滑に行うことができるように、区民・事業者・行政等の連携を強化していきます。

(3) 計画の骨子

●理念

みんなであつくり

地域の輪

く共につながり

支え合い

安心して暮らせる地域づくり

●基本目標

1 区民が主役の
地域づくり2 区民本位の
福祉サービスの提供3 必要な人が支援へ
つながる仕組みづくり4 地域づくりのための
連携・協働の推進

●基本方針

基本方針1

誰もが参加できる
健康・いきがいの支援

基本方針2

地域福祉活動への参加の促進

基本方針3

地域で活動するボランティアや
各種団体の支援

基本方針4

活動・交流の場づくり

基本方針5

地域課題の解決に向けた
支援の充実

基本方針1

情報提供の充実

基本方針2

相談支援体制の充実

基本方針3

保健・福祉人材の育成

基本方針1

支援が必要な人への
見守り、支え合いの推進

基本方針2

虐待への適切な対応の推進

基本方針1

保健・福祉などの
連携・協働の推進

基本方針2

区民、事業者と行政の
連携・協働の推進

(4) 事業体系一覧表

※区分 **新** : 第5期計画から新たに地域福祉計画に取り入れた事業

重 : 第5期計画の重点項目

以降、同様のマークをつけています。

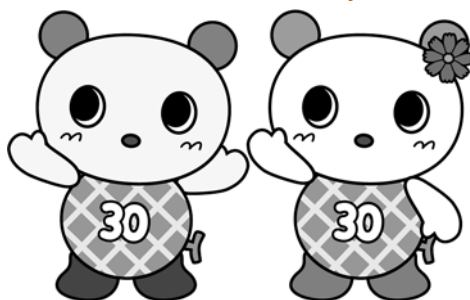
計画の理念	基本目標	基本方針	区分	計画期間（平成30年度～平成32年度）の取組		区民の取組	掲載ページ
みんなでつくろう 地域の輪 一緒につながり 支え合おう 安心して暮らせる地域づくり	1 区民が主役の地域づくり	1 誰もが参加できる健康・いきがいつくりの支援		1	区民の健康づくり・介護予防の支援	自助 互助	69
				2	地域関係団体との連携等による食育の推進	自助 互助	69
		2 地域福祉活動への参加の促進	重	3	地域のつながりワークショップの開催	互助	70
			重	4	区民シンポジウムの開催	互助	70
		3 地域で活動するボランティアや各種団体の支援		5	子育て・健康づくり等グループ支援	互助	71
			新	6	地域で活動する市民活動団体の支援	互助	71
				7	地域のサロン等への支援	互助	72
			新	8	老人クラブ育成事業	自助 互助	72
		4 活動・交流の場づくり		9	精神障害者家族教室の開催		73
				10	親と子の子育て応援セミナー事業	互助	73
				11	冒険遊び場活動支援事業	自助 互助	74
				12	子育て支援拠点の活用・充実	自助	74
				13	ウェルカム！みやまえキャンペーンの開催		74
				14	地域の居場所としてのサロンの立ち上げ支援	互助	75
				15	しあわせを呼ぶコンサートの開催		75
		5 地域課題の解決に向けた支援の充実	新 重	16	地域マネジメントの推進		76
			新	17	地域における健康で快適な生活のための支援		76

計画の理念	基本目標	基本方針	区分	計画期間（平成30年度～平成32年度）の取組		区民の取組	掲載ページ	
みんなでつくろう 地域の輪 〜共につながり 支え合い 安心して暮らせる地域づくり	2 区民本位の福祉サービスの提供	1 情報提供の充実	重	18	広報の充実		77	
				19	みんなで実践健康づくり支援事業	自助	77	
				20	子育て情報発信事業		78	
				21	高齢者支援制度や介護予防など高齢者に関する普及啓発活動の実施		78	
		2 相談支援体制の充実		22		生活保護世帯の中学生に対する学習機会の提供		79
			新	23		子ども・子育てに関する相談の実施		79
			新	24		健康や福祉に関する相談の実施		80
			新	25		保育所入所相談の実施		80
		3 保健・福祉人材の育成	新	26		高齢者・障害者に対する相談体制の充実		80
				27		認知症サポーター養成講座の開催	互助	81
				28		子育て・健康づくり等ボランティア養成講座の開催	互助	81
		3 必要な人が支援へつながる仕組みづくり	1 支援が必要な人への見守り、支え合いの推進			29	次世代に向けた地域福祉講座の開催	互助
					30	地域が主体となった見守り・支え合いの促進	互助	83
					31	こんにちは赤ちゃん事業	互助	83
					32	川崎市地域見守りネットワーク事業等の充実	互助	84
	新			33		徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	互助	84
	新			34		ひとり暮らし等高齢者見守り事業	互助	84
	2 虐待への適切な対応の推進					35	災害時要援護者対策の充実	互助
					36	児童虐待予防・早期発見体制の充実		86
新			37		高齢者虐待防止の支援体制の充実		86	
新			38		障害者虐待防止の支援体制の充実		86	

計画の理念	基本目標	基本方針	区分	計画期間（平成30年度～平成32年度）の取組		区民の取組	掲載ページ
安心して暮らすことのできる地域づくり みんなが支え合える地域づくり 安心して暮らすことのできる地域づくり	4 地域づくりのための連携・協働の推進	1 保健・福祉などの連携・協働の推進		39	宮前精神保健福祉連絡会		88
			新	40	安心な在宅療養の環境づくり		88
		2 区民、事業者と行政の連携・協働の推進	新	41	地域包括ケアシステムネットワーク会議の開催		89
				42	地域包括支援センターとの連携による地域づくり		89
				43	民生委員児童委員・保護司会等の活動支援	互助	90
				44	主任児童委員と保健福祉センターとの連絡会の開催		90
				45	宮前区地域自立支援協議会の開催		90
				46	子ども・子育てネットワーク会議の開催		91
			新	47	幼保小(中)連携事業		91
			新	48	関係する営業施設等との協働による地域づくりの推進	互助	91
			新	49	社会福祉協議会との連携・協働		92

【自助】とは、いきがづくり、健康づくりといった自分自身の取組のことだよ。

【互助】とは、地域活動・ボランティア活動・ご近所同士の声かけといった地域みんなが力を合わせて助け合うことだよ。



2 第5期計画の重点的な取組

1 地域のつながりワークショップの開催

「地域のつながりづくり」をテーマとし、様々な内容でワークショップを開催します。ワークショップを通じ地域でどのような活動が行われ、どのような人々が活動しているのかを参加者が具体的に知ることで、地域住民の交流の場が作られ、地域福祉に関する活動へ住民がより積極的に参加したり、新たな連携が生まれるよう支援を行います。

2 新 区民シンポジウムの開催

地域では既に地域福祉に関する様々な活動が行われています。しかし、その活動を広く周知できていない活動やその内容を発表する場を持たない活動も多くあります。区民シンポジウムを開催することによって、既に行われている区民の地域活動や区内で実施されている多様な取組について情報共有を図り、地域活動や地域づくりを支援します。

◎稗原ゆ～ず連絡会◎



稗原地区7つの自治会をエリアに、7自治会のほか、教育、障害、高齢者、医療、介護など生活に密着した様々な施設が共同で、小学校や区役所などの行政と連携して地域の方々を総合的にサポートする体制を作っています。

主な取組はイベントの企画や勉強会の実施、高齢者、障害者、子育て、医療、福祉など各種相談窓口などです。

まず、家から出かけていくきっかけとなる場を作ることにより、そこが人が出会う場、健康を維持する場、知らないことで抱く偏見を、知ることで取り除いていく場、そして若い人の活動の場となる取組を行っています。

3 新 地域マネジメントの推進

地域の課題と一言でいっても、地域によって様々な特徴があり、抱えている課題もそれぞれ違います。地域の住民が、自分たちが生活する地域の課題を把握することが、区民自らが主体的に地域課題の解決に向かう第一歩です。小地域ごとの地域情報をまとめた地区カルテを利用したり、大学と連携して実施したアンケート調査の結果を分析したりすることによって、地域の課題を明確化します。この地域課題をそれぞれの地域の区民が共有し、自分事として問題意識を持つことにより、区民が主体的に課題解決に当たることができる環境を整えます。

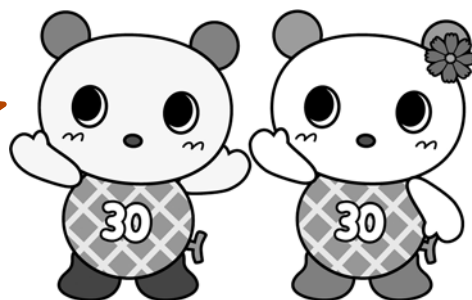
4 広報の充実

区民が主体性をもって地域活動に取り組むためには、地域にどのような取組があり、地域の方たちがどのような活動をしているのか知ることとはとても重要です。また、地域包括ケアシステムについて、さらに区民に周知し、チラシ・リーフレット・ホームページなどを媒体として積極的に広報を行うことにより、地域包括ケアシステムの意識づくりや地域福祉の目的・理念について広く普及啓発を行います。



じゃあ、私たちは
なにをすればいい
のかなあ？

区民の皆さんに参加してほしいことや、
心がけてほしいことは、次のページからの
「具体的な取組」の中で、わたしたちが
お伝えします！



3 具体的な取組

基本目標 1 区民が主役の地域づくり

基本方針 1 誰もが参加できる健康・いきがいくりの支援

子どもから高齢者まで健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、区民の誰もが気軽に参加できる健康づくりやいきがいくりの場を、身近な地域で提供することを支援します。

具体的な事業 1

区民の健康づくり・介護予防の支援

公園における体操など、地域での「健康づくり活動」の自主的な取組を支援することにより、介護予防や健康増進、健康づくりの仲間づくりを推進します。

【区担当所管】 地域支援担当



公園体操に
参加してみよう！



自助

互助

具体的な事業 2

地域関係団体との連携等による食育の推進

地域の食育活動団体と連携して、食育キャンペーンや講習会等の実施に向けての支援を行い、区民による食育の取組を推進します。

【区担当所管】 地域支援担当



食育キャンペーンに
行こう！



自助

互助

基本方針2 地域福祉活動への参加の促進

ワークショップやシンポジウム等を通して、より多くの区民に地域福祉活動に関心を持ち、区民同士がお互いを支え合う仕組みづくりについて考える機会や、活動への参加を促進します。

具体的な事業3

重

地域のつながりワークショップの開催

「地域のつながりづくり」をテーマとしたワークショップの開催により、地域住民の交流の場づくりの支援や地域福祉に関する活動への住民の参加や連携の支援を行います。

【区担当所管】 地域ケア推進担当



地域の仲間と
つながろう！



互助

具体的な事業4

重

区民シンポジウムの開催

区民の地域活動や区内で実施されている多様な取組について情報共有を図り、地域活動や地域づくりを支援します。

【区担当所管】

地域ケア推進担当、地域支援担当



みんなで
参加してね



互助

基本方針3 地域で活動するボランティアや各種団体の支援

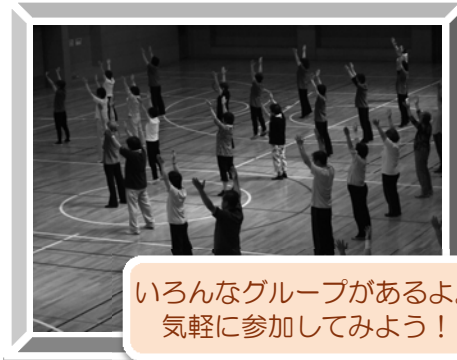
地域福祉活動団体やボランティアなど、地域福祉の担い手による活発な相互交流を支援します。

具体的な事業5

子育て・健康づくり等グループ支援

子育てや、健康づくり・介護予防等のグループを対象に、子育てや健康に関する出前講座やボランティアの学習交流会等を開催し、グループ活動の支援を行います。

【区担当所管】 地域支援担当



いろんなグループがあるよ。
気軽に参加してみよう！



互助

具体的な事業6

新

地域で活動する市民活動団体の支援

「宮前区まちづくり協議会」を通じて、市民活動団体の活性化や団体間の交流促進等、各種支援を行い、市民が主体となった、地域の課題解決につなげます。

【区担当所管】 地域振興課



市民活動団体の見本市「宮前楽市」
様々な活動への出会いがあるよ。



互助

◎宮前区まちづくり協議会◎

宮前区まちづくり協議会は、宮前区をより住みやすいまちにするために活動する区民主体の組織です。市民活動団体に向けた講座、交流会の開催、広報紙「まちづくり広場」の発行等の市民活動団体の支援を行う他、地域の活動や魅力を知るウォーキングイベントやフォトコンテストを開催！魅力ある宮前区の情報も発信しています。

毎年2月に開催される「まちづくり広場ラブみやまえ」では、宮前楽市をメインプログラムに、多くの区民の方にご来場いただいています。



つなぐ・むすぶ・ひろげる

宮前区まちづくり協議会

具体的な事業7

地域のサロン等への支援

地域の身近な人と人をつなげる居場所としてのサロンやあらゆる世代が集うカフェ等を地域の方たちで自主的に運営する活動を支援します。

【区担当所管】 地域支援担当、
保育所等・地域連携、向丘出張所



サロンで
仲間づくり！



互助

具体的な事業8

新 老人クラブ育成事業

地域の活動として高齢者が主体的に集まる仲間づくりの場として、老人クラブの活動を支援します。

【区担当所管】 高齢・障害課



仲間と楽しく！



自助

互助

◎すずの家（や）◎

ボランティアグループ「すずの会」が、住み慣れたまちで暮らし続けられることを願い、人のぬくもりを感じる地域の居場所として、一軒家を借りて運営しています。

毎週水曜日・土曜日の10時から16時に開かれており、支援を要する高齢者と共に美味しい食事を囲み、地域の人と楽しみつながる安心の場となっています。

介護・福祉の専門職、地域包括支援センター、介護事業所、行政などと連携し、相談を行うなど、地域の人々にも開かれた場となっています。

すずの家は、集まった人たち皆の楽しみ場となっています。



基本方針4 活動・交流の場づくり

世代を問わず様々な人々が地域活動によって交流していくことができるように、活動や交流の場をつくりまします。

具体的な事業9

精神障害者家族教室の開催

病気についての対応方法や社会資源及び制度について学習する機会を提供し、家族の悩みや困っていることを共有し、家族支援の契機とします。

【区担当所管】 高齢・障害課



具体的な事業10

親と子の子育て応援セミナー事業

区内の公営保育所と連携して、セミナーを開催します。保育士等の専門職による講座・先輩ママの経験談を聞き、相談をすることで、育児不安、孤立感などの解消と育児力の向上を目指すとともに、子育て支援活動参加へのきっかけづくりを実施します。

【区担当所管】 保育所等・地域連携



先輩ママに
相談してみよう



互助

具体的な事業 11

冒険遊び場活動支援事業

公園などを活用し、地域住民が主体となって行う「冒険遊び場」活動を道路公園センターと連携して支援するなど、地域コミュニティの活性化と次世代育成の場づくりを進めます。

【区担当所管】

地域ケア推進担当、道路公園センター



子どもと
参加してみよう！



自助

互助

具体的な事業 12

子育て支援拠点の活用・充実

子育て世代が、身近な地域で、「気軽に遊びに行けて、育児の不安なども相談でき、子育て情報を得ることができる」子育て支援の拠点を地域に充実させ、楽しく子育てができるように支援します。

【区担当所管】

保育所等・地域連携、生涯学習支援課



子どもママも
仲間づくり



自助

具体的な事業 13

ウェルカム！みやまえキャンペーンの開催

区内の子育て機関・団体などと協力し、未就学児のいる家庭の転入時に、区役所で子育て情報を提供します。また、子育て団体等と共に、転入してきた未就学児の親の交流会（うえるかむクラス）を開催し、地域情報の提供や地域での支え合いを推進します。

【区担当所管】

地域ケア推進担当、地域支援担当



具体的な事業 14

地域の居場所としてのサロンの立ち上げ支援

民生委員児童委員や町内会自治会、自主活動団体等が主体となり実施する地域のサロンや居場所等の立ち上げを支援していきます。

【区担当所管】 地域支援担当

仲間と一緒に
立ち上げてみよう



具体的な事業 15

しあわせを呼ぶコンサートの開催

障害者施設の利用者が出演するコンサートを開催し、音楽を通じて交流と相互理解を深め、心のバリアフリーや障害者の自立支援・社会参画の拡大を目指します。

【区担当所管】 地域振興課



◎障害者相談支援センターとは？◎

※具体的な事業 26 (80 ページ) 参照

障害者相談支援センターは、川崎市から委託を受けた法人が運営する公的な相談窓口です。

障害のある方が、安心して暮らすことができるよう、地域の関係機関と連携して相談をお受けし、支援を行っています。

障害のある方やその御家族等の、様々な困りごとや悩み事などをお受けし、解決方法を一緒に考えたり、探したりするところです。

区内には、みやまえ基幹相談支援センター、地域相談支援センターポポラス、地域相談支援センターれもん、地域相談支援センターシリウスの4か所があります。障害種別や年齢に関わらず御相談をお受けしていますので、お気軽に御相談ください。


基本方針5 地域課題の解決に向けた支援の充実

地域が抱える様々な課題の把握や解決に向け、主体的に関わることができるよう相談や連携等の支援を充実します。

具体的な事業 16 **新 重** 地域マネジメントの推進

区役所全課と連携し、小地域単位の地域情報をまとめた地区カルテや、大学と連携して実施したアンケート調査の結果を分析することなどにより、地域の課題を明確化し、区民が主体的に課題解決に当たることができる環境を整えます。

【区担当所管】
地域ケア推進担当、地域支援担当



具体的な事業 17 **新** 地域における健康で快適な生活のための支援

ペットの飼養に関する相談、ネズミや衛生害虫に関する区民からの相談を通して、衛生的で健康的な住環境の確保を支援していきます。

【区担当所管】 衛生課

ねずみが住みにくい環境づくり

ねずみは特になずみが侵入しやすい動物です。ねずみが住みにくい環境を整え、快適な生活を送りましょう。区役所保健福祉センター衛生課では、ねずみが住みにくい環境づくりに関する相談を受け付けております。具体的な対策内容を記載したリーフレットの配布やねずみごみ等の廃棄出し（箱に限りがあります）もしておりますので、お困りの際はご相談ください。
※殺鼠剤の配布は現在行っておりません。

対策1 入念な調査を怠らぬ

- 家や店舗のまわり、ごみ箱の周辺など、ねずみの侵入しやすい場所を確認し、侵入経路を特定して対策を講じます。
- 糞尿、生ごみ、ペットフード、餌の残骸なども、ねずみは好みます。

対策2 整理整頓を怠らぬ

- 床下など、衣服、ビニール、雑草などを貯蔵する場合は、ねずみ侵入防止対策を講じます。
- 床下など、衣服、ビニール、雑草などを貯蔵する場合は、ねずみ侵入防止対策を講じます。

対策3 侵入口をふさぐ

- 排水溝、換気口、戸締り、換気扇、わすれ物などからもねずみは入りやすいので対策を講じます。
- 換気扇、換気口、戸締りなど、「ねずみごみ」の対策として有効です。

＜必ずおこなうべき事項・問合せ先＞
平日：月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
〇〇区保健福祉センター衛生課 000-0000

簡単チェックシート！

犬を飼う上で守らなくてはならないこと

問題点？ 鑑札を付けていますか？
問題点？ 清潔を付けていますか？
問題点？ 自宅で清潔させていますか？
問題点？ 必ずリードをつけていますか？
問題点？ 鳴き声などで迷惑をかけていませんか？

地域からも愛されるワンちゃんに！

基本目標2 区民本位の福祉サービスの提供

基本方針1 情報提供の充実

区民が取り組む地域活動を紹介することにより、その情報を参考に、また、地域活動の見本として、自分の地域の活性化に役立てられるよう、情報提供を充実します。

具体的な事業18

重 広報の充実

チラシ・リーフレット・ホームページ等を媒体として、地域包括ケアシステムの意識づくりや地域福祉の目的理念等について普及啓発を行います。

【区担当所管】 地域ケア推進担当、
地域支援担当、企画課、向丘出張所



具体的な事業19

みんなで実践健康づくり支援事業

健康づくりに関する情報や地域の健康づくりの活動などを記載した健康づくり情報誌、地域活動の場のマップなどを活用し、区民の健康づくりの実践を推進します。

【区担当所管】 地域支援担当



健康管理は
毎日の積み重ねから

自助



具体的な事業 20 子育て情報発信事業

みやまえ子育てガイド「とことこ」の発行、宮前区こども子育てホームページの充実、SNSやアプリの活用、区役所・向丘出張所等区民に身近な場所での情報コーナーの整備等により、子育て情報を広く地域へ発信し、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

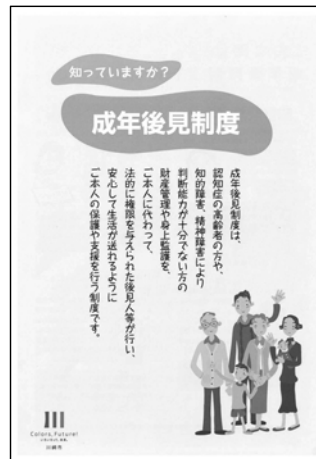
【区担当所管】 地域ケア推進担当



具体的な事業 21 高齢者支援制度や介護予防など高齢者に関する普及啓発活動の実施

高齢者が安心して生活していくために高齢者在宅生活支援サービスや成年後見制度等の利用促進や、普及啓発を実施します。また、知識の普及啓発を図ります。

【区担当所管】 高齢・障害課、地域支援担当



◎土橋カフェ◎

認知症の方やその家族はもちろん、誰もが気軽に立ち寄り、地域の人たちとつながりを持てる場です。町内会を主体に現・元民生委員、老人クラブメンバー、地域ボランティア、などに加え、認知症専門医、認知症ケアアドバイザー、弁護士、地域包括支援センター員などの専門家も運営に携わり、その場で問題解決の糸口を付けることができます。

毎月第一水曜日の午後に土橋会館（町内会会館）で開かれており、珈琲、抹茶などを飲みながら、合間には、時流に合った話題を専門家の講話で聞く、音楽家の歌唱・演奏を楽しむ、さらに、体幹を整え、脳と身体の連携を刺激する運動を楽しむ、など認知症予防にも一役買いそうなパフォーマンスを楽しむことができます。



基本方針2 相談支援体制の充実

区民が抱える様々な生活課題について、支援関係機関等と連携し、相談支援体制を充実します。

具体的な事業 22

生活保護世帯の中学生に対する学習機会の提供

学習支援事業を生活保護受給世帯の中学生に積極的に案内し、参加支援することで、学校以外の学習の機会や居場所を提供し、貧困の連鎖を防止します。

【区担当所管】 保護課



具体的な事業 23

新

子ども・子育てに関する相談の実施

妊娠中から出産、育児等に関する個別相談支援を行います。

【区担当所管】 地域支援担当



具体的な事業 24

新

健康や福祉に関する相談の実施

健康づくりや介護予防等に関する個別相談支援を行います。

【区担当所管】 地域支援担当



具体的な事業 25

新

保育所入所相談の実施

子どもの預け先を探す保護者の一人ひとりに寄り添い、それぞれの保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を行います。

【区担当所管】 児童家庭課



具体的な事業 26

新

高齢者・障害者に対する相談体制の充実

高齢者については、地域包括支援センター等と連携し、相談支援体制の充実を図ります。障害者については、障害者相談支援センター等と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

【区担当所管】 高齢・障害課



基本方針3 保健・福祉人材の育成

より充実した地域活動が行えるよう、地域で活動する人や保健や福祉活動に従事する人など地域活動の担い手となる人材の育成に取り組みます。

具体的な事業27

認知症サポーター養成講座の開催

認知症になっても安心して暮らせる地域を目指して、「認知症サポーター養成講座」を小地域で開催し、普及・啓発を実施します。

【区担当所管】 地域支援担当



サポーターになろう



互助

具体的な事業28

子育て・健康づくり等ボランティア養成講座の開催

子育て支援や、健康づくり・介護予防等に資するボランティアを養成し、保健・福祉活動への参加を促し、安心して子育てできる環境づくりや健康的な地域づくりを目指します。

【区担当所管】 地域支援担当



ボランティアになって地域づくりをしよう!



互助

◎こんにちは赤ちゃん訪問員養成研修◎

こんにちは赤ちゃん訪問員になっていただくために、毎年1回開催しています。民生委員児童委員、主任児童委員、子育てボランティア、子育てグループリーダー等子育て支援活動の経験者の方を対象に、養成研修を行っています。

(こんにちは赤ちゃん事業の内容は83ページ)



具体的な事業 29

次世代に向けた地域福祉講座の開催

職場体験や出前講座で、地域包括ケアシステムに対する理解を深める講座を開催するなど、次世代の地域福祉の担い手を育成します。

【区担当所管】

地域ケア推進担当、地域支援担当



君の学校にも呼んでね



互助

◎次世代の育成 小中学生への啓発◎

宮前区では、将来の担い手の育成として、小中学生を対象とした啓発事業を行っており、区役所や消防署で実施している職場体験学習で、地域のつながりの大切さを学んでいます。

平成 29（2017）年度には、宮前平中学校演劇部と地域の方々のご協力のもと、啓発用のDVDを作成しました。

第5期計画では、このDVDを活用し、様々な場面で、小中学生への啓発を実施していきます。



職場体験学習：宮前消防署において



啓発DVD



DVD撮影風景

基本目標3 必要な人が支援へつながる仕組みづくり

基本方針1 支援が必要な人への見守り、支え合いの推進

地域で支援が必要な人、また自らSOSの出せない人に対して支援が届くよう、区民や民間事業者等と連携して、見守りや支え合いを推進します。

具体的な事業30

地域が主体となった見守り・支え合いの促進

高齢者など支援を必要とする人が地域の中で安心して暮らしていくために、地域の見守り・支え合い活動の事例集等を活用した啓発活動の実施を通して、住民同士の顔の見える関係づくりを進め、地域主体の見守り活動や居場所づくりにつなげます。

【区担当所管】

地域ケア推進担当、地域支援担当

地域で見守りの輪を
広げよう！



互助

具体的な事業31

こんにちは赤ちゃん事業

乳児のいる家庭に、研修を受けた地域の方が訪問員として伺い、地域の子育て支援情報などを届けながら、子育て家庭が地域とのつながりを持てるよう声かけを実施します。

【区担当所管】 地域支援担当

あなたも訪問員に
なりませんか？



互助

赤ちゃんのいる
ご家庭に



あなたの笑顔と
「おめでとう」を
お届けください。

具体的な事業 32 川崎市地域見守りネットワーク事業等の充実

民間業者等との連携により、異変が生じた状態や何らかの支援を必要としている人等を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守り体制を確保し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を行います。

【区担当所管】

地域ケア推進担当、地域支援担当、
児童家庭課、高齢・障害課、保護課



地域社会全体で見守ります。



互助

具体的な事業 33 新 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

徘徊の恐れのある高齢者等の登録を事前に行い、徘徊が発生した際に関係機関や近隣自治体に情報提供し、高齢者等の安全確保と家族等への支援を図ります。

【区担当所管】 高齢・障害課

平成29年度版

徘徊高齢者等SOSネットワークのご利用について

徘徊の恐れがある高齢者等に対して、徘徊が発生した際、早急な発見ができるよう関係機関と協力し、高齢者等の安全確保とご家族への支援を行います。

- 対象者**
高齢者等（身体性認知症の方を含みます）で下記の要件にすべて該当する方
① 市内に居住し認知症により徘徊の恐れがある方
② 各区高齢・障害課又は各区地域福祉推進センター（高齢・障害課）後、各区の高齢福祉支援センターにて徘徊高齢者等SOSネットワークへ事前登録した方
- サービス内容**
事前に徘徊高齢者等SOSネットワークへ登録します。徘徊が発生した際、ご家族から届いたSOS緊急をともに関係機関に情報提供し、高齢者の安全確保とご家族への支援・支援を行います。
- 事前登録情報について**
登録された情報は、各区高齢・障害課又は各区地域福祉推進センター（高齢・障害課）後、各区の高齢福祉支援センター、緊急要などの関係機関が連携を図り、情報の共有を行います。さらに、市内の自治体へ協力を要請する場合には登録情報を提供いたします。
- 利用料**
登録に関する費用はかかりません。
- 利用の申請**
利用を希望する方は、各区高齢・障害課又は各区地域福祉推進センター（高齢・障害課）後、各区の高齢福祉支援センターにて事前登録申請を提出します。
また、本人の同意が得られる写真（顔写真と証明写真）をご提出ください。
※ 各区高齢・障害課又は各区地域福祉推進センター（高齢・障害課）後で無料SOSネットワークを配布しています。



互助

具体的な事業 34 新 ひとり暮らし等高齢者見守り事業

民生委員の協力により、ひとり暮らし等の高齢者世帯を訪問調査し、必要に応じて見守りにつなげ、地域における高齢者の見守りを推進します。

【区担当所管】 高齢・障害課



互助

具体的な事業 35

災害時要援護者対策の充実

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の方から名簿登録の申し込みをしていただき、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において互助による避難支援体制づくりを進めていただくために「災害時要援護者避難支援制度」の充実に取り組みます。

【区担当所管】

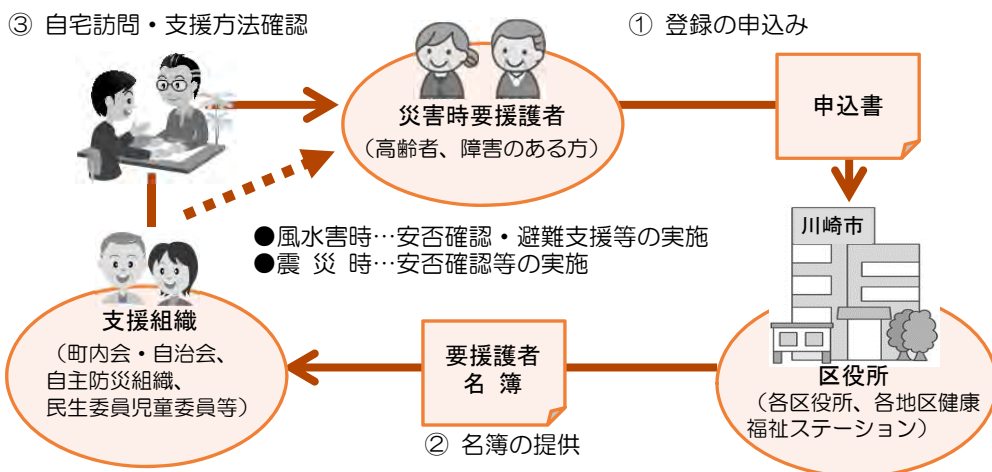
危機管理担当、高齢・障害課



互助

◎災害時要援護者支援制度の流れ◎

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方及び在宅で生活している方で、支援組織への個人情報の提供に同意される方を対象に、名簿登録することで、災害時に支援組織が安否確認・避難支援等を行います。



基本方針2 虐待への適切な対応の推進

地域生活には、まず安心して生活できる環境が必要です。子ども、高齢者、障害者に対する虐待に適切に対応できる体制づくりを推進していきます。

具体的な事業36 児童虐待予防・早期発見体制の充実

育児不安や児童虐待につながる兆候を早期に把握し、地域での継続した支援を実施します。そのために、要保護児童対策地域協議会の各種会議を開催し、子育て支援機関・団体・児童の福祉に従事する者等と考え方を共有し、連携の強化を図ります。



【区担当所管】 地域支援担当

具体的な事業37 新 高齢者虐待防止の支援体制の充実

地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待の防止・対応のため、相談支援を行います。



【区担当所管】 高齢・障害課

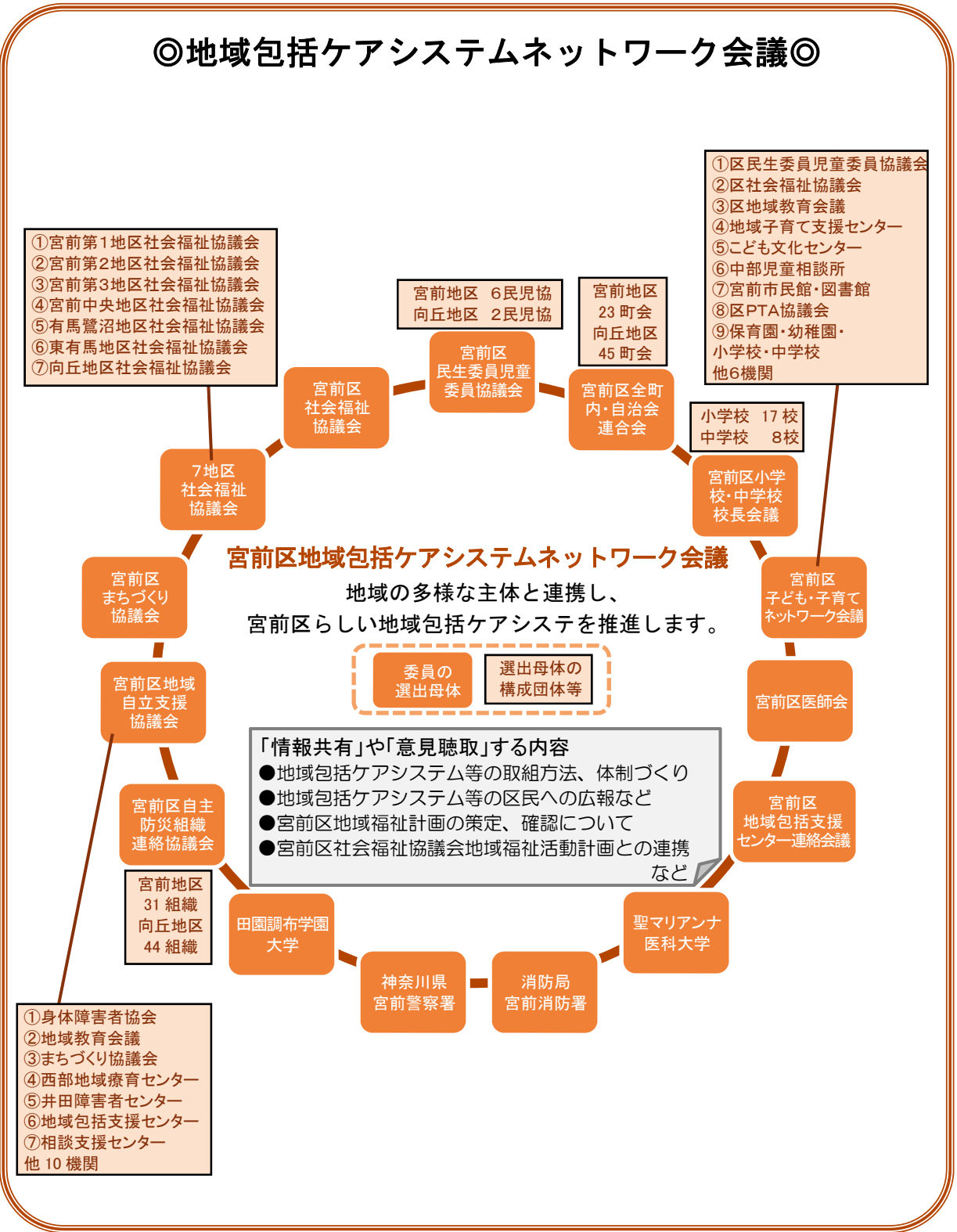
具体的な事業38 新 障害者虐待防止の支援体制の充実

障害者相談支援センターと連携し、障害者虐待の防止・対応のため、相談支援を行います。



【区担当所管】 高齢・障害課

◎地域包括ケアシステムネットワーク会議◎



基本目標4 地域づくりのための連携・協働の推進

基本方針1 保健・福祉などの連携・協働の推進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、保健・福祉などの連携・協働に取り組みます。

具体的な事業39

宮前精神保健福祉連絡会

精神保健福祉関係団体が連携を取り開催する情報交換の場に参加し、障害者（児）を取り巻く様々な問題を把握しながら、障害者（児）を支援するための取組を支援します。

【区担当所管】 高齢・障害課



具体的な事業40

新 安心な在宅療養の環境づくり

安心して在宅で医療・看護・介護・福祉等一体となったケアが受けられるよう、多職種間での連携支援につとめるとともに、在宅医療・療養に関する様々な情報を、区民に向けて発信します。

【区担当所管】 地域ケア推進担当、地域支援担当、高齢・障害課



基本方針2 区民、事業者と行政の連携・協働の推進

町内会・自治会などの地縁組織や民生委員児童委員、民間事業者等の地域における多様な主体との連携、協働により、地域福祉の向上に取り組みます。

具体的な事業 41**新 地域包括ケアシステムネットワーク会議の開催**

宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議を開催し、宮前区における多様な主体と連携した地域包括ケアシステム等を推進します。

【区担当所管】 地域ケア推進担当

**具体的な事業 42****地域包括支援センターとの連携による地域づくり**

高齢者における地域課題の抽出や地域づくりのためのネットワークの構築を図るために地域ケア会議や地区活動を通して区内地域包括支援センターとの連携を推進します。

【区担当所管】 地域支援担当



具体的な事業 43 民生委員児童委員・保護司会等の活動支援

地域福祉の重要な担い手である、民生委員児童委員・保護司会等の取組について、広く区民に周知するなど、活動しやすい環境をつくります。

【区担当所管】 地域ケア推進担当



地域の相談相手



互助

具体的な事業 44 主任児童委員と保健福祉センターとの連絡会の開催

主に乳幼児のいる家庭の地域での見守りや育児課題について連絡会を開催し、情報共有を促進します。

【区担当所管】 地域支援担当



具体的な事業 45 宮前区地域自立支援協議会の開催

障害者（児）の方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援の充実や地域のネットワークの連携を強化し、また、障害を理解していただくための普及啓発等の推進を目指して、地域自立支援協議会を開催します。

【区担当所管】 高齢・障害課



具体的な事業 46

子ども・子育てネットワーク会議の開催

子ども・子育て支援機関・団体の代表者による会議、実務者による会議を開催し、情報共有や子育て支援等に関する意見交換を行い、子育てしやすいまちづくりを推進します。

【区担当所管】 地域ケア推進担当



具体的な事業 47

新

幼保小(中)連携事業

区内にある幼稚園、保育所及び小(中)学校が相互の役割を理解し発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援することを目的に取り組みます。

【区担当所管】

保育所等・地域連携、学校・地域連携



具体的な事業 48

新

関係する営業施設等との協働による地域づくりの推進

食品衛生協会、理美容組合、営業施設、動物愛護ボランティア、地域で活動する団体等とのつながりを活用し、事業者等を介した情報発信等による地域づくりの推進に取り組みます。

【区担当所管】 衛生課



互助

具体的な事業 49

新

社会福祉協議会との連携・協働

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、社会福祉協議会と区役所がそれぞれの役割を果たすことによって、より一層の地域福祉推進を目指します。

【区担当所管】

地域ケア推進担当、地域支援担当



◎第3期地域福祉活動計画◎

宮前区社会福祉協議会では、地域福祉活動計画を策定しています。現在の第3期計画は、平成27(2015)年度から31(2019)年度までの5年間の計画として策定し、4つの重点目標を掲げ「誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち」の実現に向けて、取り組んでいます。

第3期地域福祉活動計画(平成27(2015)～31(2019)年度)の重点目標と具体的取組

●重点目標1 集い・交わり・情報交換できる場(拠点)をつくります！

- 【具体的取組】
- ・福祉活動拠点の調査と情報提供
 - ・新たな福祉活動拠点の開拓に向けた仕組みづくりと呼びかけ など

●重点目標2 見える活動・身近な社協を目指します！

- 【具体的取組】
- ・広報誌「みやまえの福祉」と「宮前・ボランティア活動情報」の一元化と再編
 - ・地域情報誌等の活用 など

●重点目標3 気軽に参加できる福祉のまちづくりを推進します！

- 【具体的取組】
- ・出前講座の開催
 - ・ボランティアフォローアップ研修やボランティア交流会の開催 など

●重点目標4 誰も孤立しない、安心して暮らせるまちをつくります！

- 【具体的取組】
- ・ボランティアや障がい等当事者による専門相談の実施
 - ・地域の支援組織や専門職とのネットワークの構築 など

第5期計画の推進体制

第3章

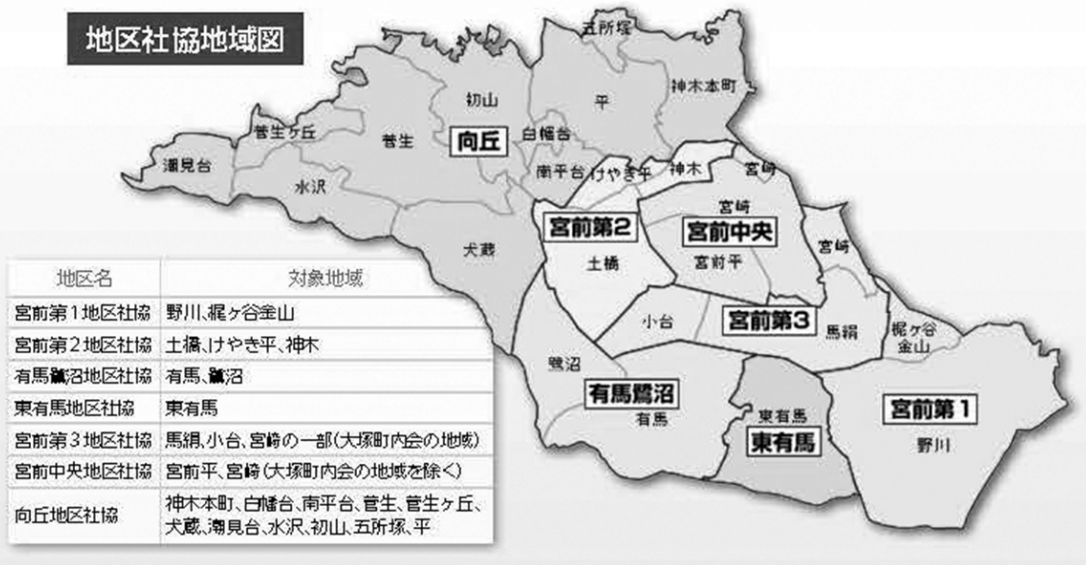
あなたの身近にあります！

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進を図ること」を目的として地域住民やボランティア、福祉・医療の関係機関、行政等と連携し、「福祉のまちづくり」に取り組む民間の非営利団体です。

川崎市には市及び7区それぞれに社会福祉協議会があり、地域の実情に合わせた福祉事業を展開しています。さらに、宮前区内には地域住民が福祉の担い手となり、住民同士で互いに「支え合うこと」を目的に様々な福祉活動を行う「地区社会福祉協議会」が7つあります。構成員や活動内容は、それぞれ異なりますが、その多くは町内会・自治会、民生委員児童委員、保護司、社会福祉に関する団体等によって構成され、地域に根差したきめ細やかな福祉活動を行っています。

地区社協地域図

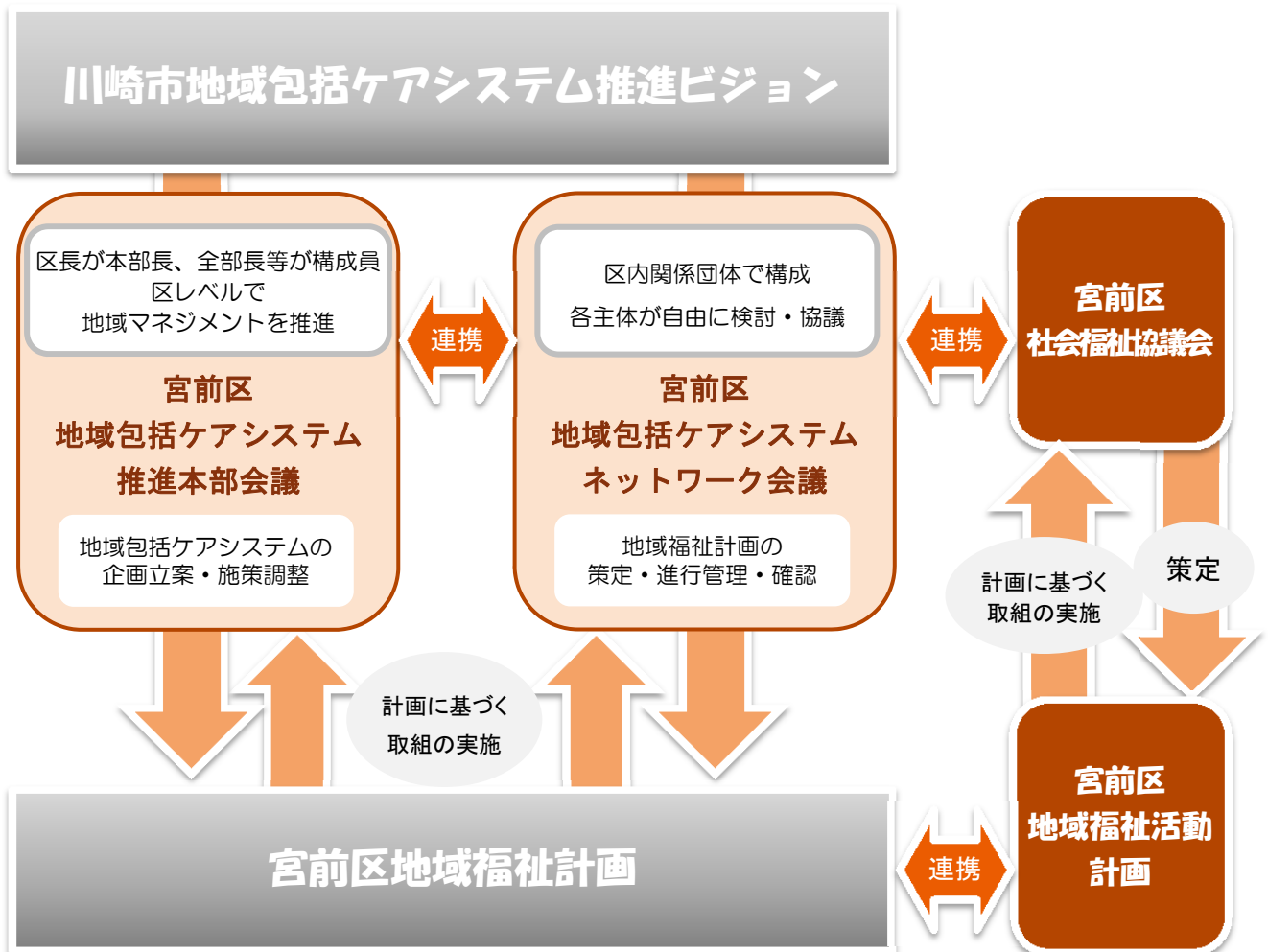


出典：宮前区社会福祉協議会「第3期地域福祉活動計画」

1 地域福祉推進のための役割

本計画が、福祉、保健、医療、教育、まちづくり等、様々な分野に関連していることから、庁内の関連部局で構成する「宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議」において、全庁的に本計画の施策を推進し、また、区社会福祉協議会との連携を強化の上、区社会福祉協議会の地域福祉活動計画と地域課題を共有、相互に補強・補完し合いながら地域福祉を推進していきます。

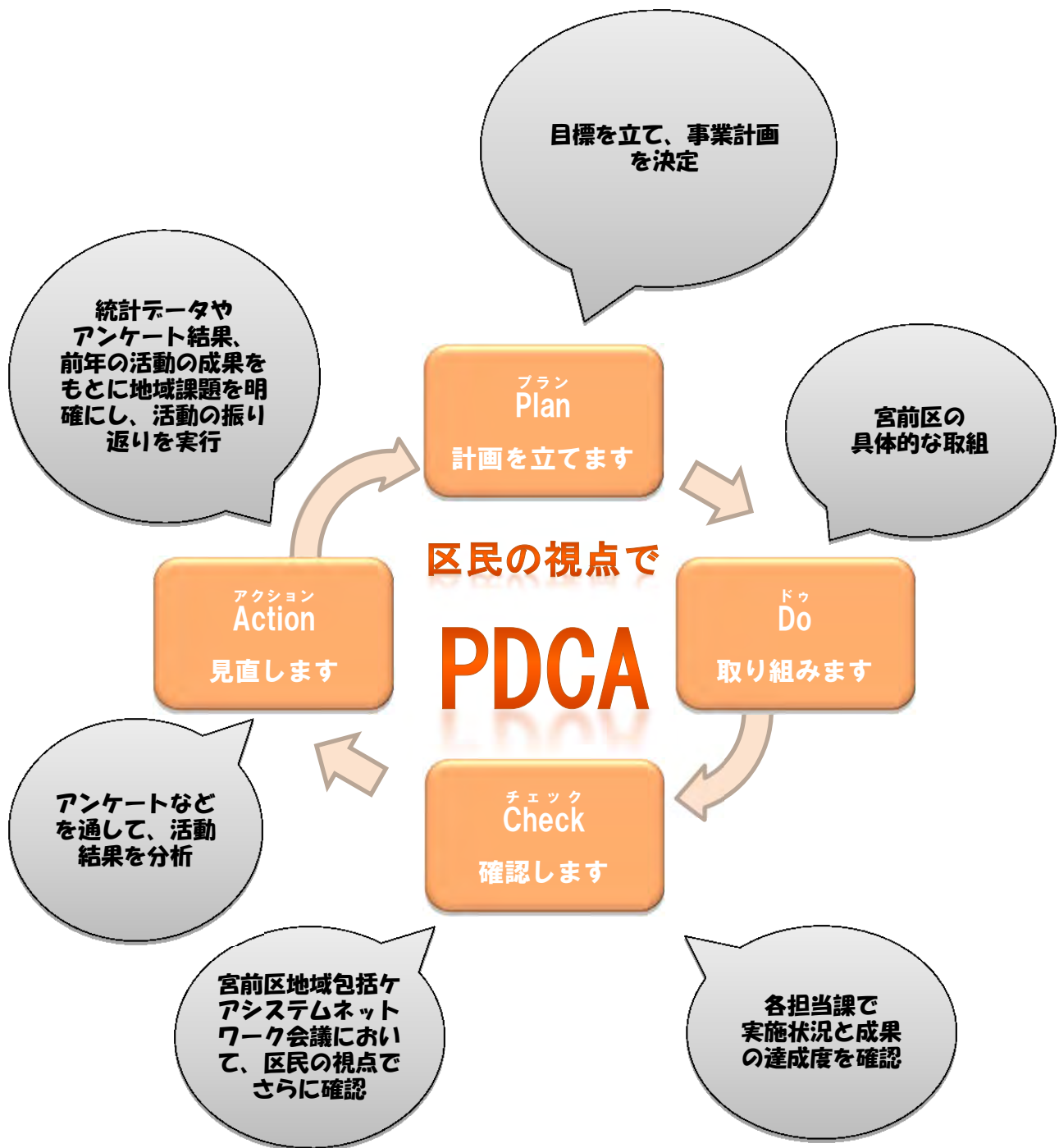
また、本計画の進行管理・確認は、学識経験者、町内会・自治会、区・地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、その他各分野の団体の代表等で構成する「宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議」において実施します。



2 計画の進行管理

計画は、区ホームページや市政だより宮前区版において公表し、市役所・宮前区役所の窓口で冊子を配布しています。

毎年、担当課が計画の取組報告書を作成、実施状況と成果を振り返り、宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議において区民の視点でさらに確認します。そして、次年度に向けての課題・展開・事業内容の見直しなどを検討し、計画を推進します。



資料編

1 第5期宮前区地域福祉計画策定の経過

年	日程	議題
平成 29 年	4月5日	第1回宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議 【議題】 (1) 宮前区地域包括ケアシステム推進本部について (2) スプリングレビューについて (3) 平成29年度スケジュールについて
	5月18日	第1回宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 【議題】 (1) 宮前区地域福祉計画について ア 宮前区地域福祉計画今年度実施計画について イ 第5期宮前区地域福祉計画策定に関わる課題抽出について ウ 第5期地域福祉計画策定スケジュールについて (2) 今年度の取組について
	7月18日	第2回宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議 【議題】 (1) 宮前区地域包括ケアシステム推進に向けた取組の進捗状況 (2) 第5期宮前区地域福祉計画骨子案について (3) 地区カルテについて (4) 平成29年度スケジュールについて
	7月20日	第2回宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 【議題】 (1) 平成29年度宮前区地域包括ケアシステム推進に向けた取組の進捗状況について (2) 第5期宮前区地域福祉計画骨子案について (3) 第4期宮前区地域福祉計画ワークショップについて
	9月25日	第3回宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議 【議題】 (1) 第5期宮前区地域福祉計画事業体系及び構成案について (2) 地域マネジメント推進のための取組について (3) 平成29年度スケジュールについて
	9月28日	第3回宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 【議題】 (1) 地域包括ケアシステム推進に向けた地区担当保健師の取組について (2) 第5期宮前区地域福祉計画事業体系及び構成案について (3) 第4期宮前区地域福祉計画ワークショップについて
	12月1日	第4回宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 【議題】 (1) 第5期宮前区地域福祉計画案について (2) 高齢・障害・地域福祉計画区民説明会の実施について (3) 第4期宮前区地域福祉計画ワークショップについて (4) 次世代育成に係る取組について ア 平成29年度次世代に向けた啓発出前講座について イ 中学生向け地域包括ケアシステム啓発DVDについて
平成 30 年	1月17日	高齢・障害・地域福祉計画区民説明会 【次第】 (1) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組状況 (2) 各分野計画案の説明 1) 第7期かわさきいきいき長寿プラン 2) 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改訂版 3) 第5期川崎市地域福祉計画 4) 第5期宮前区地域福祉計画

2 川崎市宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、宮前区における地域包括ケアシステム及び宮前区地域福祉計画（以下「地域包括ケアシステム等」という。）の推進に関し、次に掲げる事項について、ネットワーク会議委員の意見を求める。

- (1) 地域包括ケアシステム等の取組方法、体制づくりに関すること。
- (2) 地域包括ケアシステム等の区民への広報及び市民意見集約等に関すること。
- (3) 宮前区地域福祉計画の策定に関すること。
- (4) 宮前区地域福祉計画の評価システムの検討及び推進に関すること。
- (5) 宮前区社会福祉協議会地域福祉活動計画との連携に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 ネットワーク会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉・子ども関係団体の代表
- (3) 市民団体の代表
- (4) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (5) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (6) その他区長が特に認めた者

2 ネットワーク会議に、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、ネットワーク会議に、生活支援を行う地域の活動単位ごとの協議体からの代表者をネットワーク会議委員として参加させることができる。

(会議の運営)

第4条 ネットワーク会議は、委員相互の協力により運営することを基本とする。

2 ネットワーク会議に座長を置き、委員のうちから、委員の互選により選出する。

3 ネットワーク会議において、第2条の規定による目的を達成するため検討する事項は、委員相互の意見を尊重し、座長がこれを調整する。

4 第3項に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、座長がネットワーク会議に諮って定める。

(開催期間)

第5条 ネットワーク会議の開催期間は、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、宮前区役所保健福祉センター(地域ケア推進担当)において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱の廃止)
- 2 宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱（17川宮地保第64号区長専決）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定中第6号を削り、第7号を第6号とする部分は、平成29年4月1日から施行する。

3 宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 委員名簿

(順不同 敬称略)

氏名		所属団体等
1	◎ 小林 俊子	田園調布学園大学
2	太田 公子	社会福祉法人 川崎市宮前区社会福祉協議会
3	老門 聡子	宮前区民生委員・児童委員協議会
4	浮岳 亮仁	宮前区子ども・子育てネットワーク会議
5	有泉 加代子	宮前区地域自立支援協議会
6	矢外 泰子	宮前区地域ケア推進会議
7	室賀 俊二	川崎市立小学校長会宮前区支部校長会議
8	川田 和子	宮前区全町内・自治会連合会
9	鎌田 正広	宮前区医師会
10	新安 裕美子	宮前区まちづくり協議会
11	増本 謙太	宮前区自主防災組織連絡協議会
12	安保 長一	神奈川県宮前警察署
13	村上 治三郎	消防局宮前消防署
14	本橋 隆子	聖マリアンナ医科大学
15	鈴木 邦男	宮前第1地区社会福祉協議会
16	老門 泰三	宮前第2地区社会福祉協議会
17	及川 武	有馬鷺沼地区社会福祉協議会
18	吉澤 美楯	東有馬地区社会福祉協議会
19	中村 布佐子	宮前第3地区社会福祉協議会
20	大村 康平	宮前中央地区社会福祉協議会
21	山本 俊子	向丘地区社会福祉協議会

◎:座長

委員期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

4 第4回川崎市地域福祉実態調査報告より

1. 調査の目的

本調査は、市民の地域福祉に関する意識を多面的に調査することにより、地域における生活課題を明らかにし、『第5期川崎市地域福祉計画』の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の種類

本調査は、以下の2種類の調査を実施した。

- ①地域の生活課題に関する調査（個人）
- ②地域福祉活動に関する調査（団体）

3. 調査の設計

2種類の調査は以下のように設計した。

調査種別	項目	内容
①地域の生活課題に関する調査	対象者数	20歳以上の男女5,950人（各区850人を基本とした）
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査時期	平成28年10月25日～11月22日
②地域福祉活動に関する調査	対象者数	市内で地域福祉活動を行う団体等504団体
	抽出方法	町内会・自治会、地区社会福祉協議会、区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、本市の高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉団体
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査時期	平成28年10月31日～11月29日

4. 調査内容

調査種別ごとの調査内容は以下のとおりである。

調査種別	調査内容
①地域の生活課題に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・「川崎市地域福祉計画」について ・居住している地域について ・地域活動やボランティア活動について ・保健・福祉に関することについて ・東日本大震災後の意識の変化について ・今後の地域福祉の推進について
②地域福祉活動に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の概要 ・団体の活動状況と今後の展開について ・「川崎市地域福祉計画」について ・団体が活動等を行う地域について ・東日本大震災後の意識の変化について ・保健・福祉に関することについて ・今後の地域福祉の推進について

5. 回収結果

回収結果は以下のとおりである。

調査種別	配布数	返送数	調査対象数	回収数	有効回収数	回収率
①地域の生活課題に関する調査	5,950	76	5,874	2,298	2,287	38.9%
②地域福祉活動に関する調査	504	10	494	377	371	75.1%
合計	6,454	86	6,368	2,675	2,658	41.7%

(注) 1. 返送数とは、宛名不明で返送された数である。2. 回収数には全問未記入を含む。

【区別回収結果（地域の生活課題に関する調査）】

地区	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
回収数	290	343	309	301	355	290	370
回収率 (第4回)	34.1%	40.4%	36.4%	35.4%	41.8%	34.1%	43.5%
回収率 (第3回)	41.1%	44.4%	44.9%	42.0%	45.4%	45.6%	47.2%

6. 報告を利用するにあたって

- (1) 図・表中のn、回答者数とは、基数となる実数のことである。
- (2) 回答はn、回答者数を100%として百分率で算出している。小数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が全体を示す数値と一致しないことがある。
- (3) 複数回答ができる質問では、回答比率の合計が100%を超える。
- (4) 質問において、年代別、居住地区別など調査対象者の基本属性を中心としたクロス集計結果の図・表については、基本属性等に「無回答」があるため、全体の示す数値と一致しない。
- (5) 図・表において、回答の選択肢表記を簡略化している場合がある。

① 地域の生活課題に関する調査（区民が対象；一部抜粋）

問13 あなたは、「近所」の範囲を、どの程度だとお考えですか。（1つに○）

○宮前区では、市全体に比べて「向こう三軒両隣」（21.4％）の割合が低い。

「近所」の範囲

単位：％

区 分	回答者数 (人)	両隣	向こう三軒 両隣	同じ集合住宅	歩いて5分以内	歩いて10分以内	その他	無回答
川崎市	2,287	5.3	24.8	19.5	34.1	12.2	2.4	1.6
宮前区	355	5.4	21.4	19.2	35.8	14.1	3.1	1.1
宮前区役所管内	289	4.2	22.1	18.7	36.0	14.5	3.1	1.4
向丘出張所管内	66	10.6	18.2	21.2	34.8	12.1	3.0	0.0

問14 あなたは、ふだんご近所の方とどの程度のつきあいをしていますか。（1つに○）

○宮前区では、市全体に比べて「親しく話をする」（9.6％）の割合が高い。

近所とのつきあいの程度

単位：％

区 分	回答者数 (人)	あつちの 家族のようにつきあっている	親しく話をする	とまどい話を する	あいさつをする程度	ほとんどつきあいが ない	その他	無回答
川崎市	2,287	0.8	7.6	28.3	49.5	12.3	0.8	0.7
宮前区	355	0.6	9.6	27.9	48.2	12.1	1.4	0.3
宮前区役所管内	289	0.3	9.7	26.3	49.1	12.8	1.4	0.3
向丘出張所管内	66	1.5	9.1	34.8	43.9	9.1	1.5	0.0

問15 あなたは、近所づきあいや地域住民同士の交流について、どの程度必要だとお考えですか。(1つに○)

○宮前区では、市全体に比べて「ふだんから交流しておいた方が良い」の割合が31.3%と最も高い。

近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性の程度

単位：%

区 分	回答者数(人)	ふだんからの交流は必要	ふだんから交流しておいた方が良い	面倒なのであまりしたくない	必要だと思わないが、地域で交流すること自体は大切だ	グループの中で助け合えば良い	気の合った仲間やグループの中で助け合えば良い	行政などが支援すべきで、地域での助け合いは必要ない	その他	無回答
川崎市	2,287	28.2	27.0	32.7	1.8	3.1	3.7	1.7	1.7	
宮前区	355	27.6	31.3	29.9	2.0	2.8	3.1	1.4	2.0	
宮前区役所管内	289	28.7	31.5	29.1	1.7	3.1	3.1	1.4	1.4	
向丘出張所管内	66	22.7	30.3	33.3	3.0	1.5	3.0	1.5	4.5	

問17 あなたは、助け合いをすることができる「地域」の範囲を、どの程度だとお考えですか。(1つに○)

○宮前区では、市全体に比べて「隣近所」(40.6%)が「町内会・自治会」(37.2%)より高い。

助け合いをすることができる「地域」の範囲

単位：%

区 分	回答者数(人)	隣近所	町内会・自治会	小学校区	中学校区	居住区内	市内	それ以上	その他	無回答
川崎市	2,287	37.0	42.3	7.4	2.8	5.4	1.2	0.8	1.7	1.5
宮前区	355	40.6	37.2	8.5	3.4	6.2	1.4	0.3	0.8	1.7
宮前区役所管内	289	41.5	35.6	9.0	2.8	6.9	1.7	0.3	0.3	1.7
向丘出張所管内	66	36.4	43.9	6.1	6.1	3.0	0.0	0.0	3.0	1.5

問19 あなたは、家庭生活の中で次のような不安を感じたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

○宮前区では、市全体に比べて、「介護が必要な家族を家庭で介護できる自信がない」が34.1%と高い。また、向丘出張所管内では「経済的に生活できるか不安である」が43.9%と最も高いが、「病気になったときに頼れる人が身近にいない」や「子育てがうまくできるか不安である」は低い値となっている。

家庭生活の中で感じる不安（複数回答）

単位：%

区 分	回答者数（人）	身の回りのことが、いつまで自分できるか分からない	介護が必要な家族を家庭で介護できる自信がない	経済的に生活できるか不安である	病気になったときに頼れる人が身近にいない	子育てがうまくできるか不安である	その他	無回答
川崎市	2,287	41.4	30.2	33.9	17.3	9.4	9.4	12.1
宮前区	355	39.2	34.1	33.8	15.5	10.4	10.4	12.7
宮前区役所管内	289	39.4	34.3	31.5	16.3	11.4	11.4	12.1
向丘出張所管内	66	37.9	33.3	43.9	12.1	6.1	6.1	15.2

問24 あなたが、もし高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になったとき、地域の人たちにどんな手助けをしてほしいですか。（3つまでに○）

○全体的に「安否確認の見守り・声かけ」が手助けをしてほしいことと回答者自身ができることのどちらにおいても最も高く、次いで「災害時の手助け」となっている。また、向丘出張所管内では、手助けしてほしいことにおいて「炊事・洗濯・掃除などの家事」が、「災害時の手助け」と同じく2番目に高くなっている。

地域の人たちに手助けをしてほしいこと（複数回答）

単位：％

区 分	回答者数（人）	安否確認の見守り・声かけ	趣味など世間話の相手	子育て・介護などの相談相手	炊事・洗濯・掃除などの家事	草むしり、冷蔵庫内の整理	ちょっとした買物	子どもの預かり
川崎市	2,287	49.9	9.4	8.8	27.9	1.8	20.3	6.1
宮前区	355	50.7	8.7	9.6	30.7	3.4	18.9	5.9
宮前区役所管内	289	51.9	8.7	9.3	29.8	2.1	18.3	5.9
向丘出張所管内	66	45.5	9.1	10.6	34.8	9.1	21.2	6.1
区 分	外出の付添い	災害時の手助け	ゴミ出し・雨戸の開け閉め	電球交換や簡単な大工仕事	その他	特にない	無回答	
川崎市	13.3	42.2	7.8	8.0	2.2	13.1	2.6	
宮前区	13.2	47.3	6.5	8.2	2.8	12.1	2.8	
宮前区役所管内	11.8	50.2	6.2	8.3	2.4	11.4	3.5	
向丘出張所管内	19.7	34.8	7.6	7.6	4.5	15.2	0.0	

問25 地域の高齢者や障害者、子育て家庭などが安心して暮らすことができるよう、地域の支え合いとして、あなたご自身ができることは何ですか。（3つまでに○）

○全体的に「安否確認の見守り・声かけ」が回答者自身ができることと手助けをしてほしいことのどちらにおいても最も高く、次いで「災害時の手助け」となっている。

地域の人たちに回答者自身ができること（複数回答）

単位：％

区 分	回答者数（人）	安否確認の見守り・声かけ	趣味など世間話の相手	子育て・介護などの相談相手	炊事・洗濯・掃除などの家事	草むしり、冷蔵庫内の整理	ちょっとした買物	子どもの預かり
川崎市	2,287	64.2	17.9	8.8	7.1	3.6	30.3	6.8
宮前区	355	65.6	18.0	9.3	6.5	5.4	29.0	7.6
宮前区役所管内	289	64.7	15.9	10.0	6.2	4.8	28.4	8.0
向丘出張所管内	66	69.7	27.3	6.1	7.6	7.6	31.8	6.1
区 分	外出の付添い	災害時の手助け	ゴミ出し・雨戸の開け閉め	電球交換や簡単な大工仕事	その他	特にない	無回答	
川崎市	11.1	38.6	12.2	8.0	2.8	10.5	2.4	
宮前区	14.1	42.3	10.1	7.3	3.4	10.7	3.4	
宮前区役所管内	14.9	44.3	9.0	7.6	3.8	10.7	2.8	
向丘出張所管内	10.6	33.3	15.2	6.1	1.5	10.6	6.1	

問27 孤立死を防ぐために、どのようなことが有効だと思いますか。特に有効だと思うものを5つまで選んで○をつけてください。(5つまでに○)

○向丘出張所管内では「地域住民による声かけ、見守り」(69.7%)が最も高く、次いで「新聞・郵便配達等、民間の協力による安否確認」(54.5%)と、いずれも区を上回っている。

孤立死を防ぐために有効な手段（複数回答）

単位：%

区 分	回答者数（人）	地域住民による声かけ、見守り	新聞・郵便配達等、民間の協力による安否確認	民生委員児童委員による訪問、見守り	水道、ガス、電気の利用に関する情報共有	消防・警察・ごみ収集等、公的機関による安否確認	定期的な電話や傾聴訪問等の話し相手	地域で気軽に集えるサロン活動	地域包括支援センター等による生活実態の把握
川崎市	2,287	63.4	41.8	35.3	33.8	15.6	27.4	20.0	21.7
宮前区	355	63.1	43.7	32.4	35.5	18.0	26.5	20.6	20.6
宮前区役所管内	289	61.6	41.2	31.8	34.3	17.3	25.6	21.1	20.8
向丘出張所管内	66	69.7	54.5	34.8	40.9	21.2	30.3	18.2	19.7
区 分	配食等生活支援サービスを活用した見守り	本人からの危険危機の通報	機器による緊急通報システム	介護保険等の各種福祉サービス事業所と連携した緊急時連絡網	その他	特になし	わからない	無回答	
川崎市	22.3	29.5	32.0	21.0	2.1	0.7	3.4	1.1	
宮前区	22.8	29.3	31.0	24.5	2.3	0.8	2.8	0.8	
宮前区役所管内	23.5	28.0	33.6	24.2	2.4	0.7	2.4	0.7	
向丘出張所管内	19.7	34.8	19.7	25.8	1.5	1.5	4.5	1.5	

問28 あなたは、次のような地域活動やボランティア活動に参加したことがありますか。

現在参加しているものも含めてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

○宮前区では、「参加したことがない」(40.3%)が最も高く、次いで「町内会・自治会に関する活動」(22.0%)、「お祭りやイベントに関する活動」(17.2%)と、市全体と同じ傾向である。

地域活動やボランティア活動への参加状況（複数回答）

単位：%

区分	回答者数(人)	健康づくりに関する活動	高齢者に関する活動	障害児・者に関する活動	子育てに関する活動	医療に関する活動	町内会・自治会に関する活動	社会福祉協議会に関する活動	お祭りやイベントに関する活動
川崎市	2,287	5.7	6.6	4.8	7.7	1.7	26.8	3.5	20.2
宮前区	355	5.4	7.0	6.8	7.9	1.4	22.0	2.3	17.2
宮前区役所管内	289	4.5	6.9	7.3	7.3	1.4	21.1	2.1	17.6
向丘出張所管内	66	9.1	7.6	4.5	10.6	1.5	25.8	3.0	15.2
区分	地域安全に関する活動	環境美化(ゴミ拾いなどを含む)に関する活動	文化・芸術に関する活動	スポーツ(運動会などを含む)に関する活動	その他	今は参加していないが条件が整えば参加したい	参加したことがない	無回答	
川崎市	3.6	16.2	4.6	10.3	2.4	9.3	42.4	2.5	
宮前区	3.9	16.1	4.5	12.4	3.9	9.6	40.3	2.8	
宮前区役所管内	4.2	16.6	5.2	12.1	3.8	9.7	40.8	2.4	
向丘出張所管内	3.0	13.6	1.5	13.6	4.5	9.1	37.9	4.5	

《地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」と回答した人が対象》

問28-6 あなたが、地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由は、どのような理由からですか。(あてはまるものすべてに○)

○全体的に「仕事や家事が忙しく時間がない」が最も高く、いずれも5割以上となっている。

○向丘出張所管内では「きっかけがつかめない」が、区より10ポイント以上高いが、「身近に活動グループや仲間がいない」は10ポイント以上低くなっている。

地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由（複数回答）

単位：%

区 分	回答者数（人）	仕事や家事が忙しく時間がない	きっかけがつかめない	身近に活動グループや仲間がいない（知らない）	健康に自信がない	家族や職場の理解が得られない	興味を持てる活動がない	育児や介護を必要とする家族がいる
川崎市	969	51.3	31.4	24.6	11.8	0.8	8.4	9.4
宮前区	143	51.0	34.3	26.6	11.2	0.0	10.5	8.4
宮前区役所管内	118	50.0	32.2	28.8	11.9	0.0	11.0	8.5
向丘出張所管内	25	56.0	44.0	16.0	8.0	0.0	8.0	8.0
区 分	一度はじめると拘束されてしまう	行政や事業者が行えばよい	人と接するのが苦手	地域活動やボランティア活動はしたくない	その他	特に理由はない	無回答	
川崎市	18.0	2.2	14.3	5.9	5.8	9.9	3.0	
宮前区	18.9	1.4	9.1	6.3	4.9	4.9	1.4	
宮前区役所管内	20.3	1.7	10.2	5.9	5.1	3.4	1.7	
向丘出張所管内	12.0	0.0	4.0	8.0	4.0	12.0	0.0	

問35 東日本大震災から5年が経ちましたが、震災直後と比べて、現在のあなたの意識は変化しましたか。(1つに○)

○全体的に「震災直後は防災などへの意識が高まったが、現在は薄れてきている」が4割以上と最も高い。

東日本大震災直後と比べた意識の変化

単位：%

区 分	回答者数(人)	現在も、震災直後と変わらず防災への備えなどを意識している	震災直後は、意識が高まったが、現在は薄れてきている	震災直後は、意識が薄まったが、現在は意識している	震災直後は、意識が薄まったが、現在は意識していない	病震災直後も現在も、防災などへの備えを特に意識していない	その他	わからない	無回答
川崎市	2,287	32.4	47.6	5.7	5.5	1.3	5.6	1.9	
宮前区	355	34.6	46.8	5.9	5.1	1.4	4.8	1.4	
宮前区役所管内	289	34.9	47.8	5.9	3.5	1.4	4.8	1.7	
向丘出張所管内	66	33.3	42.4	6.1	12.1	1.5	4.5	0.0	

問39 今後、地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこととして、あなたはどのようなことが重要とお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

○宮前区と市全体では、「地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」と「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」が上位を占めている。特に向丘出張所管内では、後者の数値が47.0%と高い。

今後、地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこと (複数回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	住民同士が話し合いの機会をつくること	ボランティアや地域で活動する人を増やすこと	住民同士の助け合いの意識を向上させること	情報が集まる場をつくること	家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと	その他	特に取り組むべきことはない	無回答
川崎市	2,287	21.2	23.0	40.9	32.0	34.9	3.6	7.3	6.0
宮前区	355	23.7	22.5	40.0	31.5	38.3	3.9	6.2	4.8
宮前区役所管内	289	22.5	21.1	40.1	32.9	36.3	4.2	6.2	5.5
向丘出張所管内	66	28.8	28.8	39.4	25.8	47.0	3.0	6.1	1.5

問40 今後、地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこととして、あなたはどのようなことが重要とお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

○全体的に「福祉サービスの評価や内容の情報開示」と「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」がほぼ4割以上となっており、上位を占めている。

今後、地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこと (複数回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	地域課題やニーズの把握	情報提供、相談の場づくり	地域福祉を担う人材の育成	福祉サービスの評価や内容の情報開示	サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実	地域の課題等を共有する場・機会の提供	地域の自主活動と行政サービスの連携強化	その他	無回答
川崎市	2,287	32.1	31.4	32.4	43.7	45.3	15.7	25.3	4.2	6.8
宮前区	355	36.1	33.2	31.5	44.5	43.4	17.7	26.8	5.1	5.1
宮前区役所管内	289	34.3	31.8	31.8	43.6	44.3	17.6	25.6	5.5	5.2
向丘出張所管内	66	43.9	39.4	30.3	48.5	39.4	18.2	31.8	3.0	4.5

問42 川崎市では、超高齢社会の到来を見据えて、「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。あなたの「地域包括ケアシステム」の理解度や行動について、あてはまるものをお答えください。(1つに〇)

○「地域包括ケアシステムを聞いたことがない」が最も多く、市全体でも宮前区でも5割以上を占めている。

「地域包括ケアシステム」の理解度や行動について

単位：%

区 分	回答者数(人)	地域包括ケアシステムを聞いたことがない	地域包括ケアシステムの内容はおおむね知っているが、そのために自分が何をすればよいかわからない	地域包括ケアシステムのことや、そのために自分が何をすればよいかは知っているが、具体的に行動していない	地域包括ケアシステムのことや、そのために自分が何をすればよいかを知っているが、具体的な行動している	地域包括ケアシステムを聞いたことがない	無回答
川崎市	2,287	2.2	6.7	9.7	19.9	53.8	7.7
宮前区	355	2.3	5.1	10.4	20.8	54.1	7.3
宮前区役所管内	289	1.7	5.5	10.7	21.1	56.4	4.5
向丘出張所管内	66	4.5	3.0	9.1	19.7	43.9	19.7

5 宮前区の社会資源一覧

【こども文化センター】

0歳～18歳の子どものための、いつでも自由に訪れて遊べる施設です（乳幼児は保護者同伴）。子育てサークルなどのグループが部屋を借りて活動しています。また、毎月いろいろな子ども向けの催しを行っています。

	施設名	住所	電話
1	宮崎こども文化センター	宮崎1-7	(044) 888-2755
2	有馬こども文化センター	有馬4-5-2	(044) 855-2166
3	野川こども文化センター	野川3182-1	(044) 788-2202
4	宮前平こども文化センター	宮崎6-2	(044) 855-1884
5	平こども文化センター	平2-13-1	(044) 865-1032
6	白幡台こども文化センター	白幡台1-13-1	(044) 977-8600
7	菅生こども文化センター	菅生ヶ丘13-2	(044) 976-0444
8	蔵敷こども文化センター	菅生5-3-21	(044) 977-2577

【地域子育て支援センター】

地域全体で子育て家庭を応援するための施設です。子育てに関する相談や講座の開催など、子育て家庭に関する情報を得ることができるとともに、子育てをする親同士の交流や子どもの遊び場の利用ができます。

	施設名	住所	電話
1	地域子育て支援センター さぎぬま	鷺沼2-1	(044) 855-1751
2	地域子育て支援センター すがお	菅生5-4-10	(044) 977-2051
3	地域子育て支援センター 花の台	馬絹1-24-9	(044) 860-2416
4	地域子育て支援センター ペジューブル	土橋3-1-6	(044) 888-7503
5	地域子育て支援センター たつのこのこ	土橋4-7-1	(044) 920-9222
6	地域子育て支援センター たいら	平2-13-1	(070) 5089-2051
7	地域子育て支援センター みやざき	宮崎1-7	(070) 5024-8525
8	地域子育て支援センター のがわ	野川3182-1	(070) 5020-6458

【地域療育センター】

障害やその心配のある子どもを対象に、早期発見・早期療育、各種療育相談、巡回訪問などを行い、保健福祉センターや医療機関、児童相談所、保育園、幼稚園などの関係機関とも連携を図りながら、子どもとその家族を専門的かつ総合的に支援する施設です。

	施設名	住所	電話
1	川崎西部地域療育センター	平2-6-1	(044) 865-2905

【児童相談所】

子ども（18歳未満）のより健やかな成長と幸せのため、児童福祉法に基づき設置された専門の相談機関です。お子さんの養育、障害、性格行動、非行、不登校等に関して専門スタッフがご家族と一緒に問題解決にあたります。また、児童虐待に関わる相談・通報を受け付けています。

	施設名	住所	電話
1	中部児童相談所	高津区末長1-3-9	(044) 877-8111

【児童家庭センター】

地域の子ども（0歳～18歳未満）の子育てに関する相談をお受けする施設です。児童養護施設などに併設されています。

	施設名	住所	電話
1	まぎぬ児童家庭支援センター	宮前区馬絹1-24-5	(044) 863-7855

【地域包括支援センター】

地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療などの様々な面から総合的に支援するための相談窓口です。電話や面談、訪問などによる相談を受けることができます。

	施設名	住所	電話
1	みかど荘地域包括支援センター	野川1413	(044) 777-5716
2	鷲ヶ峯地域包括支援センター	菅生ヶ丘13-1	(044) 978-2724
3	富士見プラザ地域包括支援センター	野川2911	(044) 740-2883
4	レストア川崎地域包括支援センター	犬蔵2-25-9	(044) 976-9590
5	フレンド神木地域包括支援センター	神木本町5-12-15	(044) 871-1180
6	宮前平地域包括支援センター	馬絹6-20-4	(044) 872-7144
7	地域包括支援センター ビオラ宮崎	宮崎2-8-32 コスモ宮崎台102号	(044) 948-5371

【いこいの家】

地域の高齢者のふれあいや生きがいの場となる施設です。入浴施設が利用できるほか、教養講座や健康づくり教室、会食会などの様々な活動を行っています。

	施設名	住所	電話
1	野川いこいの家	野川3182-1	(044) 788-2271
2	有馬いこいの家	有馬4-5-2	(044) 855-2177
3	白幡台いこいの家	白幡台1-13-1	(044) 976-0786
4	平いこいの家	平2-13-1	(044) 865-1033
5	鷲ヶ峰いこいの家	菅生ヶ丘32-10	(044) 976-6418

【老人福祉センター（いきいきセンター）】

川崎市内に住んでいる高齢者の生活や健康などに関する相談をお受けしています。また、健康増進、教養の向上のため、教養講座実施や趣味のサークル活動の場を提供しています。

	施設名	住所	電話
1	宮前老人福祉センター	宮崎2-12-29	(044) 877-9030

【地域活動支援センター】

障害者が、通所で創作的活動や生産活動、社会との交流の場として利用できる施設です。日中の活動のほかに、電話や面談、訪問による相談を受けることもできます。

	施設名	住所	電話
1	うえるぷらんとMIYAMAE	野川2602-6 タウンハイツ鷲沼	(044) 788-0113
2	宮前フレンズ	野川2910-6 メゾンフレア202号室	(044) 777-7080
3	アトリエ言の葉	菅生1-9-27 パークヒルズオーシロ301号	(044) 948-5983
4	宮前ふれあいの家	東有馬1-2-26 コーポ清樹Ⅲ	(044) 865-8229
5	トゥーランプラン宮前	宮崎5-14-29 グレース宮崎台101・102	(044) 854-1156
6	陽だまり	宮崎3-4-60 バレス宮崎102号室	(044) 852-4554

【障害者相談支援センター】

障害者が地域で生活をしていく上での日常生活や就労などの様々な問題や悩みについて、電話や面談、訪問などによって支援し、解決のお手伝いをしています。

	施設名	住所	電話
1	みやまえ基幹相談支援センター	宮崎2-6-11 宮崎台バースビレッジA棟 106	(044) 750-0581
2	地域相談支援センター ポポラス	宮崎2-13-35 モア宮崎101	(044) 870-5236
3	地域相談支援センター れもん	神木本町5-1-4 エスプランサ宮前203	(044) 740-9043
4	地域相談支援センター シリウス	鷺沼1-2-1 安藤マンション403	(044) 920-9105

【障害者支援施設】

障害者の方々の支援を行う施設です。

	施設名	住所	電話
1	れいんぼう川崎	東有馬5-8-10	(044) 888-8601
2	障がい者支援施設みずさわ	水沢3-6-50	(044) 978-3238

【指定障害福祉サービス事業所（通所）】

障害者の方が日中に通所し、様々な活動を行う場です。

	施設名	住所	電話
1	いぬくら	犬蔵3-13-15	(044) 976-6955
2	川崎市れいんぼう川崎	東有馬5-8-10	(044) 888-8601
3	しらはた	白幡台1-8-1	(044) 978-5013
4	長尾けやきの里	神木本町2-15-6	(044) 856-6811
5	セルフ宮前こぼと	宮前平1-8-12	(044) 855-9455
6	工房じんべい	菅生2-14-52	(044) 975-0259
7	厨房じんべい	犬蔵1-34-9	(044) 872-8370
8	宮前ハンズ	有馬3-14-19	(044) 789-9916
9	ファームランドながお	神木本町3-1-19	(044) 571-5755
10	就労継続支援センター青鷺	野川3134-5	(044) 754-1751
11	あーる工房	馬絹6-10-33 まじわーる宮前内	(044) 855-0780

第5期宮前区地域福祉計画

平成30（2018）年3月

川崎市宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当

〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5

T E L 044-856-3300

F A X 044-856-3237

E-mail 69keasui@city.kawasaki.jp





第5期宮前区地域福祉計画

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度



基本理念

みんなでつくろう 地域の輪 ～共につながり 支え合い 安心して暮らせる地域づくり～

地域福祉計画とは、地域福祉を推進するための取組を定めた計画です。川崎市では、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の推進のための行政計画の1つとして位置づけられています。

市内で年少人口の割合が最も高い宮前区では、より良い子育て環境をつくろうと子育て支援の充実や、支援拠点の整備などを行ってきました。また、地域包括ケアシステム推進に向けた取組として、小中学生を対象とした次世代の育成にも力を入れています。

しかし、年少人口が多い特徴をもつ一方で、高齢化も進み、高齢者の孤立化や健康などの課題も抱えています。

宮前区の第5期計画では、「みんなでつくろう 地域の輪～共につながり 支え合い 安心して暮らせる地域づくり～」を理念として掲げ、区民一人ひとりがつながる場を提供し、つながった区民同士が支え合い、地域の輪がより広がり安心して暮らせるような地域づくりの支援に力を入れていきます。

基本目標と具体的な取組

基本目標 1 区民が主役の地域づくり

区民一人ひとりが地域福祉活動に関心を持ち、主体的に参加できるように、活動の場づくりの支援等を行い、区民自らが課題解決に取り組めるよう区民主体の地域づくりを支援します。

基本方針 1 誰もが参加できる健康・いきがいの支援

- 区民の健康づくり・介護予防の支援
- 地域関係団体との連携等による食育の推進

基本方針 2 地域福祉活動への参加の促進

- 地域のつながりワークショップの開催
- 区民シンポジウムの開催

基本方針 3 地域で活動するボランティアや各種団体の支援

- 子育て・健康づくり等グループ支援
- 地域で活動する市民活動団体の支援
- 地域のサロン等への支援
- 老人クラブ育成事業

基本方針 4 活動・交流の場づくり

- 精神障害者家族教室の開催
- 親と子の子育て応援セミナー事業
- 冒険遊び場活動支援事業
- 子育て支援拠点の活用・充実
- ウェルカム!みやまえキャンペーンの開催
- 地域の居場所としてのサロンの立ち上げ支援
- しあわせを呼ぶコンサートの開催



基本方針 5 地域課題の解決に向けた支援の充実

- 地域マネジメントの推進
- 地域における健康で快適な生活のための支援

基本目標 2 区民本位の福祉サービスの提供

利用者のニーズに合った適切な情報が得られるように、サービスに関して積極的な情報発信を行い相談支援体制の充実を図ります。また、地域で活動する人など地域活動の担い手となる人材を育成するため、講座などの学習機会の場を提供します。

基本方針 1 情報提供の充実

- 広報の充実
- みんなで実践健康づくり支援事業
- 子育て情報発信事業
- 高齢者支援制度や介護予防など高齢者に関する普及啓発活動の実施

基本方針 2 相談支援体制の充実

- 生活保護世帯の中学生に対する学習機会の提供
- 子ども・子育てに関する相談の実施
- 健康や福祉に関する相談の実施
- 保育所入所相談の実施
- 高齢者・障害者に対する相談体制の充実

基本方針 3 保健・福祉人材の育成

- 認知症サポーター養成講座の開催
- 子育て・健康づくり等ボランティア養成講座の開催
- 次世代に向けた地域福祉講座の開催



基本目標 3 必要な人が支援へつながる仕組みづくり

高齢者や子育て家庭、災害時の支援など、支援を求めている人は様々です。必要な人に必要な支援を提供できるように、包括的な仕組みづくりを推進します。

基本方針 1 支援が必要な人への見守り、支え合いの推進

- 地域が主体となった見守り・支え合いの促進
- こんいち赤ちゃん事業
- 川崎市地域見守りネットワーク事業等の充実
- 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業
- ひとり暮らし等高齢者見守り事業
- 災害時要援護者対策の充実

基本方針 2 虐待への適切な対応の推進

- 児童虐待予防・早期発見体制の充実
- 高齢者虐待防止の支援体制の充実
- 障害者虐待防止の支援体制の充実



基本目標 4 地域づくりのための連携・協働の推進

地域づくりには区民・事業者・行政等が一体となって連携し、協働することが大切です。地域づくりをより円滑に行うことができるように、区民・事業者・行政等の連携を強化していきます。

基本方針 1 保健・福祉などの連携・協働の推進

- 宮前精神保健福祉連絡会
- 安心な在宅療養の環境づくり

基本方針 2 区民、事業者と行政の連携・協働の推進

- 地域包括ケアシステムネットワーク会議の開催
- 地域包括支援センターとの連携による地域づくり
- 民生委員児童委員・保護司会等の活動支援
- 主任児童委員と保健福祉センターとの連絡会の開催
- 宮前区地域自立支援協議会の開催
- 子ども・子育てネットワーク会議の開催
- 幼保小(中)連携事業
- 関係する営業施設等との協働による地域づくりの推進
- 社会福祉協議会との連携・協働



地域のつながりワークショップの開催

地域のつながりづくりをテーマとしたワークショップを通じて地域の具体的な活動を知ること、地域住民の交流の場や、新たな連携が生まれるよう支援を行います。

区民シンポジウムの開催

区民シンポジウムを開催することによって、既に行われている区民の地域活動や区内で実施されている多様な取組について情報共有を図り、地域活動や地域づくりを支援します。

地域マネジメントの推進

地区カルテやアンケート調査等で明確化した地域の課題をそれぞれの地域の区民が共有し、自分事として問題意識を持つことにより、区民が主体的に課題解決に当たることができる環境を整えます。

広報の充実

地域活動や地域包括ケアシステムについて積極的に広報を行うことにより、地域包括ケアシステムの意識づくりや地域福祉の目的・理念について広く普及啓発を行います。

重点項目

宮前区の地域包括ケアシステム

第5期宮前区地域福祉計画は、川崎市の策定した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、策定されています。

地域包括ケアシステム推進ビジョンが目指す「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域」を作るには、区民一人ひとりが、自身の健康を意識し、近隣の人々とあいさつを交わし、地域に積極的に関わること(自助)、ボランティアや近隣住民が情報交換や見守り活動を通じて互いに支え合うこと(互助)、介護保険や医療保険に代表される、お互いの支え合いを基本として制度化された、リスクを共有する人々で負担する取組(共助)、自助・互助・共助では十分な対応ができない場合に、主に税負担により提供される社会福祉等(公助)といった、それぞれの役割を果たしながら、地域福祉を推進していくことが大事だと考えています。



第5期宮前区地域福祉計画 概要版

(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)

発行／川崎市宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当

〒216-8570 神奈川県川崎市宮前区宮前平2-20-5

TEL (044)856-3300

FAX (044)856-3237

E-MAIL 69keasui@city.kawasaki.jp